



Kumamoto City

News Release

令和8年（2026年）4月14日

平成28年熊本地震総括資料について

平成28年熊本地震から10年の節目を迎えるにあたり、10年間の復旧・復興の取組を振り返り、教訓を次世代や他の自治体等へ伝承するための総括資料を作成しました。

本日、令和8年（2026年）4月14日の庁議（庁内会議）後より市ホームページにて公表いたします。

1 公表日時 令和8年（2026年）4月14日（火）庁議（庁内会議）後

2 ホームページ掲載箇所

ホーム>分類から探す>防災・救急>熊本地震関係>[熊本地震10年関連トップページ](#)

3 掲載内容

- ・熊本地震の概要
- ・これまでの取組の全体像
- ・復旧・復興の歩みと今後の取組
- ・熊本地震を契機に改善された制度

【お問い合わせ先】

政策局 総合政策部 政策企画課

電話：096-328-2035

課長：杉本 健吾（すぎもと けんご）

平成28年熊本地震 総括資料

10年間の歩みと 更なる発展へ

令和8年（2026年）4月



2016



助け合い支え合う地域のつながりこそ真の防災力

熊本地震は、最大震度7が2回、震度6の地震が5回、余震の累計は4,000回超の観測史上初の大災害となり、本市だけで死者90人、避難者数が最大11万人、住家被害が13万件にも及ぶ甚大な被害に見舞われました。

また、熊本のシンボルである熊本城の被害をはじめ、市民病院の機能停止、避難所における混乱、デマ情報の錯綜など、想定外の事態が次から次へと発生し、行政による公助の限界が露わになった災害でした。

このような状況下において、地域における共助や自助が大きな力を発揮し、助け合い支え合う地域のつながりこそが真の防災力であることを、わたしたちは実感しました。

本市では、この熊本地震の最大の教訓を胸に、これまで地域や関係団体と連携した取組を力強く推進して、様々な面から防災力をアップデートしてきました。

今後も全国的に大規模かつ広域的な災害の発生が想定される中、この10年の節目を契機として、安全・安心で災害に強くしなやかなまちづくりを更に加速化させるとともに、他の自治体にも震災の教訓を伝承することで、九州をはじめ全国の自治体の災害対応力の向上をけん引してまいります。

目次

I 熊本地震の概要 P4-6

II これまでの取組の全体像 P7-8

震災復興計画等に基づく着実な復旧・復興

III 復旧・復興の歩みと今後の取組 P9-143

1. 被災者の生活再建に向けたトータルケア

(1) 一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト P10-24

- ① 生活再建・住まい再建支援 **復興重点PJ 1**
- ② 被災宅地の復旧支援
- ③ 心のケア

(2) 震災直後の妊産婦や乳幼児への安否確認 P25-27

(3) 中小企業や商店街等の復興支援 P28-30

2. 防災・減災のまちづくりの推進

(1) 災害に強い都市基盤・防災拠点施設等の整備 P31-61

- ① 熊本市民病院の再建 **復興重点PJ 2**
- ② インフラの復旧・耐震化
- ③ 自立・分散型エネルギーシステムの構築
- ④ 農地・農業用施設等の復旧
- ⑤ 中心市街地の整備 **復興重点PJ 4**
- ⑥ 新庁舎整備
- ⑦ 競輪場の再建と地域の防災拠点整備

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の向上 P62-114

- ① 校区防災連絡会・避難所運営委員会の結成
- ② 地域防災計画等の改定
- ③ 情報発信（防災情報システム・ハザードマップ・LINE）
- ④ まちづくりセンター・地域担当職員の設置
- ⑤ 震災対処訓練
- ⑥ 避難所の環境整備

- ⑦ 外国人被災者支援の充実
- ⑧ 大規模災害時における消防活動の維持
- ⑨ 災害廃棄物処理体制の強化
- ⑩ くまもとアプリの導入・活用
- ⑪ 行政事務の働き方改革
- ⑫ 教育分野におけるICTの推進
- ⑬ 各区の特色をいかした取組

3. 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

(1) 熊本城の復旧復興 **復興重点PJ 3** P115-118

(2) 文化財の復旧復興 P119-121

(3) 熊本市動植物園の復旧・復興 P122-124

(4) 記憶と記録の伝承に向けた取組 P125-133

- ① 記録の整理・公開
- ② 防災啓発イベント等の実施
- ③ 防災教育の推進 **復興重点PJ 5**

(5) 防災基本条例の制定 P134-136

(6) 他都市との支援・協力体制の構築 P137-143

- ① 被災地自治体への支援
- ② 九州全体での防災・減災対策

IV 熊本地震を契機に改善された制度 P144-149

1 災害救助法の直接適用 P145

2 災害援護資金の貸付制度の見直し P146

3 熊本市指定文化財の修理等に係る補助金の拡充 P147

4 災害廃棄物関係法令等の改定 P148

5 熊本県内応援隊及び緊急消防援助隊受援体制の見直し P149

※「復興重点PJ」と記載している項目は、熊本市震災復興計画（H28.10～R2.3）で掲げた以下5つのプロジェクトに関連する項目になります。

- プロジェクト① 一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト
- プロジェクト② 市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト
- プロジェクト③ くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト
- プロジェクト④ 新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト
- プロジェクト⑤ 震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト

I 熊本地震の概要

1 熊本地震の被害状況

- 平成28年(2016年)4月14日及び16日に発生した熊本地震は、わずか**28時間の間に最大震度7が2回、震度6の地震が5回、余震の累計は4,000回超となる観測史上初の大災害**だった。
- **避難者数は最大11万人、住家被害は13万件を超え、液状化等による宅地被害**が市内の各所で発生。

人的被害 (令和8年(2026年)2月末時点)

死者 90人 (直接死6人 関連死84人)

重傷者 772人 (重度の障がい者6人を含む)

避難所・避難者数

避難所 267箇所(最大)

避難者数 110,750人(最大)

住家被害

※り災証明交付件数
(令和8年(2026年)2月末時点)

全壊	5,764件
大規模半壊	8,972件
半壊	38,964件
一部損壊	82,985件
計	136,685件

宅地被害の状況(推定)

がけ崩れ被害戸数 (造成宅地変状箇所内の箇所を含む)	約4,300戸
液状化被害戸数	約2,900戸
計	約7,200戸

◆ 水道:最大約326,000戸断水	⇒平成28年(2016年)4月30日通水完了
◆ 電気:約278,400戸停電	⇒平成28年(2016年)4月18日午後復旧
◆ ガス:約100,900戸供給停止	⇒平成28年(2016年)4月30日復旧完了

2 被害状況の写真



▲ 頼当御門周辺の石垣の崩壊



▲ 市民病院新館待合ホール天井材落下の状況



▲ 宅地擁壁の被災状況



▲ 一般県道玉名植木線 法面の崩壊



▲ 下水道(管路)の被災状況

Ⅱ これまでの取組の全体像

震災復興計画等に基づく着実な復旧・復興

- 平成28年(2016年)10月に震災復興計画を策定し、令和元年度(2019年度)末までに、着実な復旧・復興を推進した。
- 継続的に取り組むべき課題については、第7次総合計画の後期基本計画に引き継ぎ取組を実施した。
- 令和6年度(2024年度)より第8次総合計画が始動し、ビジョン3「市民生活を守る強くしなやかなまち」の実現に向け、防災・減災を推進している。

H28.10 R2.3 R2.4 R6.3 R6.4

第7次総合計画 前期基本計画

中核 熊本市震災復興計画

インフラ復旧等は概ね完了
住まい再建に一定の目途

残された課題

第7次総合計画
後期基本計画

引き続き熊本地震からの復旧・復興を
重点的取組として推進

更なる
取組の
推進

第8次総合計画

更なる防災・減災の推進

5つの復興重点プロジェクト

- 1 一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト
- 2 市民の命を守る「熊本市民病院」再生プロジェクト
- 3 くまもとのシンボル「熊本城」復旧プロジェクト
- 4 新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクト
- 5 震災の記憶を次世代へつなぐプロジェクト

熊本地震からの復旧・復興

- 1 被災者の生活再建に向けたトータルケア
- 2 防災・減災のまちづくり
- 3 熊本地震の記録と記憶の伝承

市民生活を守る強くしなやかなまち

- (1) 都市基盤の強靱化
- (2) 防災拠点施設の強靱化
- (3) 洪水や都市型水害による被害の防止・軽減
- (4) 災害対応体制の構築
- (5) 自助、共助及び公助による地域防災力の更なる向上
- (6) 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

Ⅲ 復旧・復興の歩みと今後の取組

これまでの震災復興計画や総合計画の内容を踏まえ、以下3つの柱で、この10年間の復旧・復興の歩みと今後の取組を整理しています。

1. 被災者の生活再建に向けたトータルケア

2. 防災・減災のまちづくりの推進

3. 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

1 被災者の生活再建に向けたトータルケア

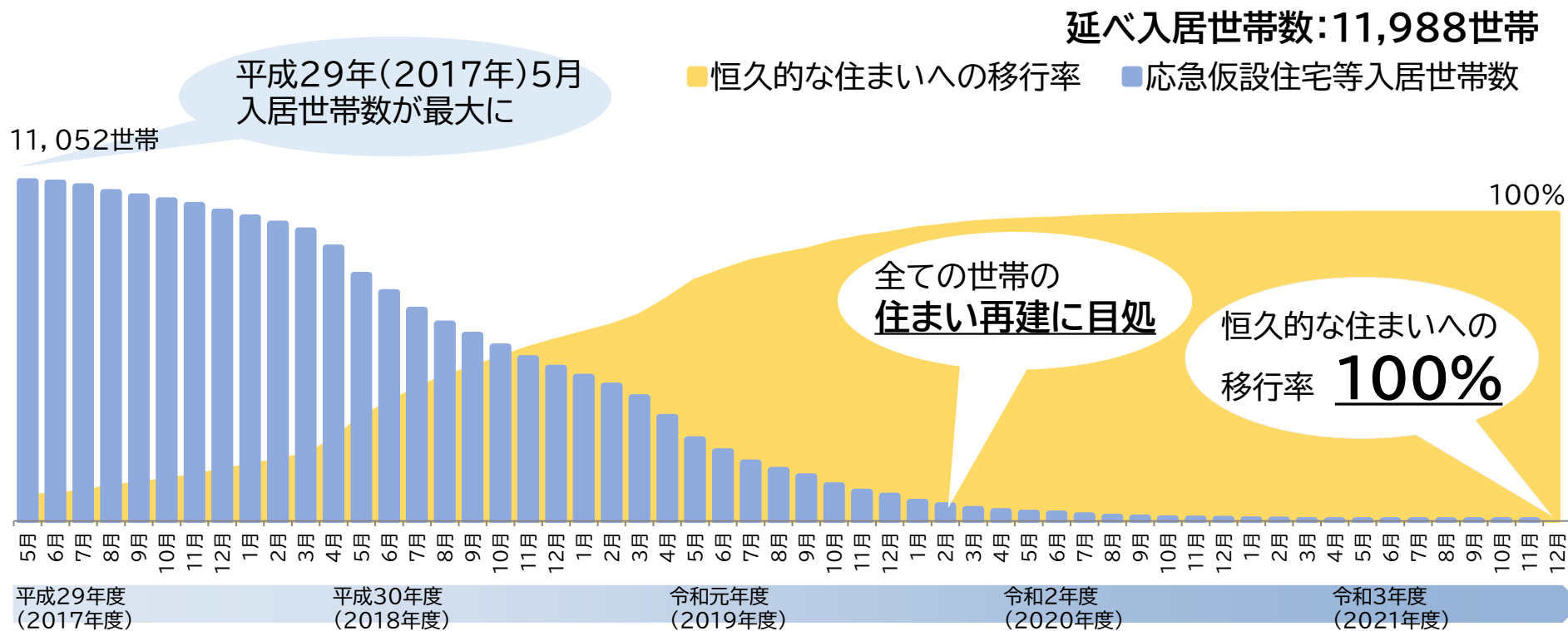
復興重点プロジェクト1

(1)一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト～①生活再建・住まい再建支援～

取組の概要

- 被災者が一日も早く安心して自立的な暮らしを取り戻すことができるよう、現状把握に努め、地域支え合いセンターによる支援をはじめ、住まいの確保支援や心のケア等、生活再建に向けた総合的な自立支援に取り組んだ。
- 被災者一人ひとりの状況に応じて住まい再建に向けた支援を行った結果、令和3年(2021年)12月末時点で応急仮設住宅等入居世帯数は0世帯となった。

応急仮設住宅等入居世帯数と恒久的な住まいへの移行率の推移



① 復興部の新設

被災者支援に係る業務を可能な限りワンストップで実施するとともに、災害復興事業を統括するための組織として、「復興部」を新設。(平成28年(2016年)5月6日～令和3年(2021年)3月)

復興部【40人】

復興総務課

- 災害復興事業に係る企画及び総合調整に関すること。

生活再建支援課

- 被災者の生活再建支援に係る企画及び総合調整並びに実施に関すること。
- 被災者の生活再建に係る総合的相談に関すること。

住宅再建支援課

- 仮設住宅等に係る被災者の入居及び退去の管理に関すること。
- 仮設住宅等に入居する被災者からの相談に関すること。
- 仮設住宅の維持補修に関すること。
- 被災住宅の相談等に関すること。

② その他プロジェクトチーム等による対応

- 避難所体制検討プロジェクトチーム
避難所が長期化する中、避難所の環境改善を行い、避難者への支援の充実を図るため、市民局・政策局・財政局等が連携し、避難所の集約及び拠点化を図った。
- 住まいと福祉に関するプロジェクト
高齢者や障がい者など、要援護者に対して応急的な住宅を確保するため、都市建設局と健康福祉局が連携し、市営住宅やサービス付高齢者向け住宅等を優先的に提供した。
- その他
震災廃棄物対策課、震災土木施設対策課、震災宅地対策課、熊本市民病院再建プロジェクト、熊本城復旧復元プロジェクト等の組織を新設

③ 総合相談窓口の開設

生活再建支援に関する申請受付や各種相談に応じるため、関係部局が連携し、各区役所等に総合相談窓口を設置。(窓口統括は復興部)(平成28年(2016年)5月17日～令和元年(2019年)12月)

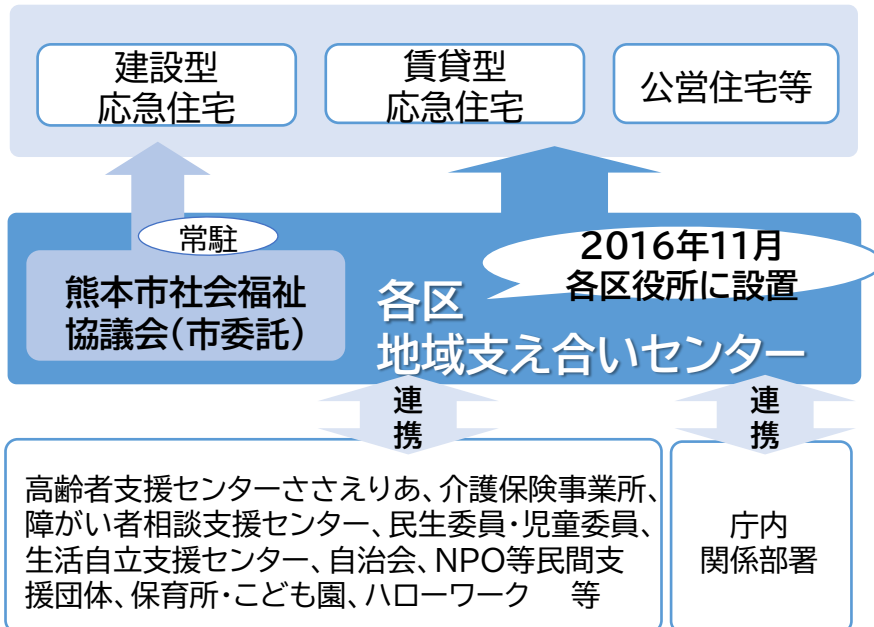
【総合相談窓口の主な内容】

- 各種給付金(弔慰金・見舞金、義援金、生活再建支援金)
- 助成金(利子助成、転居費助成等)
- 住宅融資相談、法律相談(司法書士)



④ 地域支え合いセンターの設置

各区に「地域支え合いセンター」を設置し、被災した熊本市民病院の看護師等を専任職員として、被災者の見守りや生活・健康相談、地域コミュニティ支援等を実施(平成28年(2016年)11月～令和4年(2022年)3月31日)



● 最大56名(5区合計)体制による家庭訪問

被災した市民病院から派遣された看護師が、応急仮設住宅等入居世帯を定期的に訪問



累計件数
36,863件

● 世帯ごとに「個別支援計画」を作成

「区仮設住宅入居者個別支援会議」において、各世帯の状況を分析し、再建方針や課題を関係部署と共有



支援計画検討件数
11,908件

● 応急仮設住宅入居者のための交流会を開催

慣れない地域で生活されている応急仮設住宅入居者等を対象に、入居者同士の交流の場として開催



計 36回開催
1,945名参加

⑤ 応急仮設住宅退去者等への支援

応急仮設住宅等退去世帯を対象とした「生活・健康調査」を実施。仮設退去後も支援が必要な世帯に対して各種機関と連携した切れ目のない支援を行った。

対象世帯数 12,360世帯
調査期間 R2.7月～R4.7月(計5回)

調査により
抽出

要支援世帯

1,154世帯

必要な支援を
コーディネート

中央区	東区	西区	南区	北区
226世帯	381世帯	124世帯	261世帯	162世帯

地域支え合いセンター等による切れ目のない支援

①個々の状況を把握

新型コロナウイルス感染拡大に留意しながら電話や訪問等による個別確認

②必要に応じ各種支援へつなぐ

(各種支援の事例)

○習い事等に行けなくなり人とのつながりが希薄に

→ 民生委員による定期的な見守りを実施

○脳幹出血の後遺症で離職し、生活に困っていた

→ 保健師の勧めで身体障害者手帳を取得。障がい者相談支援センターと連携し、就労支援

○ 継続的な支援が必要な世帯の推移

R3.1月	...	R4.4月	R4.5月	R4.6月	R4.7月	R4.8月	R4.9月	R4.10月
206世帯		22世帯	20世帯	16世帯	13世帯	4世帯	2世帯	0世帯

⑥ 伴走型住まい確保支援事業

仮設住宅等に入居され、住まい再建に支援が必要な世帯に対し、不動産会社等への繋ぎや入居手続きの支援等を実施。(平成29年(2017年)7月～令和2年(2020年)3月)

住まい再建の三本柱

伴走型住まい確保支援



不動産知識を持つ専門相談員が
住まい再建を総合的にサポート

相談受付件数 24,609件

支援を活用して住まいを再建した世帯
2,953世帯

公営住宅提供



被災者に公営住宅を優先提供

災害公営住宅 8団地
326戸建設

うち、1団地16戸はペット飼育可

公営住宅のマッチング 895戸

福祉的支援



助成金の支給や生活困窮者等の経済的自立に向けた支援等

個別相談会等 57回開催
(相談件数 1,723件)

住まい再建にかかる助成金
支給額 33億円
(2026年2月末時点)

全ての被災者の一日も早い恒久的な住まいへの移行

1 被災者の生活再建に向けたトータルケア

(1)一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト～①生活再建・住まい再建支援～

取組の概要

- 看護師等が中心となり仮設住宅などでの生活支援相談を担った、地域支え合いセンターによる支援から、令和4年度より既存事業の枠組みの中での支援へと移行し、支援が必要な新たな相談等があれば引き続き対応するよう体制を継続している。
- このように、福祉的な支援の充実及び地域コミュニティの活性化に取り組むことで、被災者を含めた支援が必要な方が地域で孤立せず、生きがいと尊厳をもって暮らせる地域社会の実現へつなげていく。

現行の支援体制

既存事業の枠組みの中での支援

福祉支援の充実

被災者を含めた、各種支援が必要な方に対して切れ目のない支援を提供

- 校区単位の健康まちづくり
- 生活困窮世帯等の相談支援等の強化 等

地域コミュニティの活性化

地域での交流の機会づくり等、コミュニティ形成を図り、孤立化を防止

- 地域での交流会等の開催
- 積極的な地域情報(生活情報等)の発信
- 各種行事(サロン等)への参加促進
- 民生委員・児童委員や高齢者支援センターささえりあ等による見守り支援
- 校区防災連絡会を中心とした地域防災力の強化 等

発災直後の課題(発災～H29年度)

【申請手続の増】

- 平成28年(2016年)5月17日から、「被災者台帳・生活再建支援システム」を活用したり災証明の発行が開始されることに伴い、災証明を要する各種支援メニューの申請手続も増加することが予想された。

【きめ細かな支援の必要性】

- 被災者が避難所等から応急仮設住宅等に住まいを移したあとも、孤立することなく心身ともに健康に暮らせるよう、被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行う必要があった。

【経済的支援】

- 被災者の生活再建に向け、各種支援金や貸付制度等の経済的支援に取り組む必要があった。
- 被災者が恒久的な住まいへ移行するに当たり、経済的支援に取り組む必要があった。

対応

【総合相談窓口の開設】

- システムを活用したり災証明の発行開始に合わせ、平成28年(2016年)5月17日から、各区役所に生活再建支援に関する総合相談窓口を開設。
- 本庁舎14階においては、生活再建支援制度以外にも家屋解体や法律相談、労働・経営相談といった関係部署のワンストップ窓口を開設。

【総合的な支援の実施】

- 平成28年(2016年)7月から、応急仮設住宅等に入居する全世帯の戸別調査を実施し、状況・課題の把握のうえ、支援方針を策定。
- 平成28年(2016年)11月に、被災者の安心した日常生活を取り戻し、生活再建できるよう、「地域支え合いセンター」を設置し、同センターを中心に応急仮設住宅等入居者の見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を実施。
- 平成29年(2017年)7月から、応急仮設住宅に入居する独居高齢者世帯及び要配慮世帯に対し、生活上の不安の軽減や孤独死防止の観点から、緊急通報システムを設置するとともに、月2回の安否確認を実施。

【経済的支援】

- 災害見舞金や災害弔慰金、災害義援金等の支給を実施。
- 災害援護資金の貸付を実施。
- 「住まいの再建」支援事業として、自宅再建利子助成事業、リバースモーゲージ利子助成事業、民間賃貸住宅入居支援助成事業及び転居費用助成事業の4つの支援事業を実施。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

【孤立防止や健康支援】

- 被災者が応急仮設住宅等を退去し恒久的な住まいに移行したあとも、孤立防止や健康支援に向け、個々の生活状況や健康状態を把握し、適切な支援を実施する必要があった。

復興のその先(R3年度～)

- 被災者の住まい再建及び要支援者の既存事業へのつなぎ等が十分進み、令和3年(2021年)12月に応急仮設住宅入居世帯数が0世帯となった。

対応

【孤立防止や健康支援】

- 令和2年(2020年)7月から、仮設住宅退去者の現在の生活状況や健康状態を把握するため、アンケート形式による「生活・健康調査」を実施。
- 生活・健康調査により把握した要支援者に対して、定期的な健康状況等の確認を行い、必要に応じて既存事業へのつなぎ等を行った。

対応

- 地域支え合いセンターの組織は令和3年度(2021年度)限りで廃止し、同センターを中心とした各種支援から、既存事業の枠組みの中で、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援に取り組んでいくこととなった。

【既存事業の枠組みの中での被災者支援】

- ・ 退去者支援のコーディネート(支援状況の進捗管理等)
- ・ 校区単位の健康まちづくり
- ・ 生活困窮世帯等の相談支援等の強化
- ・ 地域での交流会等の開催
- ・ 積極的な地域情報(生活情報等)の発信
- ・ 各種行事(サロン等)への参加促進
- ・ 民生委員やささえりあ等による見守り支援

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	地域支え合いセンターの設置	被災者見守り対策強化事業の実施	生活・健康調査の実施	住まい再建支援事業の実施	各種災害給付に係る事務	<ul style="list-style-type: none"> ● 5月17日 総合相談窓口開設 ● 5月17日 生活再建支援金・災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金の申請受付開始 ● 5月17日 災害援護資金の貸付申請受付開始 ● 5月17日 生活必需品の支給申請受付開始 ● 5月18日 災害義援金配分委員会の設置 ● 6月1日 災害義援金の申請受付開始 ● 6月13日 災害弔慰金等支給審査委員会の設置 ● 7月 応急仮設住宅等に入居する全世帯の戸別調査を開始 ● 11月 各区福祉課への地域支え合いセンターの設置 ● 1月31日 生活必需品の支給申請受付終了
H29								<ul style="list-style-type: none"> ● 7月 被災者見守り対策強化事業を開始 ● 11月 住まい再建支援事業を開始
H30								
H31								
R2	第7次総合計画(後期)							<ul style="list-style-type: none"> ● 7月 生活・健康調査を開始 ● 3月31日 災害義援金の受入れ終了
R3		<ul style="list-style-type: none"> ● 地域支え合いセンターの解散 ● 被災者見守り対策強化事業を終了(高齢者安心支援事業への移行) 						
R4								<ul style="list-style-type: none"> ● 生活・健康調査(全5回)を終了 ● 3月31日 住まい再建支援事業に係る申請受付を原則終了
R5								
R6	第8次総合計画							<ul style="list-style-type: none"> ● 5月13日 生活再建支援金の申請受付終了
R7								
R8								

1 被災者の生活再建に向けたトータルケア

(1)一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト～②被災宅地の復旧支援～

復興重点プロジェクト1

取組の概要

- 熊本地震で被害を受けた、被災宅地の復旧支援が完了
- 液状化被害を受けた地区の再度災害防止の公共工事については、近見地区の地下水位低下工法実施地区(全8地区)で対策完了

被災宅地の復旧支援

公共事業による復旧工事

擁壁の被害



- 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業
全71地区完了
- 宅地耐震化推進事業
※宅地液状化防止事業を除く
全165地区完了

令和3年度(2021年度)
全事業完了

個別の復旧補助

地盤の被害



- 被災宅地復旧支援事業
(復興基金活用事業)
- 交付実績 2,639件
交付総額 約57億円

令和4年度(2022年度)
交付完了

近見地区の宅地液状化防止事業

熊本地震により家屋等への液状化被害が発生した地区のうち、地域住民の意向があった地区について、対策工事を実施

液状化の被害



近見地区(地下水位
低下工法)全8地区
令和7年度
(2025度)
対策完了

液状化対策(地下水位低下工法)
工事の様子

被災マンションの再生支援

- 建替え支援
令和2年度(2020年度)、令和6年度(2024年度) 計2団地完了
- 解体支援
令和3年度(2021年度)、令和5年度(2023年度) 計2団地完了
- 建替えに向けて被災者で協議中 (1団地)

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 宅地については、斜面や擁壁の崩壊、液状化による被害が発生。
- 大規模な盛土造成が行われた地区では集中的に宅地被害が発生。
- 被災件数は、斜面や擁壁の崩壊による被害が約4,300件、液状化による被害も約2,900件に及んだ。
- 被災宅地(推定)約7,200件のうち、既存の国庫補助事業を活用した公共事業による復旧が可能となるのは約1,300件にとどまった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 宅地復旧支援事業について、広く周知する必要があった。
- 宅地液状化防止事業の工法選定や同意取得が難航。

復興のその先(R3年度～)

- 公共事業(宅地耐震化推進事業※、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業)による宅地復旧事業については、令和3年度(2021年度)に完了。
※液状化防止事業を除く
- 宅地復旧支援事業については、令和4年度(2022年度)に完了。
- 宅地液状化防止事業については、令和6年度(2024年度)に工事完了。

対応

- 宅地造成工事規制区域内の被害状況より、被災宅地危険度判定本部を設置。
- 宅地復旧は所有者による対応が原則であるが、甚大な被害と二次被害の発生により第三者や公共施設への被害が生じる恐れがあったことから、国庫補助事業の採択要件に合致するものについては公共事業での復旧を計画。また、熊本地震の被害実態に鑑み、採択要件を緩和。
- 公共事業以外の対応として、熊本県復興基金による宅地復旧支援事業を実施。
- 液状化対策についても、国庫補助事業の採択要件に合致する地区を選定し、地区説明会を実施。

対応

- 宅地復旧支援事業について、広報誌やラジオ放送に加え、相談会の実施等により周知に努めた。
- 液状化防止事業の実証実験等を行い合意形成を進め、工事に着手。

対応

- 公共事業による宅地復旧事業により設置した施設については、保全条例の制定や、維持管理協定の締結等により適切に取り扱っていくこととした。
- 宅地液状化防止事業により設置した液状化対策施設は道路施設として管理していくこととした。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	大規模盛土造成地滑動崩落防止事業・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	宅地耐震化推進事業の拡充事業	宅地復旧支援事業	宅地液状化防止事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災宅地危険度判定 ● 宅地耐震化推進事業の検討 ● 宅地復旧支援事業(約5,500件)申請受付開始 ● 宅地液状化防止事業 基礎調査実施
H29							<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業(9地区)実施 ● 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業(71地区)実施 ● 宅地耐震化推進事業の拡充事業(156地区)実施 ● 宅地液状化防止事業 対象地区検討及び地区説明会、実証実験開始
H30	第7次総合計画(後期)						<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地液状化防止事業 近見地区先行地区事業開始 ● 液状化シンポジウム開催
H31							<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業(9地区)工事完了 ● 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業(71地区)工事完了 ● 宅地液状化防止事業 近見地区先行地区工事及び地下水位低下完了
R2	第8次総合計画						<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地液状化防止事業 秋津町秋田地区工事完了
R3							<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地耐震化推進事業の拡充事業(156地区)工事完了 ● 宅地復旧支援事業 受付完了
R4							<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地復旧支援事業 交付完了
R5							<ul style="list-style-type: none"> ● 液状化シンポジウム開催
R6							
R7							<ul style="list-style-type: none"> ● 近見地区における宅地液状化対策完了
R8							

1 被災者の生活再建に向けたトータルケア

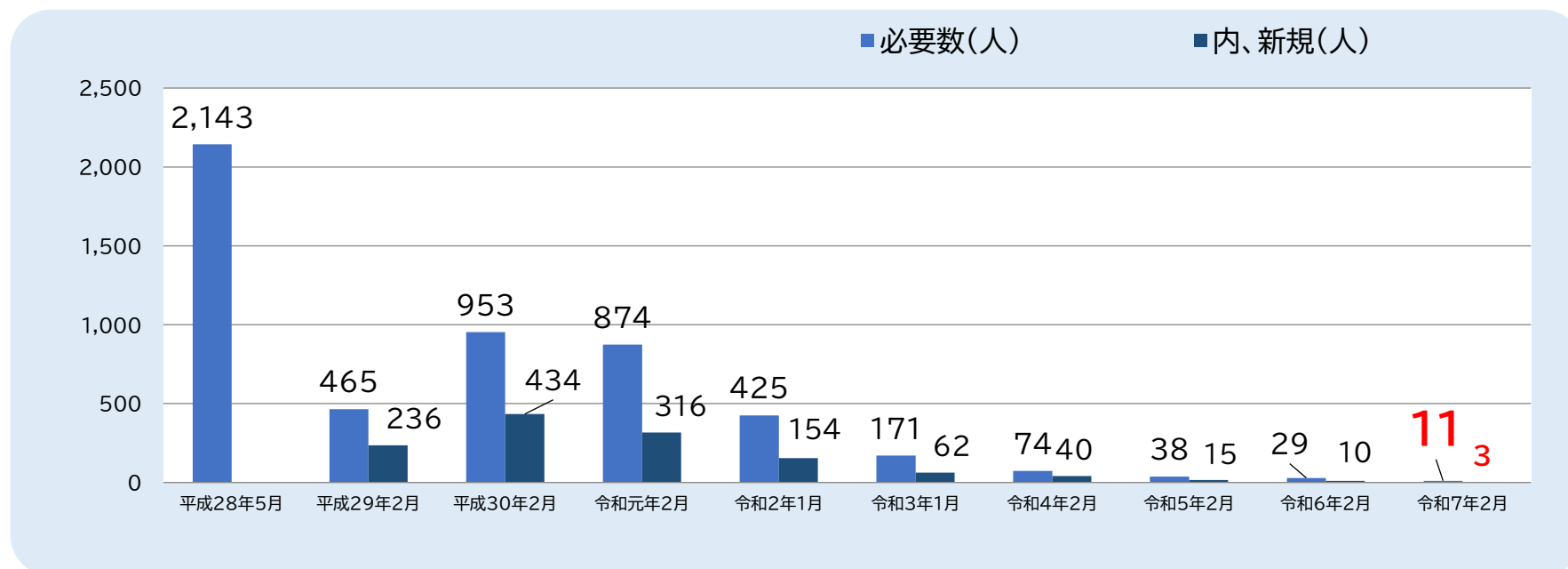
復興重点プロジェクト1

(1)一人ひとりの暮らしを支えるプロジェクト～③心のケア～

取組の概要

- 小中学校における児童生徒の心のケアの体制を充実し、一人ひとりの心身の健康と「心の復興」に向けた取組を行っている。
- 熊本地震の影響によるカウンセリングが必要な児童・生徒数の調査を年3回実施し、カウンセリングの必要性が高い学校に、カウンセラーの配当時間を加算して心のケアを実施している。

カウンセリングが必要な児童・生徒数の推移



カウンセリング実施件数 **41,668件(実人数)**

※震災後～2025年2月末

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 学校再開後より平成28年度(2016年度)は6回、平成29年度(2017年度)は3回熊本地震によるカウンセリングが必要な児童生徒数について調査した。
- 平成28年度第1回調査(平成28年(2016年)5月)では2,143人、平成28年度(2016年度)末については465人、平成29年度(2017年度)末は953人と増加、減少を繰り返しながら推移。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 熊本地震によるカウンセリングが必要な児童生徒数は、平成30年(2018年)6月時点では799人、令和2年(2020年)1月末時点では171人と減少したが、継続した心のケアが必要であった。

復興のその先(R3年度～)

- 熊本地震によるカウンセリングが必要な児童生徒数について、令和3年(2021年)6月時点では108人、令和6年(2024年)2月時点では11人と減少した。

対応

- スクールカウンセラー増員・全小中学校区に配置。
- 学校心理士会・臨床心理士会等の協力を得て心のケア体制を強化。
- 心のケアサポート会議の開催
- 県教育委員会と連携し、児童精神科医・臨床心理士・特別支援教育専門家の助言を受け、学校現場で活用できる資料を提供した。

対応

- カウンセリングが必要と判断したこどもの数を把握し、児童生徒に対して中長期的な視点から適切な支援が行われるよう、ニーズに応じたスクールカウンセラーを配置。

対応

- 定期的なカウンセリングが必要な児童生徒数調査の中に熊本地震の影響による児童生徒数を含み、引き続き、児童・生徒の心のケアを実施していく。

取組スケジュール

(年度)

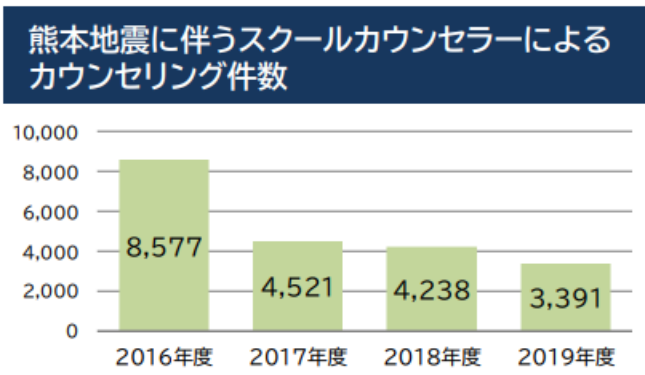
H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	熊本地震による心のケア	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年熊本地震発生 →全小中学校、高等学校、特別支援学校休校(～平成28. 4. 25～5.10 学校の状況に合わせて再開) ● 学校心理士会と連携(平成28. 4. 18)・日本臨床心理士会へカウンセラー派遣依頼(平成28. 5. 16) ● 各学校へカウンセラー配置(平成28. 5. 23) ● 心のケアサポート会議 県教育委員会との連携。心のケアに関する資料を学校提供 ● カウンセリングが必要な児童生徒数調査にて、熊本地震によるカウンセリングが必要な児童生徒数の把握
H29				<ul style="list-style-type: none"> ● 心のケアサポート会議(学校視察 SCと意見交換) ● カウンセリングが必要な児童生徒数調査にて、熊本地震によるカウンセリングが必要な児童生徒数の把握
H30				<ul style="list-style-type: none"> ● 心のケアサポート会議(学校視察) ● カウンセリングが必要な児童生徒数調査にて、熊本地震によるカウンセリングが必要な児童生徒数の把握
H31				<ul style="list-style-type: none"> ● 心のケアサポート会議(学校視察) ● カウンセリングが必要な児童生徒数調査にて、熊本地震によるカウンセリングが必要な児童生徒数の把握
R2				<ul style="list-style-type: none"> ● 心のケアサポート会議(心のケアが必要な児童生徒の推移、SCの取り組みについて) ● カウンセリングが必要な児童生徒数調査にて、熊本地震によるカウンセリングが必要な児童生徒数の把握
R3	第7次総合計画(後期)	<ul style="list-style-type: none"> ● 心のケアサポート会議(心のケア、SCの取り組みについて) ● カウンセリングが必要な児童生徒数調査にて、熊本地震によるカウンセリングが必要な児童生徒数の把握 		
R4		<ul style="list-style-type: none"> ● 心のケアサポート会議(心のケア、SCの取り組みについて) ● カウンセリングが必要な児童生徒数調査にて、熊本地震によるカウンセリングが必要な児童生徒数の把握 		
R5		<ul style="list-style-type: none"> ● 心のケアサポート会議(心のケア、SCの取り組みについて)R5年度で終了 ● カウンセリングが必要な児童生徒数調査にて、熊本地震によるカウンセリングが必要な児童生徒数の把握 		
R6	第8次総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ● カウンセリングが必要な児童生徒数調査にて、熊本地震によるカウンセリングが必要な児童生徒数の把握 		
R7				
R8				

1 被災者の生活再建に向けたトータルケア

(2) 震災直後の妊産婦や乳幼児への安否確認

取組の概要

- 熊本地震では、避難所での乳幼児や保護者の姿が少なく、状況把握が難しいといった課題があり、保健師OBなどの協力により、約9,000人の母子へ連絡を取り、個別支援を実施した。
- 平時からの妊産婦や支援者との顔の見える関係作りや防災意識の醸成が重要であることから、被災した子育て世帯の保護者とワークショップを実施した。また、合同でリーフレットを作成し、赤ちゃん訪問や健診等で配布を行った。



乳幼児を持つ保護者や妊婦向けの防災DVD ▲



熊本地震に伴うスクールカウンセラーによるカウンセリング実績 (累計) 20,727件

発災直後の課題(発災～H29年度)

【発災直後】

- 避難所巡回では母子の姿が少なく、被災地域を離れての生活や車中泊避難の状況があった。赤ちゃんの泣き声を気にして避難所に居づらい、授乳室がないなどの環境面に課題があった。
- 出産直後のケースでは、通常より早い退院を勧められ、ライフラインが停止している中、戻る場所がない等の相談もあった。
- 被災した妊産婦や乳幼児で、「夜間は車中で寝ることが続く」「こどもが自宅に入るのを怖がる」「食事の量が減ってきている」などの相談があった。
- 日常を体感する場面が増えることで不安が薄れてくるという神戸市の助言があり、被災者支援を行いながら通常業務の体制を整えることに注力した。
- 幼児健診等の場面で、こころのケアアンケートの聴き取りを行い、その場で解消する内容が多い中、継続支援が必要な人や専門機関の利用が必要な人もいた。
- (東区)被災した母子にアンケートを行い、乳幼児を持つ保護者の防災力向上の取組が必要と感じた。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- こころのケアアンケートの陽性率が震災から3年経過しても20%台で推移しており、不安症状の把握とその軽減を図る支援が必要であった。
- 被災後、仮設住宅での育児が長期化し、新たなコミュニティの中で孤立が懸念された。
- 被災地の経験を活かし、各地で発生する地震や豪雨災害への支援を行う必要があった。

復興のその先(R3年度～)

- 被災地の経験を活かし、各地で発生する地震や豪雨災害への支援を行う必要があった。
- 本市における発災への備えや地域の中で安心して子育てができる環境づくりを進める必要があった。

対応

- 優先度の高い母子の状況を確認し健康支援を実施。
 - ①ハイリスクケース、②妊婦、③乳児の約9,000人の母子へ連絡を取り、面接や訪問など必要な支援を保健師OBの協力を得て実施。
- 車中泊避難者へエコノミークラス症候群の予防を啓発するとともに相談窓口の案内を行った。
- 緊急性の高い母子が福祉避難所に入所できるよう体制を構築。
- 被災した妊産婦や乳幼児の心身の健康相談を保健師だけでなく、助産師会の協力を得て電話等で対応を行った。
- 幼児健診など通常業務の再開に向けて、市民病院看護師や他都市からの派遣チームの協力のもと5/9から業務再開を行った。
- こころのケアアンケートの実施に向けて対応する保健師等へ研修会を開催し、その後1歳6か月健診と3歳児健診でこころのケアアンケートを実施した。
- 専門機関と連携し、こどものこころのケアリーフレットを作成。区役所や乳児健診委託機関で配布。
- (東区)こどもを守る防災ワークショップを開催し、防災リーフレット(こどもを守る防災術)を作成。子育てネットワーク等を通して防災教育を実施。

対応

- 保護者の不安がこどもに影響し、保護者の陽性率とこどもの陽性率に相関関係があったことから、保護者の支援を強化した。
- 各区の地域支え合いセンターが対象者の把握と継続的な相談対応を実施。
- 平成30年7月豪雨(愛媛県西予市)・人吉・球磨豪雨災害派遣においては、被災経験を生かした保健活動を実施。

対応

- 令和6年能登半島地震への派遣においては、被災経験を生かした保健活動を実施。
- 避難行動要支援者名簿の作成・整理の実施。
- 子育て支援センターや子育てサークル等で防災について情報提供。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	幼児健診におけるこころのケアアンケート	こどものこころのケア事業	ささえあいセンターの伴走型支援	子育て支援・こどもを守る防災の取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 他都市からの派遣調整(4/17~6/20)17都市130チーム(延べ) ● 避難所巡回数1,714回(延べ)、避難所面接数14,883人(延べ)(4/14~5/24) ● ハイリスク母子への電話フォロー(4/17~5/20頃) ● オムツ、ミルク、アレルギー食など支援物資への対応(4/19~) ● こどものこころのケアリーフレットの配布(4/26~) ● 熱中症対策で経口補水液の避難所配布や啓発実施(4/28~) ● 幼児健診の再開(5/10~)、幼児健診におけるこころのケアアンケート(~H30.11月まで) ● こどものこころのケア職員向け研修会(5/12、5/13、8/8) ● 幼児健診におけるこころのケア検討委員会設置(7/1) ● 発達障害児の日中一時預かり ● 保育園の日中一時保育 ● 小学校・中学校のこころのケアの取組 ● 地域支え合いセンターが各区役所に設置(11/1) ● (東区)こどもを守る防災ワークショップ(11/22・29) ● こどもを守る防災術のリーフレット作成 ● 子育てネットワークを中心とした防災教育を実施
H29							
H30							<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年7月豪雨(愛媛県西予)への派遣
H31							
R2	第7次総合計画(後期)						<ul style="list-style-type: none"> ● 人吉・球磨豪雨災害への派遣
R3							<ul style="list-style-type: none"> ● (西区)子育て世代の防災支援事業開始
R4							
R5							
R6	第8次総合計画						<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6年能登半島地震への派遣 ● 各区役所に「こども家庭センター」が設置され、安心してこどもを産み育てることができるよう妊娠期から子育て期までの各種相談に対応
R7							
R8							

1 被災者の生活再建に向けたトータルケア

(3) 中小企業や商店街等の復興支援

取組の概要

- 甚大な被害を受けた地域経済を再生するため、被災した中小企業・小規模事業者や商店街等に対する支援や、失業者支援・人材確保対策を実施した。

中小企業への支援

事業者用り災証明の発行	29,424件
熊本地震特別融資	514件 31億4千万円
融資相談・経営相談	5,537件
被災小規模事業者支援事業	215件
人材確保育成助成金	39団体 6千万円
商店街にぎわい復興支援事業	72件

失業者支援・人材確保対策

社会保険労務士による特別労働相談窓口の設置	102件
人材確保育成助成金の創設・支給	39件 60,334千円
求職者と企業との合同就職面談会の開催	県内求職者 318名 参加企業数 133社 <small>※連携中枢都市圏市町村内企業含む</small>
雇用調整助成金等の各種助成金制度の周知	

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 事務所や工場、店舗の倒壊だけではなく、生産設備の損壊等により売上が途絶える一方で、復旧費用の負担が発生し、事業継続が困難な状況となった。
- 多い日には1日に最大500件を超える事業者用り災証明書の申請があり、電話や窓口での問合せが殺到するなど、対応に追われる中で早急な証明書の発行を要する状況となった。
- 解雇・雇い止めや賃金不払等の問題が発生していた。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 熊本地震特別融資に対する3年間の利子補給が終了(令和元年度)。
- 既存債務に加え、復旧に係る債務など複数の借入がある事業者の「二重債務問題」が深刻化。
- 熊本地震以降、人手不足が深刻化し、復興への阻害要因のひとつとなった。

復興のその先(R3年度～)

- 複合的なリスクへの対応強化のため、災害時の行政による復旧支援のみならず、事業者自身が事業継続力強化計画(BCP)の策定、更新が必要。
- 平成29年(2017年)3月末に事業者用り災証明書の新規申請受付終了。以降、時間の経過とともに被災した建物等の相続や売却等により当時の申請者とは異なる現所有者からの再発行依頼が増加している。
- 依然として、全国平均と比較して深刻な人手不足は続いている状況。

対応

- 中小企業者からの経営や融資に関する相談に対応するために相談窓口を開設。
- 早期かつ円滑な事業回復を支援するため、平成28年熊本地震特別融資を創設し、利子補給(3年間全額)を実施。
- 早期支援につながるよう、申請者から被災区分判定の申出がなかったものは、被災区分判定を行わず、写真等で被害状況を確認し速やかに事業者用り災証明書の発行を行った。
- 労働条件や労務管理に関する相談、健康管理・安全衛生に関する相談、労働保険料の納期限に関する相談、雇用保険・労災保険の給付等に関する相談が可能な社会保険労務士の特別労働相談窓口を設置。
- 労働局が実施している雇用調整助成金等の各種助成金制度を周知。

対応

- 二重債務解消のため、特定の制度融資への借換を対象とした利子補給(3年間、支払利子の1/2)を実施。債務の一本化による返済負担軽減を支援。
- 人材の雇用・定着・育成に係る経費の費用負担を一部助成する人材確保・育成助成金を実施し、雇用の面から復興の加速化を図った。
- 東京・大阪・福岡在住者向けに移住ツアー及び合同就職説明会を実施するくまもと大内覧会を開催。
- 事業者の生産性向上や経営力強化を後押しするため、ITやIOT等を活用した機械装置等の導入経費を助成した。

対応

- 過去の資金繰り支援事例の蓄積や、初動対応力強化のため信用保証協会をはじめとした関係機関との情報交換や関係づくりを継続。
- 事業者用り災証明書の発行について、状況に応じた対応を図るとともに、再発行マニュアルの見直しや更新を都度行っている。
- 合同就職説明会を周辺市町村と連携して実施することで、求職者と企業が出会う機会を創出。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	社会保険労務士の相談窓口・事業者用り災証明書の発行・再発行	特別融資利子補給	商店街にぎわい復興支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会保険労務士による特別労働相談窓口を設置 ● 融資・経営相談窓口の開設(H28.4.22～当分の間) ● 熊本地震特別融資受付開始(H28.4.22～H28.7.31)⇒利用者数の増加によりH28.9.30まで延長 ● 【り災証明書】新規申請受付・発行開始(H28.4.15～H29.3.31) ● 【り災証明書】被災区分判定に伴う現地調査開始(H28.5.8～H29.3.31)
H29						<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本地震特別融資に係る利子補給実施(H29.3月。以降、H31まで毎年3月に実施) ● 【り災証明書】再発行申請受付開始(H29.4.1～継続中) ● 【にぎわい復興支援事業】申請受付開始(対象期間:H29.10.1～H30.3.31) ● 【被災小規模事業者支援事業】申請受付開始(対象期間:H30.4.1～R2.2.29)
H30	<ul style="list-style-type: none"> ● 人材確保・育成助成金を実施 ● 【にぎわい復興支援事業】申請受付開始(対象期間:H30.4.1～H31.3.31) 					
H31	<ul style="list-style-type: none"> ● くまもと大内覧会を開催 ● 熊本地震特別融資に係る利子補給がH31.3月をもって終了 ● 二重債務軽減対策事業を開始(H31.4月～ 制度融資の借換に対して3年間1/2の利子補給を実施) ● 【にぎわい復興支援事業】申請受付開始(対象期間:R1.4.1～R1.12.31) 					
R2	第7次総合計画(後期)	二重債務軽減対策利子補給				
R3						
R4						
R5	第8次総合計画			<ul style="list-style-type: none"> ● 二重債務軽減対策事業に係る利子補給終了 		
R6						
R7						
R8						

2 防災・減災のまちづくりの推進

(1) 災害に強い都市基盤・防災拠点施設等の整備～①熊本市民病院の再建～

復興重点プロジェクト2

取組の概要

- 大きな被害を受けた市民病院は、移転の上、令和元年(2019年)10月に新病院が開院した。
- 熊本地震による施設の壊滅的な被害やライフライン停止の経験をいかし、免震構造の採用、市水・井水混合給水方式で鋼板製の受水槽の設置、電力引込みの二重化等とともに病院機能を強化するなど、「災害に強い病院」として再建した。

熊本地震の被害等

時期	震災後の経緯
2016. 4.16	本震後、入院患者310名の転・退院と全ての診療停止を決定
4.18	院外で処方箋発行業務を開始
4.28	再診患者のみ外来診療を再開
5.18	初診患者の外来診療を再開
12.26	新館にてNICU(9床)、GCU(5床)再開
2017. 1.20	新館にて一般病床(10床)再開

熊本市民病院の再建

令和元年(2019年)10月 新病院開院・診療開始

- ✓ 災害対応力向上を図るとともに、自衛隊、警察署及び消防署に隣接し、益城熊本空港ICにも近い、東区東町4丁目1番での建替
- ✓ 大地震時においても防災拠点施設としての機能を維持し、医療活動継続可能となるよう免震機能等を備えた構造を採用



▲ 南館2階検査部門窓破損落下



▲ 新館待合ホール天井材落下



▲ 新病院外観



▲ 1階総合待合スペース

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 病棟の天井や壁の一部崩落、給水施設等の被害により、本来の病院機能の大半を喪失した。
- 特に総合周産期母子医療センターの機能停止は、高度な医療措置が必要な妊婦や新生児の受入れについて、市域にとどまらない広範な影響を及ぼした。
- 市民病院の建替決定に伴い、旧病院を利活用する必要が発生した。
- 診療停止に伴い、職員の医療スキルを維持する必要が発生した。

対応

【病院として】

- 全ての入院患者の転・退院を実施。
- 全ての診療行為を停止。
 - 状況に応じて順次再開
 - 九州内の病院に、看護師及び医療技術職員を派遣
- 医師・看護師等による医療チームを編成し、避難所の巡回・支援等を実施

【再建に向けて】

- 被害状況調査を実施(調査結果概要は次のとおり)。
 - 南・北館:病院施設としての継続使用は極めて危険
 - 新館:復旧による一時利用の可能性が残されている
- 熊本市民病院再建基本計画を策定。
- 熊本市民病院再建事業に着手。
- 熊本市民病院再建事業・新病院建設工事が着工。

【旧病院の利活用】

- 各施設解体に着手。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 新病院開院に向けた準備を進める必要があった。
- 旧病院解体工事に伴う騒音等の発生があった。

対応

- 旧病院から新病院に、入院患者の搬送及び資機材等の移設。
- 新病院竣工、診療開始。
- 旧病院の利活用に向けたマーケットサウンディング実施。
- 旧病院南・北館解体工事に着手。
- 旧病院南・北館解体工事を中断し、工法等について近隣住民と調整。

復興のその先(R3年度～)

対応

- 旧病院南・北館解体工事を再開→工事完了。
- 旧病院跡地等を売却。
 - ※地元自治会からのアンケート等を参考に、商業施設の導入を売却条件に設定
 - ※新館は解体せず、購入者が活用予定

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	熊本市民病院再建基本計画	熊本市民病院再建事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月16日 平成28年熊本地震(本震)発生 → 全ての入院患者の転・退院を決定 ● 6月 市民病院の再建に向けた懇談会を開催(8月まで計4回) ● 9月 熊本市民病院再建基本計画を策定 ● 12月 新病院用地上の東町北住宅解体工事に着手 ● 3月 新病院用地を取得 ● 3月 熊本市民病院再建事業(設計施工一括発注方式)契約を締結
H29					<ul style="list-style-type: none"> ● 1月 新病院用地上の東町北住宅解体工事が完了 ● 2月 熊本市民病院再建事業・建設工事が着工
H30					<ul style="list-style-type: none"> ● 1月 旧病院から新病院への資機材移設に着手
H31					<ul style="list-style-type: none"> ● 6月 熊本市民病院再建事業が完了(竣工) ● 6月 旧病院から新病院への患者搬送契約を締結 ● 10月 新病院開院・診療開始 ● 10月 旧病院(北・南館)解体工事契約を締結(R3.3完了予定) ● 1月 旧病院利活用に向けたマーケットサウンディングを実施
R2	第7次総合計画(後期)				<ul style="list-style-type: none"> ● 10月 騒音等により旧病院(北・南館)解体工事を一時中止
R3					
R4					<ul style="list-style-type: none"> ● 5月 旧病院(南・北館)解体工事を再開
R5					<ul style="list-style-type: none"> ● 7月 旧病院(南・北館)解体工事が完了 ● 1月 災害拠点病院の指定に係る意向調査に回答
R6	第8次総合計画				<ul style="list-style-type: none"> ● 12月 旧病院跡地等売却に向けた入札を実施 ● 2月 旧病院第3駐車場売却に向けた入札を実施 ● 2月 旧病院跡地等及び第3駐車場売買契約を締結
R7					<ul style="list-style-type: none"> ● 4月 県から災害拠点病院に指定
R8					
R8					

2 防災・減災のまちづくりの推進

(1)災害に強い都市基盤・防災拠点施設等の整備～②インフラの復旧・耐震化～

取組の概要

- インフラや施設の災害復旧工事は、令和元年度(2019年度)に完了

道路 ・ 橋梁

平成31年(2019年)2月
全83箇所

復旧完了

■小糸山町明德町第1号線



河川

平成31年(2019年)2月
全27箇所

復旧完了



公園

平成30年(2018年)3月
全86公園

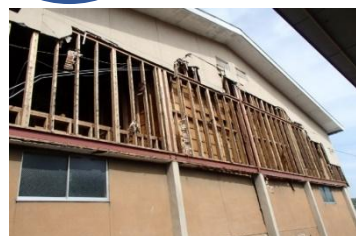
復旧完了



学校 施設

令和2年(2020年)2月
全254箇所

復旧完了



上水道 施設

平成31年(2019年)3月
全38箇所、4.4km

復旧完了



下水道 施設

令和2年(2020年)3月
全23箇所、46.2km

復旧完了



【インフラ】

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 公共土木施設(道路、橋梁、河川等)に甚大な被害が生じた。
- 市内は 道路約7,400か所・橋梁約660か所が損傷し、通行止めが多数発生した。被害が広範囲で、初動調査の人員不足・情報混乱・家屋倒壊による道路閉塞・技術者不足などが大きな課題となった。
- 市内の河川や水路では、護岸の崩落による河道埋塞の恐れや、構造物の至る所に亀裂が確認されるなど、洪水時の流下阻害や河川管理施設の損壊等が懸念される状況であった。
- 市民の安全安心な生活に必要なインフラの復旧に向け、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(以下、負担法)に基づき、再度災害や被災の拡大防止を図るために、迅速な対応が求められた。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 被災の状況や程度により、復旧に要する時間は様々であったが、市民生活や産業活動を支える社会基盤として、着実な復旧が求められた。
- 特に道路・橋梁では、被災箇所の本格復旧を継続的に進める中で、緊急輸送道路の安全確保や橋梁の耐震補強、恒久対策が課題となった。また、専門技術者や施工体制の不足、契約手続の遅れ、災害協定の実効性不足など、復旧事業を進めるうえでの体制面の課題も明らかになった。

復興のその先(R3年度～)

- 熊本地震時の災害復旧は完了したものの、この災害復旧業務で得た経験や知見は、本市の財産として残していく必要があり、特に気候変動によって激甚化・頻発化している大規模な災害における早急な初動対応を行うためには必要不可欠である。
- 長寿命化修繕計画に基づく計画的な点検・修繕や、橋梁耐震補強計画による緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強を着実に進めることで、落橋などの重大被害を防止する対策が求められる。今後は、路線や施設の重要度に応じた優先順位を踏まえ、計画的かつ効果的な補強を進めていく必要がある。

対応

- 災害時の支援等に関する協定を締結した建設業等の団体による応急復旧活動国のTEC-FORCE支援など、関係機関、関係者等と情報を共有しながら的確な対応を図り、梅雨前までに応急対応を行った。
- 特に道路・橋梁では、道路パトロール、応急補修、がれきの撤去、橋梁点検を急ぎ、4/28に主要道路の交通を概ね確保し、通行不能となった白川橋は6/26に通行再開した。
- 公共土木施設の早期復旧に向け、専門技術の集約や体制確保等を目的として平成28年(2016年)5月に復興部、同年6月には震災土木施設対策課を新たに設置し、迅速な災害復旧に取り組んだ。
- 本復旧に向け、被災直後から早急に各種の事務手続きに着手し、平成28年(2016年)12月までに負担法に基づく全ての災害査定を終え、併せて復旧事業に着工した。

対応

- 負担法に基づく災害復旧により本市財政負担を抑えつつ、国から助言を貰いながら現場状況等に応じた復旧方法や施工内容の変更を行い、本復旧を加速化させた。
- 特に道路・橋梁では、重要橋梁は緊急点検・応急補修後も耐震補強工事を進めるとともに、恒久復旧を順次実施した。体制面では災害協定の見直し、窓口一本化、国(TEC-FORCE)・県との連携強化により、設計・査定・契約における停滞を解消した。
- 令和元年度末をもって、負担法に基づく全ての公共土木施設災害復旧事業が完了した。

対応

- 熊本地震や令和7年8月大雨など、災害復旧事業に関する各種マニュアルを適宜更新し、大規模災害時の対応に係るノウハウを継承していく。
- 災害復旧関連研修の受講推奨や、国等が主催する災害関連会議の情報提供など、災害復旧に対する職員の技術力向上を図っていく。
- 特に道路・橋梁では、緊急輸送道路ネットワーク協議会において、優先整備区間などの整備方針を検討し、防災拠点を踏まえた優先順位を設定することで、体系的かつ効率的な道路整備を推進する。また、国や県と連携しながら整備を進めることで、緊急時に機能する道路ネットワークの強化を図る。

【学校施設】

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 発災の時間が学校の閉校時間であった為、子ども達への被害はなかったが、一部の学校で、天井や壁の剥落、設備等の被害により授業ができない状態であった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 子ども達への安心で安全な教育環境を確保するため、外壁改修及び学校施設のバリアフリー化を進める必要があった。
- 今後の災害時にも、多くの学校が避難所として利用され、長引く避難所生活が想定されることから、生活・衛生環境の向上等、防災機能の強化が課題であった。

復興のその先(R3年度～)

- 学校施設の適切な更新、改修、維持管理を実施。

対応

- 学校施設の復旧状況
 - ・平成28年(2016年)5月10日に全ての市立学校・幼稚園が再開した。

対応

- 学校施設の復旧状況
 - ・令和2年(2020年)2月 復旧完了 全254箇所
- 外壁改修
 - ・外壁落下防止のため順次改修を実施。
- 学校施設のバリアフリー化
 - ・学校トイレの洋式化を令和12年度(2030年度)末までの事業完了を目指して整備中。
 - ・校舎及び体育館へのバリアフリースイールの設置を、令和12年度(2030年度)末までの事業完了を目指して整備中。
 - ・スロープ等による段差解消について、令和7年度(2025年度)末までに事業完了。

対応

- 学校施設の適切な更新、改修、維持管理を実施し、子ども達への安心で安全な教育環境の提供と、避難所としての防災機能の強化を行う。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	熊本地震の災害復旧事業 (公共土木施設)の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共土木施設(道路、橋梁、河川等)の被災状況確認や応急工事を実施 ● 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(以下、負担法)に基づき国へ災害報告(H28.4~5まで計3回) ● 負担法に基づき国の災害査定を実施(H28.5~12まで計15回) ● 熊本地震被害施設で負担法に基づく災害復旧を実施(H28~R1)
H29				<ul style="list-style-type: none"> ● 公園施設(全86公園)の復旧完了(H30.3) ● 熊本地震の経験を踏まえ、豪雨被害施設で負担法に基づく災害復旧を実施(H30.3まで全2箇所)
H30	第7次総合計画(後期)	橋梁耐震補強計画	熊本地震の災害復旧事業 (公共土木施設)の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路・橋梁施設(全85箇所)の復旧完了(H31.2) ● 河川施設(全27箇所)の復旧完了(H31.2) ● 上水道施設(全38箇所)の復旧完了(H31.3) ● 熊本地震の経験を踏まえ、豪雨被害施設で負担法に基づく災害復旧を実施(H31.3まで全1箇所)
H31				<ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁耐震補強計画改定 ● 下水道施設(全23箇所)の復旧完了(R2.3)
R2	第8次総合計画	橋梁耐震補強計画	国土強靱化(公共土木施設)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(R2.12)」により、災害に強い都市基盤の形成を目指し、公共土木施設(道路、橋梁、河川等)の整備を実施(R2~R7) ● 熊本地震の経験を踏まえ、豪雨被害施設で負担法に基づく災害復旧を実施(R3.3まで全2箇所) ● 10年間の学校施設トイレ洋式化整備計画を策定
R3				
R4	第8次総合計画	橋梁耐震補強計画	国土強靱化(公共土木施設)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本市学校施設に関するバリアフリー整備方針を策定(R5.3)
R5				<ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送道路の追加に伴い、耐震補強対象橋梁が増加 ● 熊本地震の経験を踏まえ、豪雨被害施設で負担法に基づく災害復旧を実施(R6.3まで全1箇所)
R6	第8次総合計画	橋梁耐震補強計画	国土強靱化(公共土木施設)の推進	
R7				<ul style="list-style-type: none"> ● 「第1次国土強靱化実施中期計画(R2.12)」により、災害に強い都市基盤の形成を目指し、公共土木施設(道路、橋梁、河川等)の整備を実施(R7~R12) ● 熊本地震の経験を踏まえ、豪雨被害施設で負担法に基づく災害復旧を実施中(全14箇所)
R8				<ul style="list-style-type: none"> ● 橋梁耐震補強計画改定予定

2 防災・減災のまちづくりの推進

(1) 災害に強い都市基盤・防災拠点施設等の整備～②インフラの復旧・耐震化～

取組の概要

- 大規模地震発生時においても安定的に上下水道サービスを提供できるよう、施設や管路の耐震化を推進。
- 災害時に迅速かつ効率的に応急給水活動に取り組むことができるよう、災害対策用貯留施設(緊急遮断弁の設置)の整備を実施。

上水道 施設

上水道管路の耐震化を推進

震災前(H27) 約**810**km

震災後(R6) 約**1180**km

下水道 施設

下水道管路の耐震化を推進

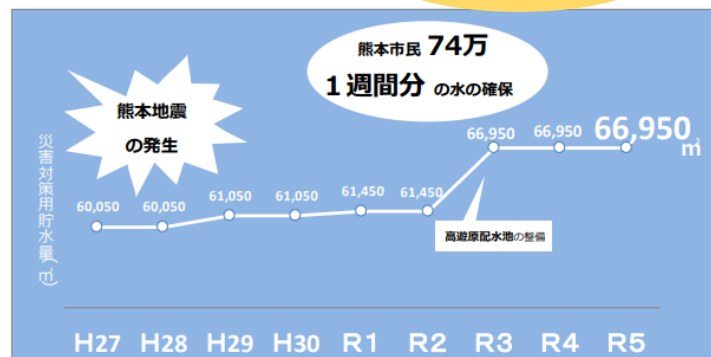
震災前(H27) 約**880**km

震災後(R6) 約**1220**km

災害対策用貯留施設(緊急遮断弁の設置)の整備

整備完了

令和5年度(2023年度)までに、災害対策用貯留施設の目標水量66,000m³(熊本市民約74万人の飲料水などに必要な1週間分に相当)の整備を完了。



▲ 下水道管耐震化工事の様子

発災直後の課題(発災～H29年度)

【水運用】

- 全取水量の約3分の2を占める東部地区にある4つの水源地が震源付近にあり、これらの井戸が一時取水停止し、また、配水区の基幹管路の損傷により、水融通がうまくできなかった。

【初動態勢】

- 市内全域(約32万6千戸)が断水し、1日最大3万件を超える問合せや漏水情報の電話が殺到し、職員が対応に追われた。

【応急給水活動】

- 他都市支援を受け、給水所は最大33か所に設置したが、数が不足し、各給水所において多くの市民をお待たせすることになった。
- 発災から4日間は、応急給水対策本部が全給水班を直接指揮したが、管理負荷が大きく、指示伝達の遅延が生じるなど課題があった。

【受援体制】

- 職員が電話対応に追われたことに加え、受援拠点と位置付けていた施設が物資拠点となり使えなかったことなどから、支援都市等の受入れ(ピーク時1日700～800人)が後手に回り、宿泊先、会議室、駐車場や資材置き場等の確保が難航した。

【被害状況の調査方針と精度】

- 漏水調査では、断水や新たな漏水の発覚など現場状況が刻々と変化するため、業者に対する適切な指示が難しかった。
- 下水道管路の災害復旧では、緊急調査・1次調査・2次調査をシームレスに実施する必要があるが、厳しい時間的制約もあり、1次調査の内容や結果が十分に整理されず、必要性の低い箇所まで2次調査(テレビカメラによる詳細な調査)を実施した事例があった。

対応

【水運用】

- 東部の配水区と他の配水区との水融通管や補給水管を強化することにより、リスク分散につなげた。

【初動態勢】

- 電話受付を民間委託(「水が出ない方専用コールセンター」を開設)し、職員はできる限りマネジメントに徹した。

【応急給水活動】

- 貯水機能付給水管の活用を進め、給水車や給水タンクと併用し、給水活動を行う仕組みを構築した。現在は、災害時に60か所以上で給水所の設置が可能である。
- 指揮命令の効率化・迅速化を図るため、区ごとにリーダー都市を配置し、各区内の運用はリーダー都市に一任する方式に変更した。その結果、本部事務の軽減、活動円滑化につながった。

【受援体制】

- 受援拠点として活用するため、民間の空きビルを手配した。支援都市等の受入れスペースや駐車場のシミュレーションを、平時に行った。(平成30年(2018年)8月に上下水道局支援受援計画を策定した)。

【被害状況の調査方針と精度】

- 不測の状況下でも、迅速かつ円滑に調査を進められるよう調査方針を事前に明確化した。
- 効率的かつ効果的な調査のためには、1次調査・2次調査の位置付けや内容を十分に理解したうえで調査を行い、その結果を確実に引き継ぐ。課題の解決には職員のスキルアップが不可欠であることから、訓練等を通じた人材育成にも取り組んだ。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

【災害発生時の体制強化】

- 熊本地震では、民間委託による「水が出ない方専用コールセンター」が有効に機能したことから、災害時に迅速にコールセンターを立ち上げられる体制の構築を検討していた。しかし、費用面で調整が難航し、災害時コールセンターを受託可能な事業者を確保できなかった。
- 震災の教訓を踏まえ、避難所の貯水機能付給水管の活用、マンホールトイレの整備を進めるとともに、避難所運営委員会が主体となって活用する「共助」の体制を構築した。しかし、発災直後は避難所運営委員会が避難者受入れなど初動対応に当たる必要があるため、初動対応を行いながらこれらの設備を迅速に設置・運用できるよう体制整備が必要であった。

復興のその先(R3年度～)

【上下一体での耐震化推進・災害対応力強化】

- 令和6年能登半島地震では、浄水場や下水処理場、そこに直結する管路など上下水道システムの急所施設の耐震化が未実施であったこと等により、上下水道の復旧が長期化した。
- 災害時でも従前どおり水を使用するためには、水道と下水道の両方が機能していることが重要であり、特に、病院や避難所などの重要施設につながる上下水道管路の耐震化を計画的・重点的に進める必要がある。

対応

【災害発生時の体制強化】

- コールセンターのみでは電話が集中し、対応困難となるおそれがあるため、市民からの漏水情報などを受け付けるWEB受付システムを新たに構築し、情報収集手段を多様化した。コールセンターとWEB受付システムを併用して運用する仕組みを整備したことで、事業者の負担が軽減され、受託可能な事業者を確保できた(平成31年(2019年)3月に災害協定を締結した)。
- 避難所運営委員会向けに貯水機能付給水管の操作方法やマンホールトイレの設置方法の講習を行うとともに、地域の防災訓練などを通じて理解促進を図った。さらに、発災直後の初動を補うため、令和2年(2020年)10月に民間事業者3者と災害協定を結び、貯水機能付給水管の活用やマンホールトイレ設置を支援する体制を整備した。

対応

【上下一体での耐震化推進・災害対応力強化】

- 上下水道一体で耐震化を推進するため、「熊本市上下水道耐震化計画(計画期間 令和7年度～11年度)」を策定した。当面、上下水道に共通する重要拠点17施設の耐震化を優先的に完了させる。
- 上水道は耐震診断の結果に基づき、必要な施設から順次耐震化し、下水道は下水処理場内の埋設管や伸縮継手部を優先して整備する。また、災害拠点病院や避難所などの重要施設につながる上下水道管路についても、優先的に耐震化を進める。
- 令和7年度、これまで別々に策定していた上水道・下水道のBCP(事業継続計画)を統合し、上下水道一体のBCPを作成する。

取組スケジュール

(年度)

H28				<ul style="list-style-type: none"> 市内全域で断水(H28.4.16) 市内全域で通水完了(H28.4.30) 上水道管路の応急復旧完了(H28.6.22) 地震災害時の漏水調査技術員の派遣に関する協定締結(全国漏水調査協会)(H28.10)
H29	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	上下水道事業震災復旧復興計画	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道事業震災復旧復興計画(計画期間H28~H31)の策定(H29.6)
H30			インフラの復旧・耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 被災した上水道管路の復旧完了(H31.3) 被災した上水道施設の復旧完了(H31.3) 被災した下水道施設の復旧完了(H31.3) 日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援協定締結(H30.11) 災害時の上下水道局WEB受付システム等に関する協定締結((株)熊本流通情報センター)(H31.3)
H31				<ul style="list-style-type: none"> 被災した下水道管路の復旧完了(R2.3) 耐震適合性を有する基幹管路の割合 上下水道事業震災復旧復興計画の目標値であった80%を達成 耐震化済み下水道管路延長 上下水道事業震災復旧復興計画の目標値であった1,036kmを達成 19大都市水道局災害相互応援に関する覚書締結(R2.3)
R2	第7次総合計画(後期)			<ul style="list-style-type: none"> 災害等発生時における応急対策活動の協力に関する協定締結(熊本市管工事組合他2者)(R2.10)
R3				<ul style="list-style-type: none"> 災害等発生時における応急給水等業務の応援に関する協定締結(第一環境(株)九州・沖縄支店)(R3.4)
R4				
R5				<ul style="list-style-type: none"> 災害対策用貯水施設の目標水量66,000m³(熊本市民約 74 万人の飲料水などに必要な 1 週間分に相当)の整備を完了(R6.3) 第12回日米台水道地震対策ワークショップを熊本市で開催(R5.1) 熊本市・日本下水道事業団災害支援協定締結(R5. 10)
R6	第8次総合計画			<ul style="list-style-type: none"> 熊本市上下水道耐震化計画(R7~R11)策定(R7.1)
R7		上下水道耐震化計画		<ul style="list-style-type: none"> これまで別々に策定していた上水道・下水道のBCP(事業継続計画)を統合し、上下水道一体のBCPを策定(R8.3) 熊本市・日本下水道事業団水道施設災害支援協定締結(R8. 3)
R8				

2 防災・減災のまちづくりの推進

(1)災害に強い都市基盤・防災拠点施設等の整備～②インフラの復旧・耐震化～

取組の概要

- 災害により広域的な断水が発生した場合、上水道が復旧するまでの間、民間の事業者が管理する井戸や熊本市が所有、管理している地下水位観測井の水を応急用の飲料水又は生活用水として地域住民に提供する体制を構築。

災害時における井戸水の提供

①民間事業者所有井戸

■内訳：98社(105箇所)

中央区	30箇所
東区	20箇所
西区	13箇所
南区	26箇所
北区	16箇所

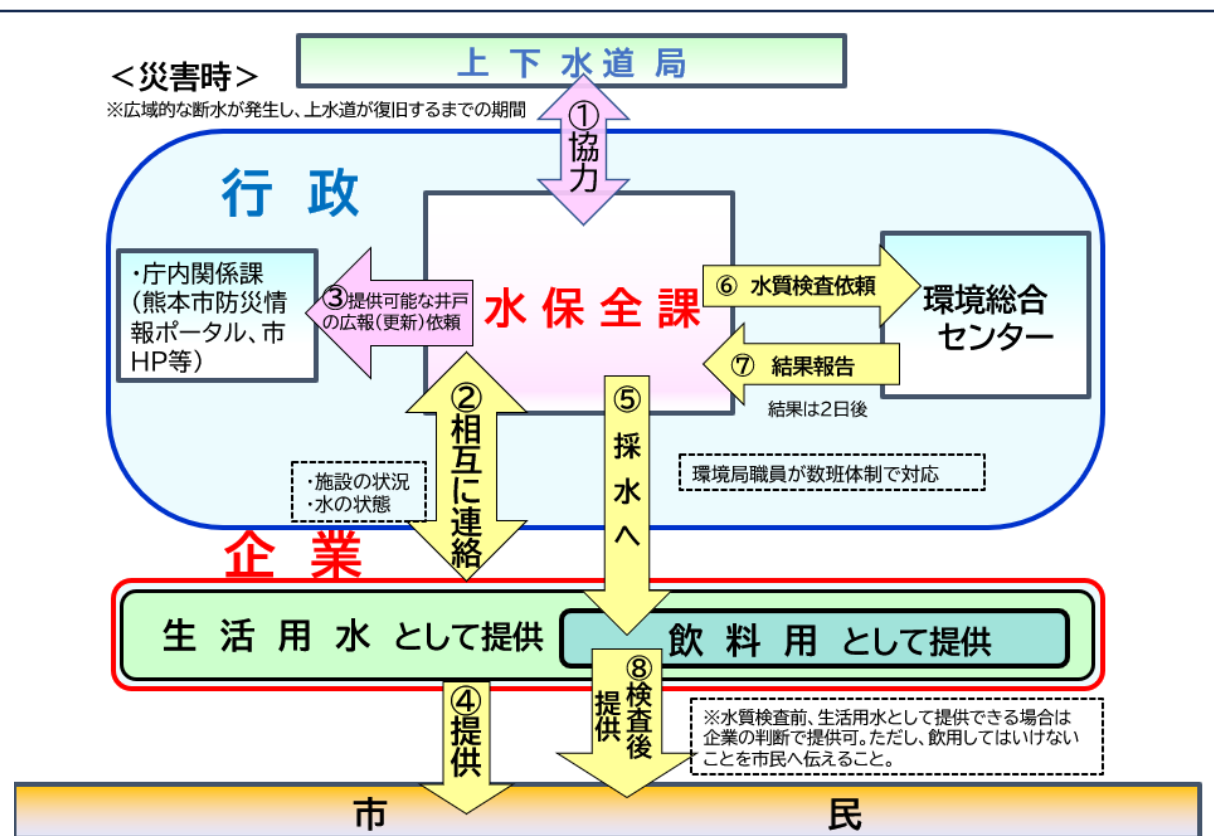
※防災用井戸を含む

②熊本市地下水位観測井

■内訳：6箇所

※生活用水として提供

春竹小学校、月出地域コミュニティセンター、東部中学校、北部まちづくりセンター・公民館、浜線健康パーク、河内交流室・公民館



発災直後の課題(発災～H29年度)

- 4月14日の前震後、市内の約85,000戸で断水した。
- 4月16日の本震後、市内の約326,000戸で断水した。
- 水道管の復旧や通水開始までに約2週間を要したことに加え、災害直後に井戸水が有効に機能した経験を踏まえ、上水道が復旧するまでの間を補完する応急用の井戸水を提供する制度の必要性が明確となった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 協定井戸であっても、災害の状況次第では利用不能となる可能性があることから、実効性を高めるため協定締結企業数の拡大を進める必要があった。

復興のその先(R3年度～)

- 協定締結企業数の拡大に加え、更なる安定供給に向けた対策を強化する必要があった。
- 協定締結から時間が経ち、事業者の認識の薄れが懸念される。
- 災害発生時における、対応職員の人員を確保する必要がある。

対応

- 給水車や自衛隊などの支援に加え、市内の事業者・個人が自身の所有する井戸を開放し井戸水を提供していた状況を踏まえ、地下水採取を行っている事業者に災害時の井戸水提供についてアンケート調査を実施した。
- 平成29年(2017年)、企業1社と「防災井戸に関する協定」を締結した。
- 同年、アンケートで災害時に井戸水を提供してよいと回答した企業50社と「災害時における井戸水の提供に関する協定」を締結した。

対応

- 市HP等で、事業者への募集継続に加え、イベント等における取組のPRを実施した。
- 令和2年度(2020年度)までに合計93社と協定締結した。

対応

- 事業者への募集継続に加え、本市地下水位観測井の一部を災害時に井戸水を提供できる井戸として運用を開始した(令和5年度～)。
- 企業に災害時用井戸の供給体制の再確認を促す(検討中)。
- 継続的にBCPの確認、見直しを行う。

取組スケジュール

(年度)

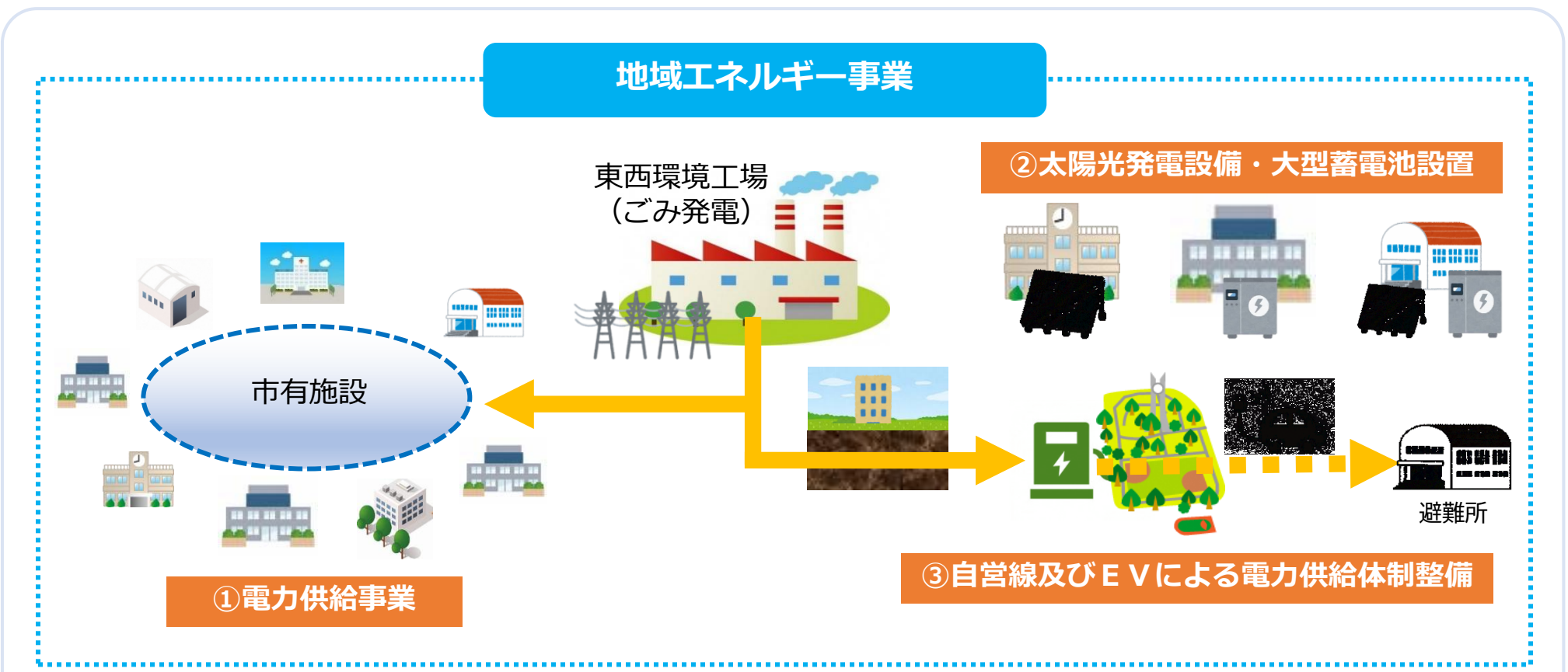
H28		<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者へ災害時の井戸水提供についてアンケートをとる
H29		<ul style="list-style-type: none"> ● 50社と「災害時における井戸水の提供に関する協定」を締結 <p>※事業者に対し、市HP等で継続募集</p>
H30		
H31		
R2		
R3		
R4		
R5		<ul style="list-style-type: none"> ● 本市地下水位観測井の一部を災害時に井戸水を提供できる井戸として運用開始(R5～)
R6		
R7		<p>※R7.12時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害用井戸(企業) 合計98社と協定締結、105箇所の災害用(防災用)井戸を確保 ・市地下水位観測井 合計6箇所で運用開始
R8		

2 防災・減災のまちづくりの推進

(1)災害に強い都市基盤・防災拠点施設等の整備～③自立・分散型エネルギーシステムの構築～

取組の概要

- 災害による大規模な断水や停電を経験し、ライフラインの強靱化の重要性を再認識したことから、ごみ発電電力の公共施設等での活用など災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を推進。



発災直後の課題(発災～H29年度)

- 4月14日の前震後、市内の約2,900戸で停電が発生した。
- 4月16日の本震後、市内の約278,400戸で停電が発生した。
- 復旧までに2日程度を要するなど、大勢の方が避難を余儀なくされた。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- ライフライン強靱化を推進するにあたり、公共施設等での再生可能エネルギーの地産地消など、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを構築する必要があった。

復興のその先(R3年度～)

- 地域エネルギー事業を推進し、引き続き災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を図る。
- 熊本連携中枢都市圏の市町村有施設における電力の脱炭素化を通じた災害に強い地域づくりを推進する。

対応

- 地域防災力の重要性、ライフライン強靱化の必要性を再認識し、東西環境工場余剰電力の最適利用について検討を開始した。

対応

- 西部環境工場を運営するJFEエンジニアリングと熊本市が出資している地域のエネルギー会社(スマートエナジー熊本)と「地域エネルギー事業に関する基本協定」を締結した。
- 自営線の敷設及び充電拠点の整備を実施した。
- 東西環境工場余剰電力の有効活用及び災害時における電力確保を目的とした大型蓄電池を設置した。
- 電気自動車を活用した災害時の電源確保に係る協定を締結した。

対応

- 電気自動車を活用した災害時の電源確保に係る協定締結先を拡充していく。
- 太陽光発電設備の設置施設を拡充していく。

取組スケジュール

(年度)

H28			● 東西環境工場余剰電力の最適利用について検討
H29	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	
H30			● 西部環境工場を管理運営するJFEエンジニアリング株式会社が地域エネルギー会社「スマートエナジー熊本株式会社」設立
H31			● スマートエナジー熊本と「地域エネルギー事業に関する基本協定」を締結 ● 電力系統(電力会社の電線を用いた送配電)に頼らない、ごみ発電電力を活用したEV充電拠点として、西部環境工場の近隣の城山公園までごみ発電による電力を直接供給するための専用の電力線を敷設し、更に城山公園内にEV急速充電設備を1基を整備 ● 南区役所、上下水道局庁舎へ大型蓄電池を設置 ● 日産自動車株式会社、熊本日産自動車株式会社、日産プリンス熊本販売株式会社の3社と、「電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する連携協定」を締結
R2	第7次総合計画(後期)	災害に強い自立・分散型システムの構築	
R3			● 熊本市総合屋内プール、必由館高等学校へ大型蓄電池を設置 ● 託麻西小学校にPPA方式で太陽光発電設備を導入
R4			● 桜の馬場城彩苑、東区役所へ大型蓄電池を設置 ● 万日山配水池、徳王配水池、岩倉山配水池にPPA方式で太陽光発電設備を導入 ● 災害対応の拠点となる5つの区役所へ電気自動車を2台ずつ導入
R5			● 北区役所、千原台高等学校へ大型蓄電池を設置 ● 高遊原配水池にPPA方式で太陽光発電設備を導入 ● 白鷺電気工業株式会社、しらすぎエナジー株式会社の2社と、「カーボンニュートラルの実現及びレジリエンス強化に関する連携協定」を締結 ● 九州旅客鉄道株式会社、住友商事株式会社、住友商事九州株式会社の3社と、「カーボンニュートラルの実現に向けた連携協定」を締結
R6			● R6(2024)~R10(2028)年度に、市有施設22施設で、合計約3,600kWの太陽光発電設備を導入するという計画で、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)に採択された
R7	第8次総合計画		● 市有施設5施設、合計約137kWの太陽光発電設備を導入
R8			

2 防災・減災のまちづくりの推進

(1)災害に強い都市基盤・防災拠点施設等の整備～④農地・農業用施設等の復旧～

取組の概要

● 農水産業の災害復旧工事や支援事業については、令和3年度(2021年度)中に全ての事業が完了。

農地等

令和4年(2022年)3月
全1,936箇所
※市営・県営・土地改良区営を含む。
■ 西区みかん園地



干潟

地震により大量の土砂・
流木が流入した干潟
■ 白川河口域干潟



被災農家の
倉庫・機械等
の復旧支援

平成31年(2019年)3月
全1,820箇所
■ 被災した農家の倉庫



漁港
施設

平成28年(2016年)6月
全5箇所
■ 四番漁港



発災直後の課題(発災～H29年度)

- 東区の秋津地区においては、農地の亀裂や不陸、水路や道路、パイプラインの損壊等の被害が生じた。
- 西区の金峰山山麓の樹園地(みかん)においては、石積崩壊が多数発生し、傾斜地であるため復旧(調査、測量、工事施工)が困難であった。
- 被害が複数箇所及び、復旧事業に係る技術職員が不足した。
- ノリ加工施設や乾燥機等の破損82件、錦鯉・ウナギ養殖池、水槽、ポンプ等の破損5件、市管理漁港で用地陥没や物揚場のひび割れ等の被害5か所が発生した。
- 阿蘇の土砂崩れで白川河口域に土砂が堆積した影響によりアサリ171トンがへい死した。
- 地震後の豪雨により流竹木が漁港及び海岸に流入し、漁船航行が困難となった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- パイプラインにおいては修繕後の通水試験により、新たな漏水箇所が複数箇所判明し、復旧に時間を要した。
- 白川河口域では漁場環境の回復が進まず、継続的な復旧・環境改善が必要であった。

復興のその先(R3年度～)

- 災害発生時の迅速な対応が必要となる。
- 災害発生時における農業用施設の機能不全の未然防止が必要である。
- 漁場環境の維持・改善や漁港機能の確保を継続的に図る必要がある。

対応

- 農水産業の早期復旧・復興の実現を目指す「農水産業災害復旧・復興計画」及び持続的な発展を見据えた創造的な復興を目指す「第2次農水産業計画」を策定した。
- 熊本県土地改良事業団体連合会と協定締結し、迅速に査定・実施設計業務を実施した。
- 他自治体や他部署から応援職員を受け入れ、対応に当たった。
- 「熊本ノリ養殖経営再開準備緊急支援対策」により、被災した施設の点検整備費用を、国・県・漁連と一体となって支援した。
- 漁港施設危険箇所の、土のう積み・立入禁止措置、緊急工事を実施した。
- 白川河口域の土砂堆積・アサリ生息状況を調査し、漁協へ情報提供した。
- 災害復旧事業により漁港内の流竹木を除去、国庫補助事業により海岸漂着物を回収・処分した。

対応

- 県や農政局と協議を行い、修繕と通水試験を繰り返し行うことにより復旧を行った。
- 水産多面的機能発揮対策事業を活用し、漁場環境の回復を優先課題として位置づけ、漁業者と協力して漁場の復旧・環境改善やモニタリング調査を継続して実施した。

対応

- 毎年度当初に土地改良区や農区に対し、災害発生時の連絡体制や、災害復旧に関する被災者支援について周知する。
- 農業用ため池の定期点検(1回/年)、対策工事や経過観察、防災重点ため池ハザードマップ配布やホームページへ掲載を行う。
- 農業用施設の適正な保全や計画的な更新に努める。
- 水産多面的機能発揮対策事業により漁場保全活動を支援する。
- 漁港施設の機能保全計画に基づき維持補修を実施する。
- 国・県と連携し、補助事業を活用し、漁場・漁港機能を維持する。

取組スケジュール

(年度)

H28							<ul style="list-style-type: none"> ● 被害状況の把握、復旧方針の決定 ● 復旧に緊急性を要する施設は、査定前着工制度を活用 ● 漁港施設の復旧(緊急工事)、流竹木等の撤去(災害復旧) ● 平成28年熊本地震 農水産業災害復旧・復興計画策定(H28.10)
H29	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	農水産業災害復旧・復興計画	水産多面的機能発揮対策事業	水産環境整備事業	熊本市 養殖経営 再開準備 緊急支援 対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2次熊本市農水産業計画策定(H30.1) ● 地元説明 ● 災害査定 ● 復旧工事
H30			第2次農水産業計画				
H31							
R2	第7次総合計画(後期)						
R3							<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての災害復旧事業を完了
R4							
R5							
R6	第8次総合計画						
R7							
R8							

2 防災・減災のまちづくりの推進

(1)災害に強い都市基盤・防災拠点施設等の整備～⑤中心市街地の整備～

復興重点プロジェクト4

取組の概要

- 新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクトとして、桜町・花畑周辺地区や熊本駅周辺地区の再整備が完了。

桜町地区再開発施設

○令和元年(2019年)12月 再開発施設 全館開業



○令和3年(2021年)11月 花畑広場完成



熊本駅周辺整備事業

○令和3年(2021年)3月 白川口駅前広場の整備完了



平時

市民の日常の利便性の向上に加え、観光客の回遊性を促進し、
中心市街地のにぎわいが大きく向上

2 防災・減災のまちづくりの推進

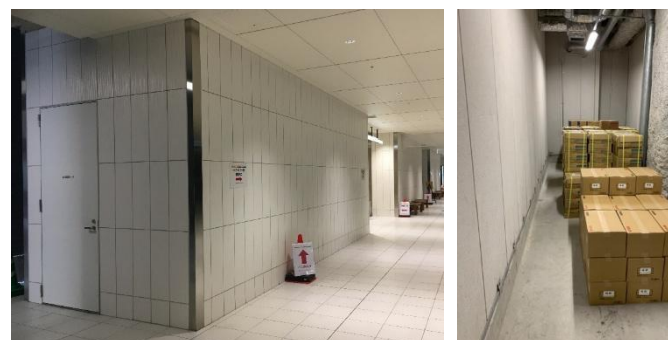
(1)災害に強い都市基盤・防災拠点施設等の整備～⑤中心市街地の整備～

復興重点プロジェクト4

取組の概要

- 災害時の帰宅困難者の一時避難所、災害ボランティアの拠点等として使用できるよう設備や体制を整備。
- 周辺企業で帰宅困難者対策協議会を設立し、実動訓練を実施するなど、発災時に着実に対応できる備えを充実。

○再開発施設内に備蓄倉庫を整備



▲ 駐車場横 備蓄倉庫



▲ 熊本城ホール 備蓄倉庫

○令和5年(2023年)3月 帰宅困難者対策協議会を設立

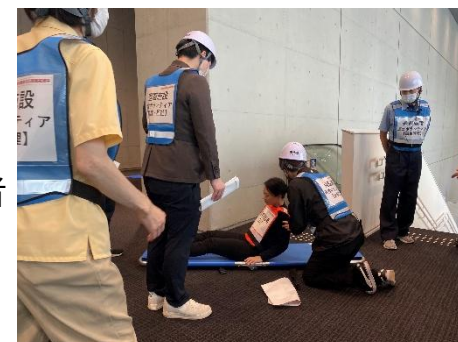
○令和6年(2024年)11月 実動訓練を実施



▲ 帰宅困難者対策協議会

(構成)

- ✓ 民間企業14社
- ✓ 地元
- ✓ 市所有施設指定管理者
- ✓ 熊本市



▲ 実動訓練の様子

○災害対応設備の整備

- ✓ 花畑広場や駅前広場に手押しポンプや災害用マンホールトイレを設置



▲ 手押しポンプ

2 防災・減災のまちづくりの推進

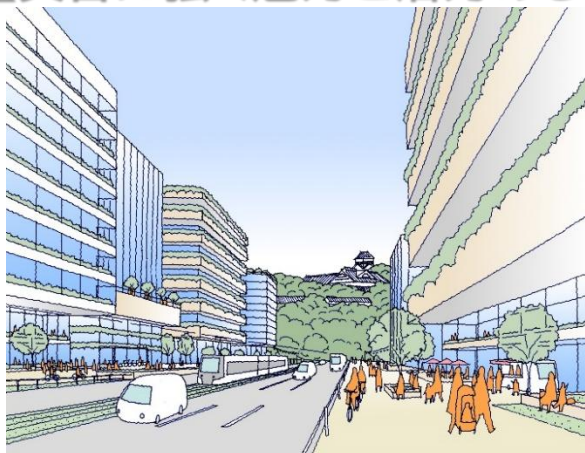
(1)災害に強い都市基盤・防災拠点施設等の整備～⑤中心市街地の整備～

取組の概要

- 老朽化した建築物の建替えによる耐震性・防火性の向上と新たな空地の創出を促進し、災害時の避難・活動空間の確保による防災力の向上や賑わいの創出、景観向上等を図るための取組として「まちなか再生プロジェクト」が始動。
- 庁舎周辺のまちづくりにおいても、賑わい波及やまちの防災力向上の取組として推進していく。

目指すべきまちなかの姿

【災害に強く魅力と活力ある中心市街地】



まちなか再生
プロジェクト

災害に強い上質なまち 誰もが歩いて楽しめる魅力的なまち いきいきと働けるまち

災害に強い上質な都市空間の創造

誰もが歩いて楽しめる魅力的な都市空間の創造

いきいきと働ける都市空間の創造

施策①

防災機能強化等に着目した「容積率の割増」

施策②

「高さ基準に係る特例承認」対象建築物の拡充

施策③

建築物等に対する「財政支援制度」

建替え目標 **100** 件

建替え **34** 件

内、プロジェクト指定 **12** 件 (R6年度末)

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 発災直後から大量の「片付けごみ」が排出され、通常の収集体制では足りず、ごみステーションからごみが溢れ、道路交通に支障を来した。
- 東部環境工場が地震の被害で緊急停止し、約1ヶ月間、可燃ごみの焼却処理能力が著しく低下した。
- 秋津浄化センターが被害を受け操業不能となり、避難所の仮設トイレ等のし尿処理の確保が急務であった。
- り災証明書の判定や公費解体の受付等、事務量が膨大となった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- アスベスト対策が必要なビルや、作業スペースがない密集地の建物等、技術的に難しい解体に時間を要した。
- 仮置場にある大量の廃棄物を全て搬出し、元の状態に戻す(原状回復)必要があった。

復興のその先(R3年度～)

- 発災直後の混乱期に、被災状況の把握や支援要請が遅れた反省があり、次回への備えが求められた。
- 実際の経験(仮置場不足や分別の混乱など)を反映し、実効性を担保した計画を整備する必要があった。
- 被災・支援経験がある職員が他部局に異動し、人材の継続的な育成が求められた。

対応

- 一次仮置場(ごみステーション)の混乱解消のため、戸島、東部環境工場、扇田、城南等に二次仮置場を開設した。
- 他都市や民間事業者からの応援(延べ7,000人以上)を受け入れ、片付けごみの特別収集を実施した。
- 処理能力不足を補うため、コンテナ船や鉄道を活用し、県外の処理施設へ可燃ごみや木くず等を搬出処理した。
- し尿の受け入れは、東部・中部浄化センターで対応した。
- 災害廃棄物処理や公費解体を行う部署を設置した。

対応

- 公費解体は期間を延長し、平成30年(2018年)10月に対応完了した。
- 仮置場の廃棄物の搬出完了後、土壌の分析を行い、汚染が無いことを確認し、復旧工事(トラックスケールの撤去等)を実施した。
- 一連の対応と反省点をまとめた「災害廃棄物処理の記録」を発行し、ノウハウを可視化した。

対応

- 熊本県内自治体と一般廃棄物処理に係る相互支援協定を締結し情報交換等を実施した。
- 災害廃棄物処理計画を見直し、仮置場候補地の明記や、支援体制の強化を盛り込んだ。
- 被災した自治体には積極的に人材派遣を行い、支援のノウハウの継承・取得などの人材育成も行った。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	再整備事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年熊本地震発生 ● ボランティアセンターの設置(H28.4~6)
H29				<ul style="list-style-type: none"> ● 桜町・花畑周辺地区エリア防災計画策定(H29.8)
H30				
H31	第7次総合計画(後期)			<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本桜町再開発株式会社と大規模災害時の帰宅困難者支援に関する協定を締結(H31.4) ● 桜町バスターミナル、サクラマチクマモト開業(R1.9) ● 熊本城ホールオープン(R1.12)
R2		<ul style="list-style-type: none"> ● 「まちなか再生プロジェクト」創設(R2.4) ● 熊本駅周辺地域帰宅困難者対策協議会設立(R3.3) ● 熊本駅周辺地域エリア防災計画策定(R3.3) ● 熊本駅周辺企業と大規模災害時の帰宅困難者支援に関する協定を締結(R3.3) ● 白川口駅前広場供用開始(R3.3) 		
R3				<ul style="list-style-type: none"> ● 花畑広場供用開始(R3.11)
R4				<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本地方合同庁舎を退避施設とした実働訓練を実施(R4.11) ● 桜町・花畑周辺地区帰宅困難者対策協議会設立(R5.3)
R5				<ul style="list-style-type: none"> ● 地元5行庫との連携協定締結(R5.9)
R6	第8次総合計画			<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本城ホールを退避施設とした実働訓練を実施(R6.11)
R7		<ul style="list-style-type: none"> ● 専用融資に対する利子補給制度を創設(R7.4) 		
R8				

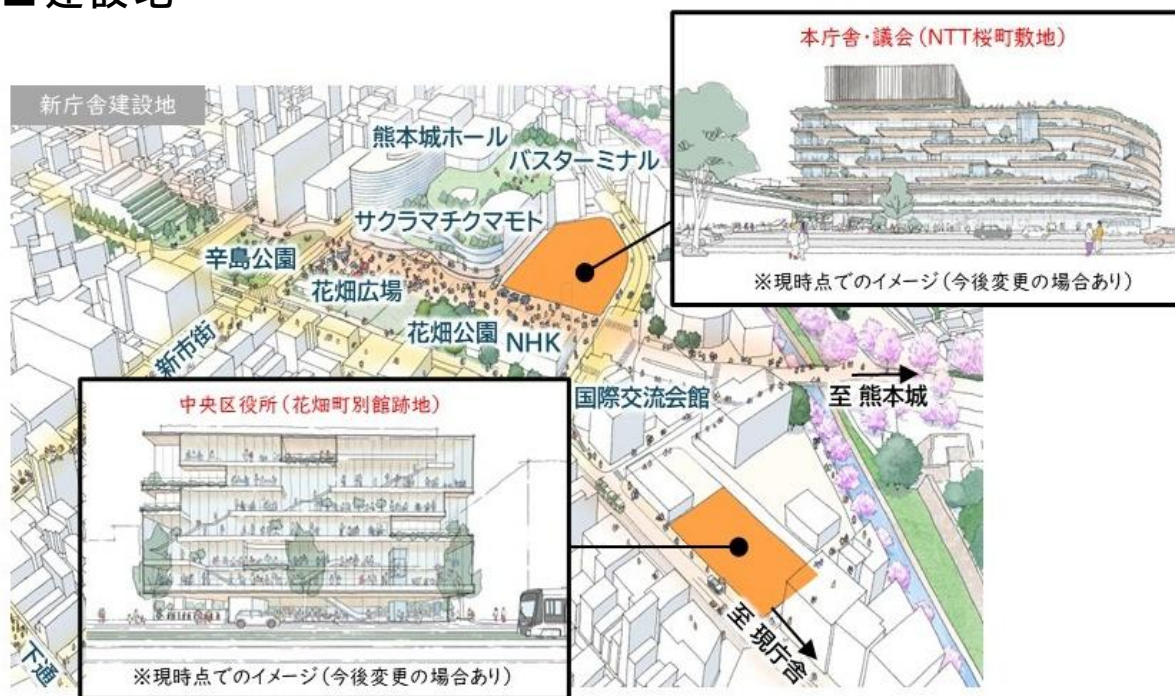
2 防災・減災のまちづくりの推進

(1)災害に強い都市基盤・防災拠点施設等の整備～⑥新庁舎整備～

取組の概要

- あらゆる災害から市民の皆様の生命・財産を守ることに加え、市民サービスの更なる向上を図るため、本庁舎等の建て替えに向けた取組を進めている。

■ 建設地



新庁舎は、「本庁舎・議会」と「中央区役所」の2箇所に分けて整備

- ▶ 本庁舎・議会: NTT桜町敷地(サクラマチクマモトに隣接)
- ▶ 中央区役所: 花畑町別館跡地

■ 基本構想(R6.8月策定)で示した新庁舎の目指すべき姿

1. あらゆる災害に対応できる庁舎

- ・ 十分な耐震性能の確保
- ・ 浸水に対するせい弱性への対応
- ・ 防災拠点施設としての機能拡充

2. 市民が利用しやすく、質の高い行政サービスが提供できる庁舎

- ・ 来庁者への配慮・利便性
- ・ 窓口機能の集約等による市民サービス向上
- ・ 効率性・可変性
- ・ 環境負荷の低減

3. まちの賑わいに貢献し、まちづくりの核となる庁舎

- ・ 市民交流・情報発信の場
- ・ まちづくりの核

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 「平成28年熊本地震」を受け、大規模改修の検討とあわせて実施した、現庁舎の耐震性能調査において、「現庁舎は現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していない」ことが判明。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 耐震性能調査結果に対する一部の専門家からの疑問や市議会からの様々な意見を受けて実施した、2回目の耐震性能調査において、再び「現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していない」という結果が示された。(R2年度)

復興のその先(R3年度～)

- 「本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議」での約2年間の審議の結果、「本庁舎等は建て替えるべき」との答申が示された。(R5年度)
- また、同じく答申では、まちづくりについて、「本庁舎単体の施設の議論に終始することなく、周辺地域とも一体となった将来のビジョンを描き、その実現に向けて大きな視点で戦略的に推進するべきである。」と示された。(R5年度)

対応

- 耐震性能調査の結果を踏まえて、今後の庁舎整備の考え方について検討を進め、「本庁舎等整備に関する基本構想」をとりまとめた。(H31年度)

対応

- 現庁舎の建て替えの是非を含め、耐震性能の有無だけでなく、防災の観点、財政の観点、資産マネジメントの観点、まちづくりの観点等の多角的な視点で本庁舎等整備の在り方について、客観的かつ専門的に審議する「本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議」を設置した。(R3年度)

対応

- 有識者会議の答申を受けて、あらゆる災害から市民の皆様の生命・財産を守ることに加え、市民サービスの更なる向上を図るため、総合的に勘案し、本庁舎等を建て替えるという市の方針を示した。(R5年度)
- 市民アンケートや市民説明会を行い、「新庁舎整備に関する基本構想」として、新庁舎の目指すべき姿や想定規模、建設地の整理を行った。(R6年度)
- 今後、市民の皆様のご意見を踏まえながら、基本構想を基に、基本計画の策定、基本設計・実施設計など新庁舎整備に向けた検討を進めていく。
- 併せて、新庁舎整備を契機としたまちづくりの検討を進めていく。

取組スケジュール

(年度)

H28			
H29	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震の経験を踏まえ、現庁舎の大規模改修の手法検討とあわせて耐震性能調査を実施 …「現庁舎は、現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していない」ことが判明
H30			<ul style="list-style-type: none"> 公共施設マネジメント調査特別委員会における議論
H31	第7次総合計画(後期)	庁舎整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> 市議会の庁舎整備に関する特別委員会で議論開始(R1.5～) 本庁舎に関する市民説明会を開催(R1.6～7) 「本庁舎等整備に関する基本構想」を策定(R2.3)
R2			<ul style="list-style-type: none"> 2回目の現庁舎の耐震性能調査を実施 … 再び「現行の建築基準法等が求める耐震性能を有していない」との結果
R3	第7次総合計画(後期)	有識者会議 審議	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議の開催(R3.6～R5.5まで計7回) 耐震性能分科会の開催(R3.10～R4.11まで計7回)
R4			<ul style="list-style-type: none"> 耐震性能分科会の審議結果報告(R4.12) …「2度の耐震性能調査の結果は妥当であると判断」
R5	第8次総合計画	基本構想	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議から「本庁舎等は建て替えるべき」との答申(R5.5) 本庁舎等の建て替えの方針を表明(R5.6) 市民アンケート実施(R5.9)
R6			<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎整備に関する市民説明会を開催(R6.4～5、計10回) 「熊本市新庁舎整備に関する基本構想」を策定(R6.8) 新庁舎の設計関係予算の可決(R6.9)
R7	第8次総合計画	基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎整備に関するオープンハウス、ワークショップ、アンケート実施(R7.5～R7.9) 新庁舎整備基本計画検討分科会の開催(R7.8～R8.1まで計6回 ※R8.4時点)
R8			<ul style="list-style-type: none"> 新庁舎整備基本計画策定予定

2 防災・減災のまちづくりの推進

(1)災害に強い都市基盤・防災拠点施設等の整備～⑦競輪場の再建と地域の防災拠点整備～

取組の概要

- 平成28年熊本地震で大きな被害を受けた熊本競輪場は、令和8年(2026年)1月に全ての再建工事が完了し、1月27日(火)にグランドオープンした。
- 新たに整備した場内の駐車場は、大規模災害発生時には車中泊避難場所として活用することが可能。さらに、敷地内のサービスセンターには防災備蓄倉庫を設け、地域の防災拠点としても活用が可能。
- サービスセンターには、キッズスペースや会議室を整備し、地域の皆様に利用いただける施設となった。



▲ 熊本競輪場グランドオープンした様子

平時

競輪事業の収益向上による本市財政への貢献に加え、
まちづくりや、更なるにぎわい創出の拠点



災害時

車中泊避難場所としての活用や防災備蓄倉庫の整備など、
地域の防災拠点へ



発災直後の課題(発災～H29年度)

- メインスタンド、バックスタンド等の建物において柱脚部の破損やガラスの破損、バンク(競走路)に亀裂が入るなどの被害が発生したことにより、本場開催、車券発売ができない状態となった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 既存の500mバンクによる復旧を想定していたが、各関係団体からそれぞれ異なるバンク周長による整備の要望がなされたため、再度検討が必要となった。
- 再建費用が増加し、財源不足や一時的な資金不足の課題が生じた。

復興のその先(R3年度～)

- 令和3年(2021年)6月 再建の正式表明
- 被災施設(バックスタンド、サイドスタンド、バンク)の解体に着手し、建物改修や土木工事を進めた。
- 令和6年(2024年)7月 8年ぶりとなる本場レース開催
- 令和8年(2026年)1月 グランドオープン
- 令和8年(2026年)2月 全日本選抜競輪(G I)開催

対応

- 比較的被害の少なかったサービスセンターに臨時の場外車券発売所を設置。
- 九州地区の競輪場を借用し、熊本市営競輪を開催。
- 再開の可否を含めて中長期的な方向性を検討するため、有識者による競輪事業検討会を設置。
- 再開に際しては「地域貢献」「災害対応」「アマチュアスポーツの振興」の3つの理念の実現を求められることとなった。

対応

- 有識者による平成30年度熊本競輪事業検討会を設置し、その検討結果を踏まえ、400mバンクによる施設整備を行うこととした。
- 令和2年度(2020年度)に、改めて有識者からなる競輪事業懇談会を設置。専門的見地からの意見を聴取し、再建費用が増額した分の財源の一部に市債を活用し、資金を確保することとした。

対応

- 令和8年(2026年)2月全日本選抜競輪(G I)では、競輪場の再建を支えていただいたこれまでの感謝と、地震から力強く復興する競輪場の姿を全国にPRした。

取組スケジュール

(年度)

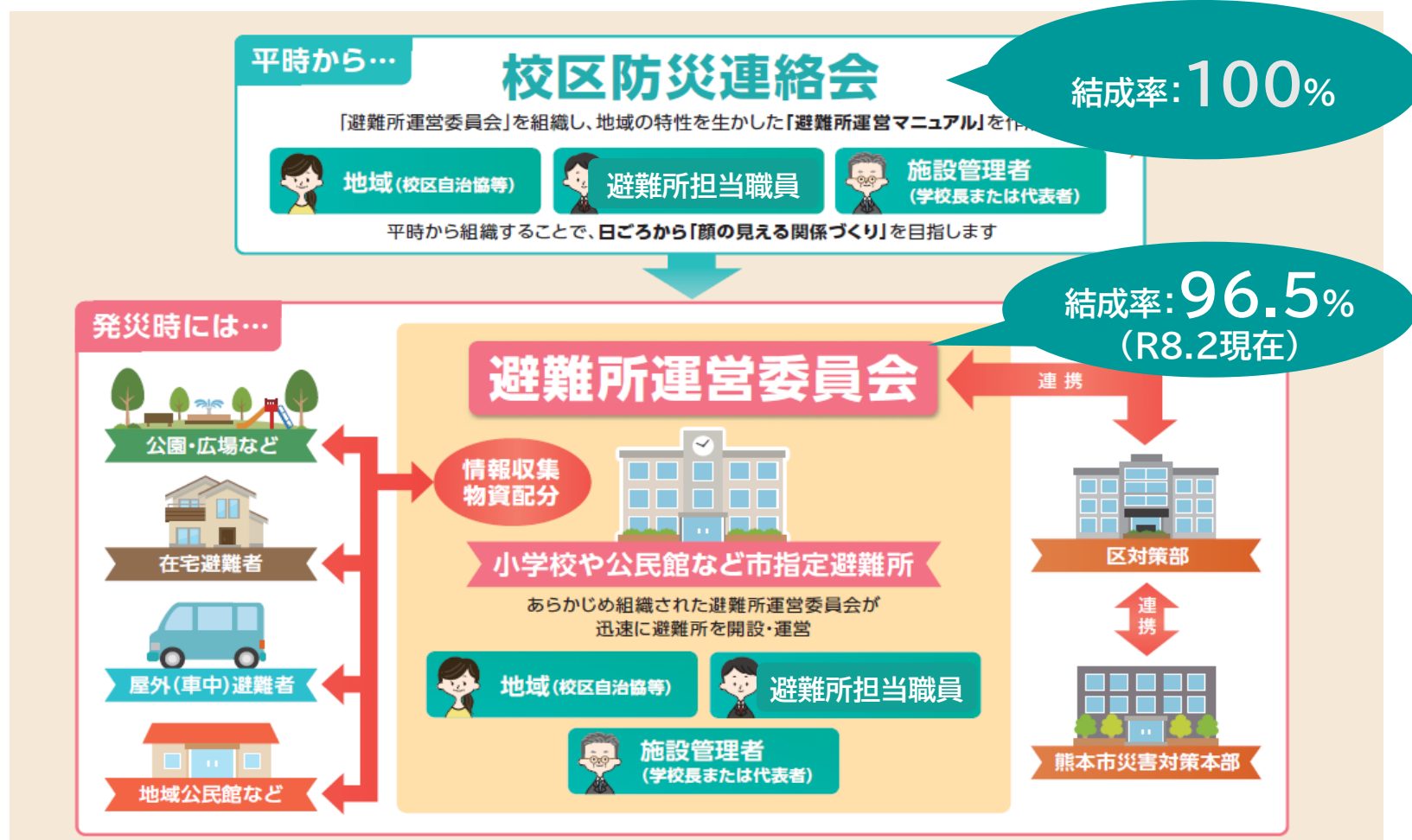
H28			● 6月 サービスセンターを場外車券売場として運用開始
H29	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	● 平成29年度熊本競輪事業検討会設置
H30			● 平成30年度熊本競輪事業検討会設置 ● 12月 熊本競輪場施設整備基本計画策定
H31			
R2	第7次総合計画(後期)	再建の検討	● 熊本競輪事業懇談会
R3			● 再建の正式表明
R4			
R5			
R6	第8次総合計画	施設解体	● 6月 メインスタンド等の改修が完了 ● 7月 8年ぶりとなる本場レースを再開
R7			
R8			● 1月 グランドオープン ● 2月 第41回読売新聞社杯全日本選抜競輪(G I)開催

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の向上～①校区防災連絡会・避難所運営委員会の結成～

取組の概要

- 地域住民・施設管理者・避難所担当職員が平時から顔の見える関係をつくり、災害時の避難所開設・運営体制を事前に構築するため、「校区防災連絡会・避難所運営委員会」の設置を推進。



発災直後の課題(発災～H29年度)

- 発災直後の初動においては、避難所への職員配置の遅れが生じ、避難所開設状況や避難者数、各施設等の被害状況など、正確な情報の収集・把握ができなかった。
- 地域組織や避難者との協力関係が築けた避難所では、効率的な運営を行えた一方で、地域住民・施設管理者・市職員の三者において連携がとれておらず、非効率な運営を行う避難所もあった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 避難所運営には三者の連携が重要であるが、知らない者同士が災害時に限って連携を図ることは困難であった。
- 平時から顔の見える関係作りが重要であることは理解するも、負担感を拭えずに組織作りが進まない事案があった。
- 避難所運営委員会は母体が無いこともあり、校区防災連絡会よりも組織作りに時間を要した。

復興のその先(R3年度～)

- 地域での防災活動が続ける中で生じた課題解決のため、他の地域における先進事例の共有を求める声が上がりはじめた。
- 誰でも避難所運営に携われるようにマニュアルを整備し、より実効性の高いものにする必要がある。

対応

- 避難所に避難所担当職員として市職員3人を配置し、大災害発生時には直接避難所等に参集し、開設・運営を行う仕組みを作った。
- 平時から顔の見える関係を構築し、災害時の避難所開設・運営体制を事前に構築するため、三者で構成する校区防災連絡会及び避難所運営委員会の設立を進めた。

対応

- 校区自治協議会を母体とする校区防災連絡会を設立し、平時から避難所運営に関する会議や訓練を行うこととした。
- 設立に向けた協議を繰り返し、三者で連携して負担が偏らないようにすることを丁寧に説明し、設立を進めた。
- 設立の動機付けとして、校区防災連絡会・避難所運営委員会に対する設立等に関する助成事業を実施し、設立を支援した。

対応

- 地域防災活動の優良事例を公表し、対象団体には感謝状を贈呈することで、今後のさらなる活動促進を図っている。
- 避難所運営委員会の活動支援に関する助成事業を開始し、避難所ごとのマニュアルの作成・改訂に向けた取組を促進している。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	避難所担当職員の配置	校区防災連絡会の設立支援	避難所運営委員会の設立支援	● 避難所へ避難所担当職員を配置(H29.3)	
H29						● 校区防災連絡会の設立支援を開始(H29.5)	● 避難所運営委員会の設立支援を開始(H29.5)
H30						● 校区防災連絡会の設立等に対する助成制度開始(H30.4)	
H31	第7次総合計画(後期)	第8次総合計画	避難所担当職員の配置	校区防災連絡会の設立支援	避難所運営委員会の設立支援	● 避難所運営委員会の設立等に対する助成制度開始(R2.4)	
R2							
R3						● 避難所運営委員会の設立等に対する助成制度終了(R4.3)	● 地域防災活動の優良事例の公表・感謝状贈呈の開始(R4.12)
R4	第8次総合計画	地域防災活動の優良事例の公表 感謝状の贈呈	避難所担当職員の配置	校区防災連絡会の設立支援	避難所運営委員会の設立支援	● 避難所運営委員会の活動支援に対する助成制度開始(R5.4)	
R5						● 校区防災連絡会の設立率100%達成(R6.2)	
R6							
R7							
R8							

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の向上～②地域防災計画等の改定～

取組の概要

- 熊本地震の際、発災直後から避難所運営や情報収集・伝達、支援物資の運搬等において、多くの課題が生じた経験を教訓に、次の災害発生に備えた体制づくりを推進。

地域防災計画の改定

平成29年(2017年)5月
熊本地震の教訓を踏まえた改定を実施

教訓① 物資や行政のマンパワーが圧倒的に不足

「公助」
の取組

- 最大避難者数を11万人(熊本地震実績)と想定し、備蓄・受入・配送体制等を整理した「物資供給計画」を策定
- SNSの活用等による情報伝達体制を強化
- 他自治体等から円滑な支援を受けるための広域連携・受援体制の整備

教訓② 地域の中で支え合う「つながり・共助」の重要性を強く認識

「自助」
「共助」
の取組

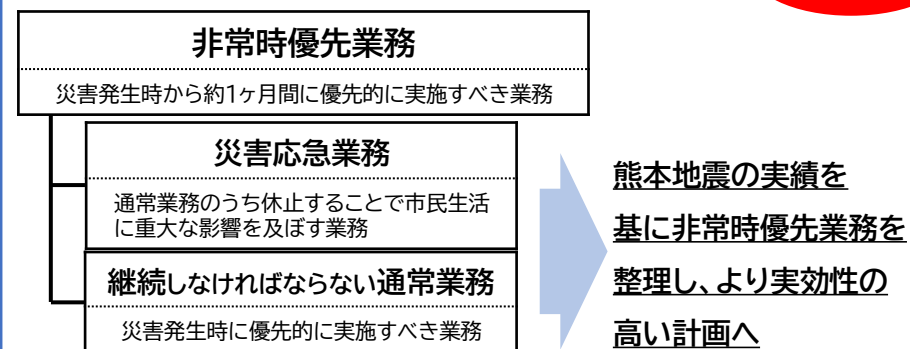
- 家庭内や企業内の備蓄(最低3日分)の推進
- 発災後すぐに避難所を開設・運営するため、「校区防災連絡会」の設置を促進

業務継続計画の改定・受援計画の策定

平成30年(2018年)5月
大規模災害発生時に人的・物的資源を効果的・効率的に
配分するため、非常時優先業務を整理

業務継続計画(BCP)

改定



受援計画

業務継続計画の
実効性を担保

策定

- 他の地方公共団体等からの応援を円滑に受入れ、非常時優先業務に効果的・効率的に配分・配置する受援フローを整理
- 他都市への応援体制について規定 → 迅速な災害派遣を実施

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 物資や行政のマンパワーが圧倒的に不足した。
- 情報伝達や避難所運営、物資輸送の混乱など、災害発生時の対応において多くの課題が明らかとなった。
- 災害対応に必要な人員の確保に苦慮するなど、業務継続計画が十分に機能しなかった。
- 他自治体等からの支援に対して、受援体制が整っておらず受入体制が十分ではなかったため、迅速な応援要請に支障が生じた。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 熊本地震を検証し、「平常時からの備え」が不足していた。

復興のその先(R3年度～)

- 市民アンケートで6割以上が「地震の記憶や教訓を忘れがちになっている」と回答があったことを踏まえ、熊本地震の記録・教訓の伝承、市民の防災意識をさらに高めていくことが必要。

対応

- 地域防災計画の改定
 - ・最大避難者数を11万人(熊本地震実績)と想定し、備蓄・受入・配送体制等を整理した「物資供給計画」を策定した。
 - ・SNSの活用等による情報伝達体制を強化した。
 - ・家庭内や企業内の備蓄(最低3日分)の推進した。
 - ・発災後すぐに避難所を開設・運営するため、「校区防災連絡会」の設置を促進した。
- 大規模災害発生時に人的・物的資源を効果的・効率的に配分するため、非常時優先業務を整理し、「業務継続計画」を改定した。
- 他自治体等から円滑な支援を受けるための「受援計画」を策定した。

対応

- 地域防災計画の事務分掌を改定するとともに、平常時からの備えを強化するため、各対策部等に「防災・減災責任者」(各対策部の長)を置き、所轄業務における危機管理を平常時から実施した。

対応

- 「熊本市防災基本条例」(R4.10.1施行)を制定し、地域防災計画へ「熊本市防災基本条例」で定める基本理念を反映するとともに、市、市民、事業者及び地域の防災組織の役割の明確化した。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	地域防災計画改定	業務継続計画改定	受援計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本地震検証・熊本市地域防災計画改定検討委員会開催(H28.7～H29.5まで計8回) ● 熊本市震災復興座談会(H28.6計14回)、市政アンケート調査(H28.7)、「市長とどんでん語ろう！(防災編)」(H29.2計5回)による意見聴取
H29						<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本市防災会議において熊本市地域防災計画改定(物資供給計画、情報伝達体制の強化、備蓄の推進、校区防災連絡会の設置など) ● 熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例施行(H30.3)
H30	第7次総合計画(後期)	地域防災計画の運用・適宜改定	業務継続計画及び受援計画の運用・適宜改定			<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本市業務継続計画の改定(H30.5) ● 熊本市受援計画の策定(H30.5)
H31						<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本市防災会議において熊本市地域防災計画改定(各対策部等に「防災・減災責任者」など)
R2						
R3						
R4						<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本市防災基本条例の制定(R4.10施行)
R5						<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本市防災会議において熊本市地域防災計画改定(熊本市防災基本条例の基本方針等を反映)
R6	第8次総合計画					
R7						
R8						

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2)市民・地域・行政の災害対応力の向上～③情報発信～

取組の概要

- 平時からの災害への備えや災害時において、市民の皆様が即座に分かりやすく情報を得ることができるよう、防災情報システムやハザードマップの構築を行うとともに、LINEを活用した情報発信の仕組みを構築した。

新防災情報システムの構築

- 地図上に気象情報や被害状況のデータ等を集約し、一元的に管理
- 市職員はスマートフォンから避難所開設状況や被害情報を報告可
- 消防や市民からの情報も反映
- クラウド化し、システムダウンしにくい環境を構築
- 避難情報等のWEBポータル公開



令和2年(2020年)
4月～運用開始

統合型ハザードマップの公開

- 洪水、土砂崩れ、高潮、津波の災害リスクを一度に確認可能
- 時間経過による河川の氾濫シミュレーションを動画で再生
- 住所検索機能により、住んでいる場所や職場の災害リスクをしっかり把握

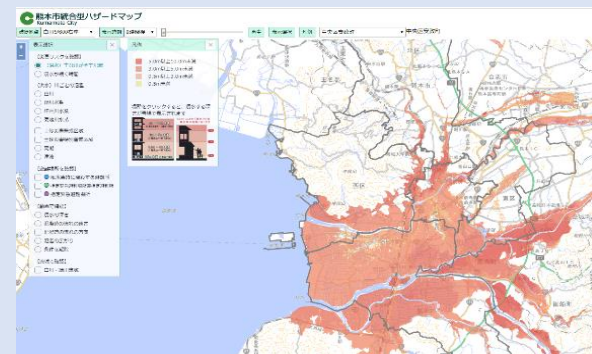
令和2年(2020年)
4月～市HPで公開

LINEを活用した情報発信の仕組みづくり

平成30年(2018年)3月「熊本市LINEアカウント」を開設

平時には防災情報や地域情報、発災時には避難情報等を即時に提供する新たな情報発信の仕組みを構築

友だち登録者数 約20万人(R8.1.1現在)



発災直後の課題(発災～H29年度)

- 様々な情報が錯綜し混乱している状況の中、災害情報・支援情報を整理し、あらゆる世代の方に、正確な情報発信を行う必要がある。
- 発災(前震・本震)直後は、市内各所が被災したため、市政だよりの全戸配布が困難となった。
- 車中泊をしている方や市外へ避難している方には、情報が届きにくい。
- HPのアクセスが集中するとともに、電話による問い合わせが殺到し電話回線もパンク状態だった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 被災者支援情報の継続的な発信が必要。
- 防災情報や災害情報を容易に取得できる環境の整備が必要。
- 社会の関心が薄れていく中で、復興状況や防災情報を継続して発信していく必要がある。
- 洪水・土砂災害など、災害の種類ごとにハザードマップを作成、配布していたことにより情報が分散し、複数の災害が発生した際に複数の地図を確認する必要があったため、利便性に欠けていた。
- 配信媒体の多重化により配信作業にかかる負担が増加した。

復興のその先(R3年度～)

- 社会の関心が薄れていく中で、復興状況や防災情報を継続して発信していく必要がある。

対応

- HPやFacebook等のSNSを活用し、随時、最新の情報を発信するとともに、インターネットツールを所持していない被災者、高齢者等へは紙媒体での情報提供も行った。
- デマ情報が出回ったこともあったため、注意喚起を行った。
- 市政だよりの全戸配布の代わりに、避難所に臨時版の市政だよりを設置した。
- 車中泊の避難者にも被災者支援情報を届けるため、県内のコンビニエンスストアの店頭にも各種災害・支援情報紙を設置した。
- 市外の避難者に対しては、郵送で被災者支援情報を届けるとともに、他自治体からの協力を得て、他自治体HP内に本市の情報を掲載いただいた。
- 支援企業の協力のもと、市HPのキャッシュサイトを作成し、HPへの負荷軽減を図った。

対応

- 被災者支援制度をまとめた「被災者生活支援情報」を発刊するとともに、平成28年(2016年)12月からは、復興に向けた本市及び市民の取組を紹介する「復興だより」を発行した(令和元年度末(2020年4月号)まで)。
- 地震発生から5年目を迎える令和3年(2021年)4月には、市政だよりにおいて特集記事を掲載した。
- 平時における防災情報や地域情報、発災時における災害情報等を容易に取得できるよう、平成29年(2017年)12月には公式X、平成30年(2018年)3月には市公式LINEのアカウントを開設した。
- 適宜、市長記者会見やHP等を通して復興状況の発信を行うとともに、新たな災害に備えるための防災情報を発信した。
- 個別のハザードマップの情報を一つにまとめる形で「統合型」として再編し、紙媒体では地域に限られた範囲の情報しか得られなかったが、統合型では市全体をカバーし、利便性の向上を図った。
- 新防災情報システムにより、複数の配信媒体への一括情報発信を可能とした。

対応

- 適宜、市長記者会見やHP等を通して復興状況の発信を行うとともに、新たな災害に備えるための防災情報を発信した。

取組スケジュール

(年度)			
H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 市政だより臨時版発行(H28.4.22) ● 6月号～通常版市政だより発行 ● 12月～復興だより発行(令和2年4月号まで)
H29			<ul style="list-style-type: none"> ● 公式Xアカウント開設(H29.12)
H30	第7次総合計画(後期)	統合型ハザードマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● 市公式LINEアカウント開設(H30.3) ● 統合型ハザードマップ作成の検討 ● 国土交通省との協議 ● 新防災情報システム 基本計画・設計業務委託
H31			<ul style="list-style-type: none"> ● 新防災情報システム 計画・設計・構築
R2	第7次総合計画(後期)	統合型ハザードマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> ● ハザードマップの作成 ● 新防災情報システム 開発・構築業務委託
R3			<ul style="list-style-type: none"> ● 新防災情報システム 運用開始
R4	第8次総合計画	新防災情報システムの運用	<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本地震から5年 市政だより特集記事掲載(R3.4)
R5			<ul style="list-style-type: none"> ● 新防災情報システム くまもとアプリとのデータ連携開始(R6.3)
R6	第8次総合計画	新防災情報システムの運用	
R7			
R8			<ul style="list-style-type: none"> ● 4月～ 熊本地震から10年 年間を通じて、市政だよりに熊本地震の特集記事を掲載

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の向上～④まちづくりセンター・地域担当職員の設置～

取組の概要

- 地域づくりを支える支援体制として、平成29年度(2017年度)から各区に17ヶ所のまちづくりセンターを新設し、専任で地域のまちづくり支援を行う地域担当職員を配置。
- 平時から地域の相談・要望への対応や地域情報の収集・行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などを行い、地域とともに課題解決に取り組むことを通じて、災害時に地域と行政が連携・協力し、地域の状況に応じた迅速かつ柔軟な対応ができる体制づくりを構築。



平時

- ✓ 地域と関わり、地域と行政の連携・協力を図る。
⇒地域と行政の架け橋役として機能



災害時

- ✓ 平時から連携したまちづくりの取組を行うことで、顔の見える関係を構築
⇒災害時のスムーズな連携が可能に

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 災害時や災害後の復旧・復興の過程における行政による支援「公助」の限界が明らかになる一方で、多くの市民が主体となり、地域の中でつながり、互いに支え助け合う「自助」・「共助」の必要性、重要性が再認識された
- 安心して暮らせるまちづくりのために、「おたがいさま」で支え合う地域コミュニティの形成が重要
- 地域によって特色が異なることから、行政に求められる支援のあり方も様々

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 地域における「共助」を強化するための担い手発掘・育成

復興のその先(R3年度～)

- 従来型の担い手に加え、学生・企業・市民活動団体等を地域の担い手としてつなぐ体制の強化
- 地域団体等のデジタルスキルの向上

対応

- 平成29年度(2017年度)から、地域づくりを支える行政の支援体制を強化するため、出張所や公民館などを17か所の「まちづくりセンター」として再編し、地域担当職員を49名配置。
- 日頃から地域の要望・相談の窓口対応、地域情報の収集及び行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などを行い、地域と共に課題解決に取り組むことで、災害時においても、市民・地域と行政が連携し、地域の状況に応じた迅速かつ柔軟な対応が可能となる体制づくりを構築。

対応

- 各地域の特性に応じた地域コミュニティ活動の取組支援
- 校区防災連絡会・避難所運営委員会など地域における防災組織の設置・運営支援

対応

- まちづくり活動を行う地域と企業とのマッチング事業開始(令和4年度(2022年度)～)地域力パワーアップ大作戦(東区)(令和6年度(2024年度)～)地域と企業等を結ぶ応援事業(中央区)
- 避難所での受付サポート機能や災害ボランティア募集機能を持つ「くまもとアプリ」の地域団体等に対する普及促進

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	互いに支え合う自主自立のまちづくりの推進	● まちづくり支援機能強化と出張所等再編方針を平成28年熊本地震の経験を踏まえ修正(H28.10修正)	
H29				● 地域づくりを支える行政の支援体制を強化するため、出張所や公民館などを17か所の「まちづくりセンター」として再編し、地域担当職員を49名配置。	
H30					
H31				● 地域担当職員を増員(55名体制)	
R2	第7次総合計画(後期)				
R3					
R4					
R5					
R6		第8次総合計画			
R7				● まちづくりセンターの機能強化を図るため地域担当職員を増員(60名体制)	
R8					

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の向上～⑤震災対処訓練～

取組の概要

- 市民や地域、施設管理者、防災関係機関、民間企業等と連携し、全市的な訓練を毎年度実施。
- 各年度フェーズを変えた訓練に計画的に取り組むことにより、必要な訓練項目を着実に実施し、災害対応力の蓄積を図っている。

避難所運営訓練

⇒ 地域や関係機関と連携し、実践力を向上



▲ 地域住民に加え、自衛隊、災害ボランティア中間支援組織と連携した炊き出し訓練



▲ 避難所運営訓練

災害対策本部会議訓練

総合調整室運営訓練

⇒ 図上訓練により災害対策本部会議を実施



▲ 実災害を想定した図上訓練

上記訓練のほかに、各対策部による訓練において、物資集積センター稼働訓練や遺体安置所設置訓練など、民間企業とも連携した全市的な訓練を実施することで、地域防災力の更なる強化を図るとともに、訓練を通して熊本地震の記憶や教訓を伝承していく。

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 情報支援室(3F)、総合調整室(4F)、指揮室(5F)の分散により迅速な情報伝達が不足していた。
- 総合的な防災訓練は行っていたものの、地震に特化した訓練は行っていなかった。
- 避難所運営において、職員の日替わり交代制による情報共有不足や職員個人のスキル・対応の差異による不満があった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 本庁舎使用不能となった場合の災害対策本部機能移転を想定した訓練が不足していた。

復興のその先(R3年度～)

- 訓練内容が主に発災初期の初動対応と固定化しており、災害対応力の蓄積が不足していた。
- 訓練を行ったことがない項目が複数存在した。
- 地域との関係構築に時間を要し、職員だけで避難所開設・運営訓練を行う地域があった。

対応

- 3F情報調整室機能は移設困難なため、総合調整室を5F庁議室に設置。
- 震災対処訓練を開始。
- 避難所担当職員を3名を避難所毎に配置し、発災時の初動から避難所運営業務を行えるようにした。

対応

- 平成30年(2018年)に市民会館へ災害対策本部機能に移転するための訓練を実施。

対応

- 発災直後の初動対応を毎年着実に取り組みつつ、年度ごとにフェーズを変えた訓練を行う中期構想を策定。
- 中期構想の中で訓練が必要な項目を定め、計画性を持った訓練実施による災害対応力の蓄積を行っている。
- 全避難所において、避難所開設・運営訓練で地域も交えた訓練を行った。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	震災対応訓練の実施	
H29				
H30		<ul style="list-style-type: none"> ● 災害対策本部機能移転のための訓練実施 		
H31				
R2	第7次総合計画(後期)			
R3				
R4		<ul style="list-style-type: none"> ● 震災対応訓練の中期構想を策定 ● 校区防災連絡会へのアンケート結果による地域の実情に合わせ、実動訓練を秋に実施 		
R5		<ul style="list-style-type: none"> ● 発災直後+発災4時間後を想定した訓練を実施 		
R6		<ul style="list-style-type: none"> ● 発災直後+発災1日後を想定した訓練を実施 		
R7		<ul style="list-style-type: none"> ● 発災直後+発災3日後を想定した訓練を実施 		
R8				
		第8次総合計画		

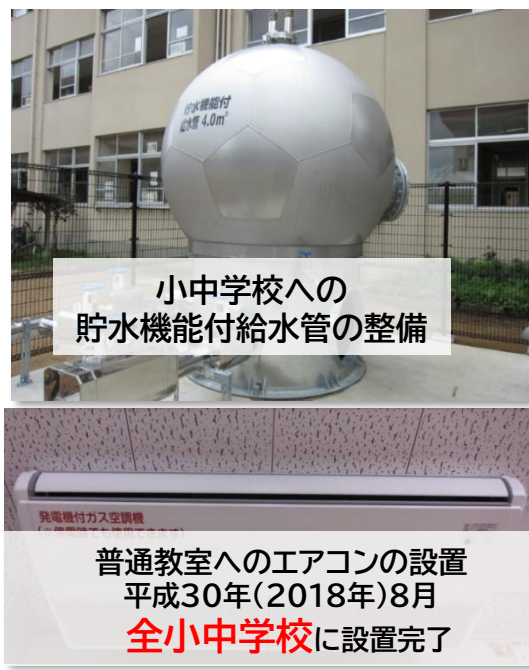
2 防災・減災のまちづくりの推進

(2)市民・地域・行政の災害対応力の向上～ ⑥避難所の環境整備～

取組の概要

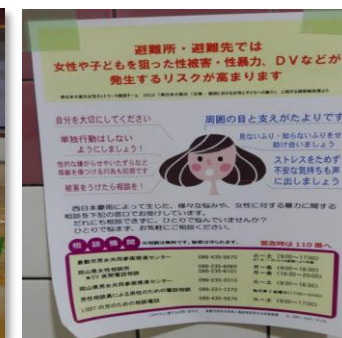
- 断水やトイレ使用困難の経験を踏まえ、小中学校に貯水機能付給水管やマンホールトイレを整備し、エアコン・非常用電源・通信設備・備蓄倉庫を整備。
- 新型コロナウイルス感染症対策や、避難者からのあらゆるニーズに対応するための整備を推進。

○ 避難所機能を考慮した施設整備の実施



避難所の安全・安心な環境づくり

- ・感染症対策に関する備品・消耗品の備蓄
- ・女性や子ども等あらゆるニーズに応じた生活環境の確保



ペット同伴避難場所の設置

- ・2か所を専用の避難場所として開設



2 防災・減災のまちづくりの推進

(2)市民・地域・行政の災害対応力の向上～ ⑥避難所の環境整備～

取組の概要

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた、プライバシーの確保や寝床の改善の取組として、パーティションや簡易ベッドの備蓄を整備する。
- 食事の質の確保のため、キッチンカーの活用及び地域住民と連携し全市的に実施する防災訓練等において、平時の利活用を行うことで地域住民への周知広報を図り、防災意識の醸成につなげる。

○発災後速やかな避難所の生活環境整備

簡易ベッド(組立式ベッド、エアーマット等)



テント式パーティション



○食事の質の確保に向けた取組



キッチンカー

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 2度の大きな揺れや度重なる余震、ライフラインの断絶等の影響から大勢の方が避難を余儀なくされ、本市で最大11万人が避難することとなり、さらに大勢の市民が避難所以外の施設、車中や自宅の軒先等へ避難していた。
- 長期断水やトイレの使用などの環境が整っていない避難所があった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 特に発災直後は、避難所で多数の方が避難生活を送ることと物流が停止することが重なるため、避難所での生活で必要になる物資が不足した。
- 長期避難に耐えられるよう、避難所の生活・衛生環境の向上等、防災機能を強化する必要があった。
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、各種感染症への感染対策を行う必要があった。

復興のその先(R3年度～)

- エコノミークラス症候群の予防に加え、災害関連死を減らす目的から、避難所環境を改善を進めていく必要がある。
- 全国で発生する災害における避難生活の状況を踏まえ、避難の多様化や避難者のあらゆるニーズに対応する必要がある。
- 猛暑による熱中症リスクが高まっていることから、避難所機能の強化が課題。

対応

- 避難所、避難場所などを整理し、さらに関係企業や団体と協定を結ぶことで、災害時の避難者の受入れを強化した。
- マンホールトイレの導入や応急給水活動の強化を行った。

対応

- 避難所における備蓄の拡充等を進め、食糧や発電機、ミルクなどの備蓄を開始した。また、避難所運営キットを各分散備蓄倉庫に配置し、避難所担当職員が迅速に避難所運営を実施できる体制を整えた。
- 長期避難が可能となるよう、貯水機能付給水管やマンホールトイレの整備などの避難所機能の強化を図った。
- 保健福祉部局と連携し、感染症対策のためのマスク、消毒液、パーティション等の備蓄を行った。

対応

- ペット同伴避難場所の設置や車中泊避難者への支援方策の検討など、様々な避難者の形態に関する施策に取り組んでいる。
- 国の交付金を活用し、避難所における生活環境の改善に向け、従来の簡易ベッドやパーティションに加えキッチンカーを購入した。
- 新たな避難所のあり方として、T(トイレ)、K(キッチン)、B(ベッド等)を48時間以内に整備するTKB48避難所訓練を、近隣市町村と連携して令和8年度(2026年度)に実践する予定。
- 令和8年度(2026年度)から体育館等の空調設備整備事業を開始。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	物資供給計画対応マニュアルの整備・運用	貯水機能付給水管整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本地震の発生により、避難所の諸問題が顕在化 ● 貯水機能付き給水管設備の設置(毎年3校程度整備)
H29					<ul style="list-style-type: none"> ● 物資供給計画対応マニュアルを整備し、発災初期から中長期における備蓄対策等の運用を開始(H29.5)
H30	第7次総合計画				
H31					
R2					<ul style="list-style-type: none"> ● 国の交付金により、新型コロナウイルス感染症の感染対策としてマスク、消毒液、パーティション等を購入(R2.12) ● 備蓄に関する各種倉庫の維持管理規程を制定・改正(R2.12)
R3					
R4					
R5	第8次総合計画				
R6					
R7					<ul style="list-style-type: none"> ● 国の交付金により、これまでも購入してきた簡易ベッドやパーティションに加え、避難所で温かい食事を提供するためのキッチンカーを購入(R7.8)
R8					<ul style="list-style-type: none"> ● 体育館等空調設備設置に向け事業開始 ● 熊本市災害対応車両キッチンカーの運用を開始(R8.5)

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の向上～⑦外国人被災者支援の充実～

取組の概要

- 外国人被災者から「避難所を知らなかった」、「日本語での避難情報が分からなかった」等の意見があったことを踏まえ、熊本地震を契機に、外国人被災者への支援を充実させている。

○多言語防災カード「あんしん・あんぜんノート」の配布



あんしん・あんぜんノート

- ✓ 災害時や避難に関する情報を多言語で掲載し、各区役所、公民館等で配布

○災害時外国人支援多言語サポーターの養成



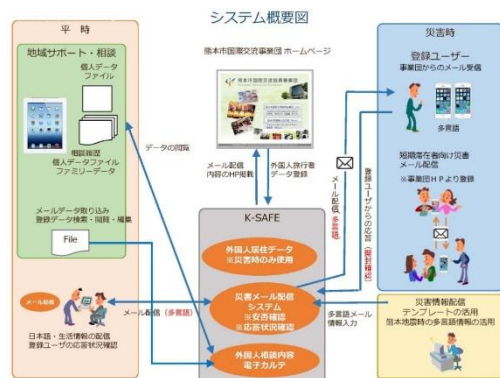
災害時多言語サポーター養成講座

- ✓ 大規模災害発生時に外国人被災者への適切な情報提供や被災者の情報収集を行い、情報の集約、発信などの支援を行うサポーターを養成する講座を開催。

○災害時外国人支援システム「K-SAFE」の運営

- ✓ 登録者へ、台風や大雨、避難所開設情報などの災害情報を多言語で提供するシステム。日本語学習情報や生活情報等の情報も定期的に配信。

登録人数：656人
 配信状況：21件
 (令和5年度時点)



○災害多言語支援センター開設訓練

- ✓ 災害時に外国人支援を円滑に行うため、基礎知識や職員間の共通認識を形成するために実施する研修



災害多言語支援センター開設訓練

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 熊本市国際交流会館には、在住外国人をはじめ、海外からの団体旅行や個人旅行の外国人が殺到した。
- 在住外国人より、地震、避難所、食料や水の配給等の多くの問い合わせが寄せられるとともに、大使館、領事館等からの安否確認の電話が相次いだ。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 言語、文化・習慣の違いから災害や防災に関して、外国人に必要な情報が届かなかったり、避難行動が適切にとれなかったりすることが明らかになった。

復興のその先(R3年度～)

- 災害時には日本人・外国人の共助が重要になることから、多文化共生地域づくりの拠点を作っていく必要がある。

対応

- 熊本市国際交流会館を外国人避難対応施設として開設し、必要な情報を提供するとともに、支援物資や炊き出しの配給を行った。
- 熊本市国際交流会館に災害多言語支援センターを開設し、災害情報の多言語化を行い、会館避難所やホームページ・SNS等へ掲載し、外国人避難者へ情報提供を行った。
- 外国人被災者の安否確認と支援情報提供による寄り添い支援のため、避難所巡回を行った。
- 外国人被災者への生活相談会を開催した。

対応

- 平時から地域で在住外国人とコミュニケーションをとり、災害時には支援が行えるよう、災害時外国人支援多言語サポーターの養成を開始した。
- 在住外国人(メールアドレス登録者)へ多言語(英・中・韓・やさしいにほんご)で災害支援情報メール配信を行う災害時外国人支援システムの運用を開始した。

対応

- 外国人・日本人住民が気軽なおしゃべりで交流を深める地域日本語教室を各区で開設し、災害時にはセーフティネット機能を有する多文化共生社会の拠点として活用する。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	熊本市国際化指針	<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本市国際交流会館に外国人避難対応施設を開設 ● 災害多言語支援センター開設 ● 避難所巡回、外国人被災者への生活相談会
H29				<ul style="list-style-type: none"> ● 「外国人のための防災訓練」開催 ● 外国人コミュニティ会議～熊本地震から1年を振り返る～
H30				<ul style="list-style-type: none"> ● 「外国人を災害弱者にしない取り組みを考えるセミナー」開催 ● 災害時外国人支援システム(K-SAFE)運用開始 ● 災害時多言語サポーター養成開始 ● 東区くらしのにほんごくらぶ防災訓練 ● 「外国人のための防災訓練」開催
H31	第7次総合計画(後期)		熊本市国際戦略	<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本市外国人総合相談プラザ開設 ● 「外国人のための防災訓練」開催 ● 多言語防災カード「あんしんノート」発行:6言語
R2				<ul style="list-style-type: none"> ● 「災害多言語支援センター立ち上げ訓練」開催 ● 「外国人のための防災訓練」開催
R3				<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本にほんご教育プラザ開設 ● 「外国人と防災の重要性を考えるセミナー」開催 ● 「外国人のための防災訓練」開催 ● 熊本県市町村職員向け災害時外国人支援研修会 ● 「外国人被災者が抱える課題と情報提供のあり方」開催 ● 「災害多言語支援センター立ち上げ訓練」開催
R4				
R5				<ul style="list-style-type: none"> ● Lessons for the future – Feedback in Seven Years from the Kumamoto Earthquake」オンラインセミナー開催 ● 外国人のための防災訓練(災害対応の基礎知識とマイタイムライン作成)
R6	第8次総合計画		熊本市国際戦略 第2期	<ul style="list-style-type: none"> ● 「外国人のための防災訓練」開催 ● 令和6年度地方公共団体職員外国人施策推進研修での講義(災害時外国人支援事業の紹介)
R7				<ul style="list-style-type: none"> ● 「外国人のための防災訓練」開催
R8				<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本地震から10年～今後求められる外国人支援の在り方～

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2)市民・地域・行政の災害対応力の向上～⑧大規模災害時における消防活動の維持～

取組の概要

- 熊本地震時には、消防指令センターが被災し、119番通報が通常の約10倍となる中、職員間の連携不足で統一性を欠く対応となった。
- これらの教訓を踏まえ、大規模災害時における指令機能の継続及び、的確な初動対応を行うため、消防指令管制システムの構築や大規模災害時における119番対応コールトリアージプロトコルを作成した。

新消防指令管制システムの構築

- 日本初「可搬型指令システム」を採用
- 最大28本の119番通報に対応
- 聴覚障がい者等向け「NET119」導入

令和2年(2020年)4月
運用開始



大規模災害時119番対応コールトリアージプロトコルを作成

14日の前震から16日の本震までの119番通報は2822件に達し、通常の約10倍となったため、最大18名の対応でも手が回らず、職員間の連携不足で統一性の無い対応となった。



地震や水害に限らず、一般の災害でも規模の大きなものや特異なものにおいても、多数の119番通報から生命の危機が迫った傷病者を見逃さずトリアージを実施することが可能になった。

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 指令センターが大きく被災し、業務継続が困難となった場合の対応を策定する。
- 多数の119番通報に対応するため、各指令員が消防隊の出場の優先度を選別するための判断指標となるマニュアルを作成する。
- 地震の揺れによる影響(複数台のモニターが一時使用出来なかった等)下においても119番通報に対応する。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 熊本地震と同規模の揺れにおいても119番受報を継続できる施設を構築する。
- 通常時に使用しないバックアップ指令センターは、構築費、保守費及びランニングコストが増加する。
- 聴覚や発語に障がいのある方からの119番通報にも即時対応する。

復興のその先(R3年度～)

- より効果的な救命処置を行うため、災害発生場所を早期に特定したり、火災や交通事故などの災害状況を正確に把握する必要がある。
- 消防指令管制システムの適切な維持・管理を行う必要がある。
- 熊本地震を経験していない職員が配置される。
(経験を風化させない取り組みが必要)

対応

- 大規模災害時の初動対応において、各指令員が行う具体的な行動を記載したアクションカードを定めた。
- 医学的根拠に基づいたコールトリアージの基準を明確化し、各指令員の119番通報における対応の統一を行った。
- 指令センターのバックアップ構築に向けて検討を行った。

対応

- 消防指令管制システムの全更新に合わせて、免震床を採用した新棟を建設した。
- 大規模災害時に、消防指令管制システムの一部を持ち出し、業務継続を可能とするシステム(可搬型指令システム)の導入を行った。
- NET119(聴覚障がい者等向け)の導入を行った。

対応

- Live119(映像通報システム)の導入を行った。
- 消防指令管制システムの間接整備を行った。
- 大規模災害対応マニュアルに基づく、アクションカード(個人の行動指標)を利用した初動対応訓練や、トリアージプロトコルによる119番受報の訓練を行った。

取組スケジュール

(年度)

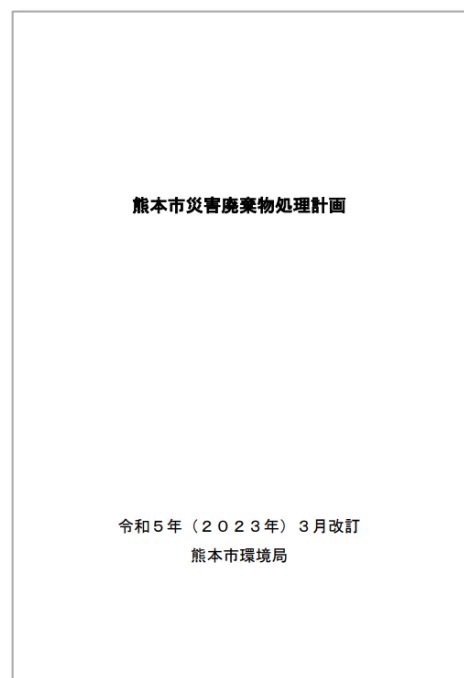
H28	第7次総合計画(前期) 震災復興計画	消防指令管制システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本地震の影響で消防指令管制システムの更新が1年先送りとなったため、当該地震の教訓をシステム更新に活かす検討を行う。 ● 大規模地震災害対応マニュアルの策定(アクションカード・コールトリアージプロトコル)
H29			<ul style="list-style-type: none"> ● 消防指令管制システムの実施設計
H30			<ul style="list-style-type: none"> ● 消防指令管制システムの構築作業
H31			<ul style="list-style-type: none"> ● 消防指令管制システムの構築作業
R2	第7次総合計画(後期)	消防指令管制システムの更新 (可搬型指令管制システムの導入)	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防局庁舎を増築(消防指令管制システム設置階には免震床を採用) ● 消防指令管制システムを全面更新し運用を開始 ● 可搬型指令システムの運用を開始 ● NET119(聴覚障がい者等向け)の運用を開始
R3			
R4			
R5			<ul style="list-style-type: none"> ● Live119(映像通報システム)の運用を開始
R6	第8次総合計画	消防指令管制システムの 中間整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防指令管制システムの中間整備に伴う構築作業
R7			<ul style="list-style-type: none"> ● 消防指令管制システムの中間整備に伴う構築作業
R8			<ul style="list-style-type: none"> ● 消防指令管制システムの中間整備を完了し運用を開始

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2)市民・地域・行政の災害対応力の向上～⑨災害廃棄物処理体制の強化～

取組の概要

- 熊本地震においては、これまでに経験したことがない質と量の災害廃棄物処理に困難を極めた経験を踏まえ、平常時の災害予防対策を推進するとともに、災害発生時の対応をまとめた災害廃棄物処理基本計画を策定。
- また、災害協定締結団体との連携強化に加え、熊本市、福岡市、北九州市の3都市において、被災していない都市の職員を直ちに被災市へ派遣するなど、協力体制を構築できるよう「九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定」を平成29年(2017年)6月1日付で締結した。



▲ 災害廃棄物処理計画

○九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定

被災した都市の要請を待たず支援市の職員を派遣し、以下の内容に取り組む。

- 1)被災状況の把握
- 2)必要な支援の検討および実施
- 3)国など関係機関への報告・連絡
- 4)国・他自治体などへの支援要請および連絡・調整など



発災直後の課題(発災～H29年度)

- 発災直後から大量の「片付けごみ」が排出され、通常の収集体制では足りず、ごみステーションからごみが溢れ、道路交通に支障を来した。
- 東部環境工場が地震の被害で緊急停止し、約1ヶ月間、可燃ごみの焼却処理能力が著しく低下した。
- 秋津浄化センターが被害を受け操業不能となり、避難所の仮設トイレ等のし尿処理の確保が急務であった。
- り災証明書の判定や公費解体の受付等、事務量が膨大となった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- アスベスト対策が必要なビルや、作業スペースがない密集地の建物等、技術的に難しい解体に時間を要した。
- 仮置場にある大量の廃棄物を全て搬出し、元の状態に戻す(原状回復)必要があった。

復興のその先(R3年度～)

- 発災直後の混乱期に、被災状況の把握や支援要請が遅れた反省があり、次回への備えが求められた。
- 実際の経験(仮置場不足や分別の混乱など)を反映し、実効性を担保した計画を整備する必要があった。
- 被災・支援経験がある職員が他部局に異動し、人材の継続的な育成が求められた。

対応

- 一次仮置場(ごみステーション)の混乱解消のため、戸島、東部環境工場、扇田、城南等に二次仮置場を開設した。
- 他都市や民間事業者からの応援(延べ7,000人以上)を受け入れ、片付けごみの特別収集を実施した。
- 処理能力不足を補うため、コンテナ船や鉄道を活用し、県外の処理施設へ可燃ごみや木くず等を搬出処理した。
- し尿の受入れは、東部・中部浄化センターで対応した。
- 災害廃棄物処理や公費解体を行う部署を設置した。

対応

- 公費解体は期間を延長し、平成30年(2018年)10月に対応完了した。
- 仮置場の廃棄物の搬出完了後、土壌の分析を行い、汚染が無いことを確認し、復旧工事(トラックスケールの撤去等)を実施した。
- 一連の対応と反省点をまとめた「災害廃棄物処理の記録」を発行し、ノウハウを可視化した。

対応

- 熊本県内自治体と一般廃棄物処理に係る相互支援協定を締結し情報交換等を実施した。
- 災害廃棄物処理計画を見直し、仮置場候補地の明記や、受援体制の強化を盛り込んだ。
- 被災した自治体には積極的に人材派遣を行い、支援のノウハウの継承・取得などの人材育成も行った。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸島、東部環境工場、扇田、城南等に二次仮置場を設置 ● 延べ7,000人以上の応援を受け入れ、片付けごみの特別収集を実施 ● コンテナ船や鉄道を利用し、県外の処理施設へ可燃ごみや木くず等を搬出 ● 災害廃棄物処理や公費解体を行う専門部署を設置
H29			<ul style="list-style-type: none"> ● 環境局防災計画の改定及び熊本市災害廃棄物処理計画の策定 ● 災害協定締結団体との意見交換会を実施 ● 福岡市、北九州市、本市間において「九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定」締結 ● 朝倉市(福岡県)、津久見市(大分県)へ片付けごみの収集、事務管理支援
H30			<ul style="list-style-type: none"> ● H30.10 公費解体の対応完了 ● 仮置場の搬出完了後、土壌分析を行い汚染がないことを確認のうえ、復旧工事を実施 ● 高槻市(大阪府)、広島県、倉敷市(岡山県)、西予市・大洲市(愛媛県)等へ片付けごみの収集、事務管理支援
H31	第7次総合計画(後期)		<ul style="list-style-type: none"> ● 「災害廃棄物処理の記録」を発行し、ノウハウを可視化 ● 九州環境ネットワークと災害時応急活動に関する協定締結 ● 熊本県清掃事業協議会熊本市支部と災害時応急活動に関する協定締結
R2			<ul style="list-style-type: none"> ● 人吉市、芦北町へ片付けごみの収集支援、事務管理支援等
R3			
R4			<ul style="list-style-type: none"> ● 静岡市へ片付けごみの収集支援、事務管理支援等
R5			<ul style="list-style-type: none"> ● 珠洲市、能登町へ片付けごみの収集支援
R6	第8次総合計画		<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本県内自治体間での一般廃棄物処理(可燃ごみ処理)に係る相互支援協定締結 ● 熊本市清掃事業協同組合と災害時応急活動に関する協定締結 ● 宮崎市との防災に係る連携協定に基づき、災害廃棄物処理の相互支援を確認
R7			<ul style="list-style-type: none"> ● 宮崎市との災害廃棄物処理の相互支援により、令和7年8月豪雨において宮崎市からの応援職員を受入
R8			

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の向上～⑩くまもとアプリの導入・活用～

取組の概要

- 地域活動やボランティア活動の参加者に対してインセンティブとなるポイント制度を導入し、参加率の向上を図るとともに、災害発生時の避難所運営や避難状況の把握にも活用できる、平時と災害時の双方で利用可能なスマートフォンアプリ「くまもとアプリ」を導入・活用する。



ホーム画面イメージ



平時

ボランティアが身近に！
ポイントで楽しみが広がる！



○ポイント付与対象となる活動実績 (令和7年度)

ボランティア活動 : 192件
 イベント等 : 109件
 延べ : 3,781人
 (R7.11現在)

災害時

避難所の受付がスムーズに！
避難状況の把握に！



○避難所の受付時間の縮減

一人当たりの受付時間

70秒



4.6秒

紙名簿受付

アプリ受付

DL数: 3万人を突破！
(R7.10現在)

発災直後・復旧復興期の課題(発災～R2年度)

- ”職員中心”の避難所運営体制の限界(「自助」「共助」の重要性)。
- 押し寄せた避難者の受入対応で避難所が混乱。
- 車中泊避難などの指定避難所外の避難状況把握が困難。

復興のその先(R3年度～)

- 熊本地震の経験を経て醸成された地域やコミュニティの助け合い(共助)が、人口減少、少子高齢化の加速やコロナ禍による社会的不安・経済格差の拡大によって希薄化している。
- 災害時に動ける人材の確保や迅速なボランティア募集・動員
- くまもとアプリの認知度向上、ダウンロードの促進。

対応

- アプリでの避難所受付による避難所運営&情報収集の効率化。
- 避難状況報告機能による位置情報を含む避難状況の収集。

対応

- ボランティア機能等による地域やコミュニティの繋がりの強化(共助の土台)。
- 平時からの継続的な活動参加や情報連携を強化し、災害発生時に必要な人材を迅速に動員できるようになる。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	
H29			
H30			
H31			
R2	第7次総合計画(後期)		
R3			
R4			● 市民ポイント事業について検討(R4.11)
R5		準備開発	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル田園都市国家構想交付金申請(R5.2) ● デジタル田園都市国家構想交付金採択(R5.4) ● アプリ開発(R5.4~)
R6	第8次総合計画	運用開始	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所受付、ボランティア機能、ポイント付与実証実験(R6.2) ● くまもとアプリをリリース(R6.3.27) ● くまもとアプリ抽選会開催(R6.10)
R7			<ul style="list-style-type: none"> ● くまもとアプリ本格運用開始(地域団体等が地域活動等を募集できる主催者ミニアプリをリリース)(R7.4) ● 協賛企業を募集開始 ● くまもとアプリ抽選会開催(R7.5、11・12)
R8			<ul style="list-style-type: none"> ● くまもとアプリ抽選会開催(予定)

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の向上～⑪行政事務の働き方改革～

取組の概要

- 熊本地震を契機に、タブレット端末や文書共有システムの導入を進め、災害対策本部や庁内会議のオンライン化、ペーパーレス化を図った。
- 災害時の業務継続に加え、職員の柔軟な働き方を実現するため、業務パソコンをモバイル化するなど、テレワーク環境を整備した。

災害対策指揮室



WEB会議



テレワーク



平時

タブレットとモバイル端末を使い分けながら、それぞれの機能を最大限活用することで、市民サービス向上と業務効率化の両立が実現

災害時

場所にとらわれず必要な情報へのアクセスが可能となったことで、緊急時でも迅速かつ正確な対応が可能

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 熊本地震発災後の災害対策本部会議では、紙資料の印刷や配布などの準備に、多大な時間と労力がかかり、効率的な会議運営が困難であった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 令和2年(2020年)2月に新型コロナウイルス感染症の分類が「2類相当」となり、外出自粛など感染拡大への対応など、あらゆる災害に対する業務継続性の確保が必要となる。

復興のその先(R3年度～)

- 令和5年(2023年)5月に新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」へ変更され、社会経済活動の制限がなくなる。社会環境が変化する中、デジタルを活用し、更なる業務効率化と職員の働き方改革を推進する必要がある。

対応

- 熊本地震発災後、事業者からタブレット端末(iPad80台)、文書共有システム(Side Books)の提供を受け、災害対策本部のペーパーレス化を図った。
- これを契機に、庁議などの庁内会議のオンライン化、ペーパーレス化を全庁的に推進し、情報共有と意思決定の迅速化、業務の効率化を図った。

対応

- 令和2年(2020年)2月からテレワーク制度を試行的に導入し、順次、モバイルパソコン、テレワーク回線(SIM)を整備。
- 市長自らテレワーク(Webでの災害対策本部等)を実践した。

対応

- 令和5年(2023年)5月からテレワーク制度を恒常的な制度として運用開始。令和5年(2023年)12月に業務パソコン(7,450台)のモバイル化が完了。
- 令和6年(2024年)3月に「くまもとDXアクションプラン」を策定し、行政サービスのDXを推進している。
- 令和7年度(2025年度)から、コピー用再生紙の購入量削減を目標に全庁的なペーパーレス化を推進している。(令和9年度(2027年度)までの3か年)

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期) 震災復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ● タブレット端末、文書共有システムを導入し、災害対策本部のペーパーレス化を図った。
H29		
H30		
H31		
R2	第7次総合計画(後期)	<ul style="list-style-type: none"> ● R2.2 テレワーク制度を導入(育児等が必要な職員に限る) ● 新型コロナウイルス感染拡大を受け、同年4月から臨時的な措置として全職員を対象とし、順次、モバイルパソコン、テレワーク回線(SIM)を整備。
R3		<ul style="list-style-type: none"> ● R3.4 職員用サテライトオフィス勤務を導入
R4		
R5		<ul style="list-style-type: none"> ● R5.5 テレワーク制度を恒常的な制度として運用開始 ● R5.12 業務パソコン(7,450台)のモバイル化が完了 ● R6.3に[くまもとDXアクションプラン]を策定
R6	DXアクションプラン	
R7		<ul style="list-style-type: none"> ● 全庁的なペーパーレス推進スタート (R9年度までの3か年でH29年度比でコピー用再生紙50%削減目標)
R8		

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の向上～ ⑫教育分野におけるICTの推進～

取組の概要

- 次代を担う人材育成や災害等で学校が臨時休業となっても教育ができるように、1人に1台iPadセルラーモデルのタブレット端末の整備を行った。
- 家庭の通信環境に左右されることなく、学校内外における学習にすべての子どもたちが取り組むことができる環境をつくり、新型コロナウイルス感染拡大による休業時も、双方向によるオンライン授業等を実施し、学びを継続することができた。



▲ 避難所や仮設の教室でも学習継続に対応する

災害時

災害等で学校が臨時休業や教室以外でも
学びを継続できる体制を構築。



▲ 教室や家庭での学習でインターネットに接続

平時

多様なデジタルコンテンツを活用し、
個別最適な学びと協働的な学びを推進。

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 地震によって 校舎の損壊や多数の避難所が開設され、多くの学校が長期間休校となった。
- 発災当時は、学校1台の電子黒板(50インチ)と3クラスに1台程度の大型テレビ(50インチ)が配備されていたが、多くが被災した。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 文部科学省が進める整備計画では、3クラスに1クラス分の学習者用端末の整備のみ。
- 校舎の被災や事業者不足により、小中学校にWi-Fiを整備することが困難な状況。

復興のその先(R3年度～)

- 文部科学省のGIGAスクール構想に準じた1人1台の学習者用端末の整備が必要。
- 電子黒板及びGIGAスクール構想で整備した1人1台の学習者用端末の更新時期を迎える。

対応

- 災害時にも教育を止めないため、被害の大きかった桜木小学校、東野中学校では、体育館をクラスごとに間仕切りし、ホワイトボード等を活用して教育を継続。
- 桜木小学校、東野中学校では、熊本市教育ICT支援プロジェクトで支援されたタブレット端末を授業で活用。

対応

- 学習者用端末として、Wi-Fiを必要としないiPadセルラーモデルを、3クラスに1クラス分整備し、クラスごとに持ち回りで活用。
- 被災した電子黒板に代わり、電子黒板(65インチ)と実物投影機を普通教室に整備。
- 1人1台のiPadセルラーモデル(第1期)利用開始(令和3年(2021年)2月)。

対応

- 令和7年(2025年)2月普通教室の電子黒板(65インチ)の更新に加え、特別教室にも電子黒板を整備。
- 令和7年(2025年)4月に1人1台のiPadセルラーモデル(第2期)利用開始。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本市教育ICT支援プロジェクトによるiPad端末整備 ● 端末配布(桜木小学校、東野中学校) ● 桜木小・東野中学校合同職員研修
H29			
H30	第7次総合計画(後期)	教育ICT機器整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 3クラスに1クラス分のiPad端末の整備開始(H30.9) ● 普通教室に電子黒板と実物投影機を整備(H31.2)
H31			
R2	第7次総合計画(後期)	1人1台タブレット端末での学習	<ul style="list-style-type: none"> ● 3クラスに1クラス分のiPad端末の整備完了(R2.3) ● 1人に1台のiPad端末(第1期)の利用開始(R3.2)
R3			
R4	第8次総合計画	タブレット端末更新	
R5			
R6			<ul style="list-style-type: none"> ● 普通教室の電子黒板更新に加え、特別教室への電子黒板を整備(R7.2)
R7			<ul style="list-style-type: none"> ● 1人1台のiPad端末(第2期)の利用開始(R7.4)
R8			

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2)市民・地域・行政の災害対応力の向上～⑬各区の特色をいかした取組(中央区)～

取組の概要

- 災害時の行動を体感できるよう、地域に対する防災出前講座の開催や地域版のハザードマップ作成支援を行うなど、地域ぐるみ・家族ぐるみの防災意識の啓発を図った。
- 地域の防災団体等への活動支援や研修の充実など、災害時の体制強化を図った。
- 冊子「食と備え」を作成し、平常時からの災害時への意識向上と、自発的な備蓄行動の促進を図った。

災害対応力の強化 ～各種取り組み～

○校区防災連絡会研修会の実施

・避難所運営体制の強化を図るため、校区防災連絡会に対し研修会を実施。



共助の強化

○地域版ハザードマップの作成支援

・地域の防災体制の整備や意識の向上を図るため、地域の危険箇所等を記したマップの作成支援を実施。

自助・共助の強化



○中央区防災フェアの実施

・地域住民の防災力の向上を目的に防災フェアを実施。

自助の強化



○冊子:食と備え～いざという時に慌てない～

・災害時の食への備えとして、冊子を作成し、各校区の食生活改善推進員へ配布及び研修を実施。

自助の強化



発災直後の課題(発災～H29年度)

- 職員が避難所開設マニュアルを十分理解していなかったため、避難所開設が遅延した。
- 職員の日替わり交代による引継ぎ漏れ。
- 非効率な避難所運営と地域・避難者との協力不足。
- 避難者名簿の未作成と車中泊・テント泊情報の未把握。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 校区防災連絡会及び避難所運営委員会の未設置校区。
- 地域への危険箇所等の注意喚起不足。
- 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営が求められる。

復興のその先(R3年度～)

- 校区防災連絡会及び避難所運営委員会への避難所運営実務研修の実施。
- 地域の防災団体における災害対応力の強化。
- 地域版ハザードマップ未作成地域への作成促進。

対応

- 避難所担当職員への避難所運営マニュアル等研修の強化。
- 避難所運営マニュアルの改訂。
- 校区防災連絡会・避難所運営委員会の設立。
- 校区防災連絡会による情報把握の仕組み構築。

対応

- 校区の自治協議会や自治会連合会等の会議で設置を依頼し、順次設立。
- 校区住民との地域巡回と、「地域版ハザードマップ」作成支援、完成マップの全戸配布。
- 感染対策を踏まえたマニュアルの改正及び訓練の実施。

対応

- 避難所運営実務研修を踏まえた震災対処訓練の実施。
- 地域防災リーダー(防災士)と地域防災団体による連携体制の強化。
- 防災出前講座の実施と「地域版ハザードマップ」作成促進。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年熊本地震発生 → 職員参集 中央区対策部設置 ● 指定避難所を開設(全42か所) ● 中央区所管の中央公民館全壊 ● 保健師による巡回指導
H29			<ul style="list-style-type: none"> ● 保健師による健康相談巡回 ● 校区防災連絡会の設立開始(H29～) ● 避難所運営委員会の設立開始(H29～)
H30	第7次総合計画(後期)	地域の災害対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域版ハザードマップの作成支援を開始(H30～)
H31			<ul style="list-style-type: none"> ● 中央区所管の中央公民館の再建(指定管理)
R2	第7次総合計画(後期)	地域の災害対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災出前講座の推進(R2～) ● 冊子「食と備え」を刊行
R3			
R4	第8次総合計画	地域の災害対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 校区防災連絡会の設立完了(~R4)
R5			<ul style="list-style-type: none"> ● 花畑広場防災フェアの実施 ● そなえる防災講座の実施
R6	第8次総合計画	地域の災害対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一回「中央区校区防災連絡会研修会」の実施 ● 中央区防災フェアの実施
R7			<ul style="list-style-type: none"> ● 地区防災計画の策定支援 ● 地域防災リーダーの活用推進 ● 第二回「中央区校区防災連絡会研修会」の実施 ● 避難所運営委員会の設立状況(87.0%完了)
R8	第8次総合計画	地域の災害対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 小、中学生への防災教育の推進等

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の向上～⑬各区の特色をいかした取組(東区)～

取組の概要

● 取組1: 地区防災計画策定支援

地域住民が校区内の防災に関する課題や危険箇所などの特性を共有し、その対応策を「やることリスト(実施計画)」や「防災マップ」としてまとめる取組。策定を目的に終わらせるのではなく、地域での継続的な防災活動につながるよう、運用面も含めて支援している。

● 取組2: 熊本地震10年ドキュメンタリー「揺れの記憶」～熊本市東区の26人が語るあのとき～撮影・上映

熊本地震の「語り部」による証言や写真等を映像として記録・保存し、上映することで、震災の記憶を次世代へ継承するとともに、防災意識の向上や地域の防災活動の継続・強化を図る取組。

● 取組3: 「あさひばみんなの防災フェスタ」開催

日頃からの防災への備えや知識を、こどもから大人まで楽しみながら学べる場として、平成29年度(2017年度)から毎年開催している。防災講話をはじめ、消火器VR体験、避難生活体験、防災ポシェット作りなど、多様な体験型プログラムを実施。消防署、上下水道局、国土交通省、大学、校区防災連絡会など多様な関係機関と連携して開催しており、毎回約300名が参加している。

○ 地区防災計画策定支援



▲ 地域防災計画策定支援ワークショップの様子

○ 熊本地震10年ドキュメンタリー「揺れの記憶」～熊本市東区の26人が語るあのとき～



▲ 語り部へのインタビュー撮影

○ あさひばみんなの防災フェスタの開催



▲ 防災フェスタチラシ

▲ 防災フェスタの様子

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 当初は、職員の希望を踏まえた避難所配置を優先したこともあり、避難所ごとの経緯や現状を十分に把握しきれないまま対応せざるを得なかった。
- 熊本地震で経験した「近所の助け合い」を多くの人に知ってもらい、防災について楽しく学んでもらう機会が少ない。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 公助では、発災直後の対応が難しいため、自助・共助の必要性を地域住民に、もっと知ってもらう必要がある。

復興のその先(R3年度～)

- 時間が経つにつれて熊本地震の記憶の風化が進んでいっている。
- 新型コロナウイルスの影響で、防災イベントや地区防災計画の作成が滞っていた。

対応

- 途中から課の固定化を行ったことにより、よりスムーズな情報共有や引継ぎが可能となった。災害時に避難所で専属で対応できる避難所担当職員を配置した。
- 住民同士が交流できる防災イベント(あさひばみんなの防災フェスタ)を開催することで、防災意識の向上や災害時の助け合い体制の構築を進めた。

対応

- 内閣府における地区防災計画策定のモデル地区に選定され、秋津校区地区防災計画を策定した。地域住民主体で定期的に防災について話し合い、災害時の対応や防災訓練などに取り組んでいる。
- 災害を自分事として捉えてもらい、こどもから大人まで多くの方が楽しく参加できるようなイベントとするため、多様な体験型のブースを設置するなど内容の充実を図る。

対応

- 熊本地震当時の記録や語り部の話を記録映像として制作する。また上映会を開催し、より多くの市民に見ていただくことで、記憶の風化防止や防災活動のアップデートを図る。
- 地区防災計画策定支援業務については、毎年1校区の策定を目指し進めている。また、HUGと避難所運営の教材映像を作成した。
- あさひばみんなの防災フェスタは、激甚化するあらゆる災害に対応できるよう、新たな要素を追加しながら継続して実施する。

取組スケジュール

(年度)

H28					
H29	第7次総合計画(前期)	震災復興計画		● あさひばみんなの防災フェスタ開催(H29.8.27)	
H30				● あさひばみんなの防災フェスタ開催(H30.10.14)	
H31				● 秋津校区地区防災計画策定 ● あさひばみんなの防災フェスタ開催(H31.10.13)	
R2	第7次総合計画(後期)	地区防災計画策定支援	あさひばみんなの防災フェスタ開催	● 新型コロナウイルス感染症の影響により未開催	
R3				● 新型コロナウイルス感染症の影響により未開催	
R4				● 新型コロナウイルス感染症の影響により未実施 ● あさひばみんなの防災フェスタ開催(R4.9.4 9.25 10.23 11.19)	
R5				● 西原校区地区防災計画策定 ● 地域防災訓練支援教材作成(HUG・避難所運営) ● あさひばみんなの防災フェスタ開催(R5.10.21)	
R6				● 画図校区地区防災計画策定 ● あさひばみんなの防災フェスタ開催(R6.10.6)	
R7				● 託麻南校区地区防災計画作成中 ● 熊本地震10年ドキュメンタリー「揺れの記憶」～熊本市東区の26人が語るあのとき～制作 ● あさひばみんなの防災フェスタ開催(R7.8.10)	
R8					
				第8次総合計画	

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2)市民・地域・行政の災害対応力の向上～⑬各区の特色をいかした取組(西区)～

取組の概要

- 熊本地震を踏まえ、地域住民の防災意識向上を図るため、防災事業の充実を図るとともに、行政・地域・各種団体との連携強化及び地域コミュニティの活性化に取り組を行った。
- 避難所運営に係る課題解決を目的として、行政・地域・各種団体が連携した防災事業を実施し、実効性のある避難所運営体制の構築を図った。

✓ 西区の地域と防災士のワークショップ

地域と防災士のつながりをもとに地域防災力向上を目指し実施



西区と防災士のワークショップ

✓ 西区地域防災シンポジウム

早期避難行動の確立のため地区防災計画・タイムラインの普及啓発を実施



西区地域防災シンポジウム

✓ 西区避難所運営に係るワークショップ

各避難所の運営体制の確立を図るため避難所運営について検討するワークショップを実施



西区避難所運営に係るワークショップ

✓ 先進地視察研修の実施(校区防災連絡会・職員)

被災地(自治体)の被害状況や対応、その後の新たな取組などを学び地域防災力の向上を目的に実施



先進地視察研修

✓ 災害時の口腔ケアの啓発

8020推進員西支部と共に、災害時の口腔ケアの重要性を周知



8020推進員西支部との口腔ケアの周知活動風景

✓ パッククッキングによる防災食の普及

災害時のパッククッキングの利点や活用法を学ぶ講習会を開催



子ども食育研修でのパッククッキング風景

✓ 子育て世代を対象とした防災啓発

校区子育てサークル等で子育て世代向け防災講話(ベビー防災)を実施



校区子育てサークルの様子

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 発災時には、電話等の通信障害により連絡や職員参集に時間を要したほか、区の人員態勢や各避難所への対応、物資の仕分け・輸送に課題が生じ、避難所運営における行政対応の限界が明らかとなった。
- 避難生活のストレス、口腔ケア不足、口腔衛生用品の不足から、口腔衛生・歯科保健に関する課題があった。
- 食事の偏りから、塩分過多・タンパク質・野菜不足等から、食生活・栄養に関する課題及び生活習慣病の悪化が懸念された。
- こどもや妊産婦など災害弱者への配慮に関する課題があった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 復旧・復興が進む中で、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域防災活動や自主防災クラブ、民生委員による見守り支援活動が自粛・制限される状況となった。
- 雨や台風等による避難が発生したが、災害の種別によって必要となる防災対応が異なることが明らかとなった。
- 新しい生活環境で育児不安を抱える親子が増加し、環境が変わっても地域とのつながりを深め、安心して子育てできる支援体制の必要性が高まった。
- 物流の回復により、食に関する懸念は一定程度和らいだ。

対応

- 区災害対応マニュアルの整備及び連絡体制の確立を行った。
- 校区(地区)防災連絡会、避難所運営委員会の設立を推進した。
- 熊本市震災対処訓練の実施及び各避難所における訓練の啓発を行った。
- 西区管内の歯科医院開設状況の情報提供や、避難所での歯科支援、口腔衛生物資の配達を実施した。
- 栄養の偏りが懸念される方に対し、常温保存可能な野菜ジュースやロングライフ牛乳、離乳食・栄養補助飲料等の配布を行った。
- 避難所食事の提供状況アセスメントを実施するとともに、アルファ化米の工夫例を紹介し、食物アレルギーや減塩食等への対応を行った。
- 区役所及び避難所での栄養相談を実施し、併せて食中毒予防の啓発を行った。

対応

- 防災会議等の実施が困難な中、リモートによる防災連絡会議を開催するとともに、区役所窓口へのパーテーション設置や、避難所担当職員への研修を実施し、感染症対策への理解と対応力の向上を図った。
- パッククッキングのチラシや冊子を活用し、様々な機会を通じて、防災・食に関する啓発と普及を継続的に行った。
- 子育て世代や地域の子育て支援者との情報交換を通じて子育て応援情報マップを作成するとともに、支援者向けの見守り講座を開催し、コロナ禍で未実施の校区には講座内容のDVDを提供するなど、子育て支援体制の充実を図った。

復興のその先(R3年度～)

- 震災後に設立された校区防災連絡会や避難所運営委員会、自主防災クラブは、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を自粛・縮小し、地域防災活動が低迷するとともに、組織形態の風化が進んだ。
- 震災の記憶や防災に対する意識が薄れつつある中、今後の地域防災活動を確立するため、地区防災計画の作成・推進を継続していく必要がある。
- 非常持ち出し袋に口腔ケア用品を備える市民が少なく、また、水が少ない状況での口腔ケア方法についての理解も十分でないことが課題となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域行事や子育てサークル等のイベントが中止となり、集合型研修の実施が困難な状況が続いた。

対応

- コロナ禍で低迷した防災活動の再起を図るため、校区防災連絡会・避難所運営委員会の開催を促進するとともに、先進地視察研修や地域防災士と連携したワークショップ、地域防災リーダーのフォローアップや防災シンポジウムを実施した。
- 地域防災力及び地域コミュニティの活性化を目的に、地域住民が主体となる「地区防災計画」の作成・策定を継続して推進した。
- 校区イベント等において災害時の口腔ケアの必要性を周知し、非常持ち出し袋への口腔ケア用品の備えを啓発するとともに、パッククッキングのチラシ・冊子を改訂し、研修会や地域イベントを通じて普及啓発を行った。
- 主任児童委員向け研修を通じて熊本地震の経験や必要物資等の意見を収集し、地域と協働で西区オリジナルの「子育て世代のための防災BOOK」及び啓発動画を作成した。併せて、研修会や子育てサークルでのベビー防災講話を継続的に実施した。

取組スケジュール

(年度)

H28				<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年熊本地震発生 ● 地域のイベントや健康教育等において、災害時の口腔ケアの重要性を伝え、非常持ち出し袋に口腔ケアグッズを備えるよう周知
H29	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	避難所運営に係る体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織改編 総務企画課総務班に防災担当配置 ● 校区防災連絡会・避難所運営委員会設立推進
H30				<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本市震災対処訓練実施
H31				<ul style="list-style-type: none"> ● 食生活改善推進員協議会への委託事業「バッククッキング地域講習会・体験会」(令和元年度から令和5年度まで) ● 西区版バッククッキングメニューの開発 ● 食生活改善推進員の研修会や栄養士が行う健康教育(健診、地域)での併発 ● 子育て応援情報マップ「るらん」の作成
R2				<ul style="list-style-type: none"> ● 西区版バッククッキングメニューのレシピ集の作成、配布 ● 支援者のための見守り講座開催
R3	第7次総合計画(後期)		地域防災意識の普及啓発と地域防災活動の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 校区防災連絡会・避難所運営委員会設立完了(R3.8設置済) ● 区対策部対応マニュアルの改訂 ● チラシ「備蓄食料品チェックリスト」の作成、配布 ● 子育て世代の防災支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ①「西区子育て世代のための防災BOOK」「啓発動画」作成 ②主任児童委員対象とした研修会開催 ③ベビー防災の開催(3か年計画)
R4				<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災リーダー研修の実施 ● 「西区子育て世代のための防災BOOK」改訂
R5			避難所運営に係る研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所運営に関するフォローアップ事業の開始(避難所担当職員フォローアップ研修・西区の地域と防災士のワークショップ) ● 西区防災連絡会議実施要領改訂
R6	第8次総合計画			
R7			<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所運営に関するフォローアップ事業の実施(西区避難所運営に関するワークショップ) ● 地区防災計画作成支援事業の実施 内閣府令和7年度地区防災計画作成モデル創出事業(中島校区) ● 区対策部マニュアルの改訂 ● 自主防災クラブ活性化事業の実施(地域への自主防災クラブ活動推進講演等) 	
R8			<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本地震10年関連事業の実施(西区会場・花園会場) ● 地区防災計画作成支援事業の実施(春日校区、池田校区予定) 	

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の向上～⑬各区の特色をいかした取組(南区)～

復興重点プロジェクト5

取組の概要

●各地域の特性を踏まえた災害への備えや防災意識の向上に向け、地域住民の方々と各区役所・まちづくりセンターが一体となり様々な取組を実施。

○防災バスツアー【震災機構編】の実施

災害に対する知識及び能力の向上を図ることを目的に、小学生を対象にした「防災バスツアー」を実施
(被災地である南阿蘇村、益城町の視察研修及び防災食の調理・試食体験)



○南区防災研修会の実施

南区在住の防災士、校区防災連絡会等の地域防災組織の連携を図るとともに、活動の活性化及び地域防災力の向上を目的として「南区防災研修会」を実施



○地域版ハザードマップの作成支援

地域住民に地域の危険箇所を認知してもらうため、地域版ハザードマップの作成支援を実施



○地区防災計画策定支援

沿岸部の防災、減災対策の強化実現のため、地域と行政が共同で実行性のある地区防災計画を作成することで、被害軽減を図り防災力向上を図る



発災直後の課題(発災～H29年度)

- 従来からの住民と転入してきた住民との交流が希薄。
- 住民同士の支え合い(共助)。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 防災意識の向上。
- 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営。
- 避難所運営マニュアルの未作成校区がある。
- 地域版ハザードマップ未作成町内がある。

復興のその先(R3年度～)

- 熊本地震から時間が経過し、記憶が薄れている子どもたちや地震を経験していない子どもたちが増えている。
- 地域の防災関係団体の連携。
- 地区防災計画の作成。

対応

- こどもから大人までが共に楽しく防災を学べる機会の提供。
- 防災出前講座等の実施。

対応

- 防災イベントの実施。
- 感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの作成支援。
- 避難所運営マニュアル未作成校区への作成支援。
- 地域版ハザードマップ未作成町内への作成支援。

対応

- 県内の震災遺構等を訪れることで、熊本地震の記憶の風化を防ぐとともに、当時生まれていなかった子どもたちにも語り伝えていくことで、災害に対する知識及び能力の向上を図る。
- 南区在住の防災士、校区防災連絡会等を対象とした合同研修会の実施。
- 地区防災計画作成への支援。

取組スケジュール

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	防災意識及び共助意識の醸成に向けた取組	避難所運営体制の整備	● 南区地域防災フェア
H29					● 南区地域防災フェア ● 地域版ハザードマップの作成支援を開始
H30					● 親子で学ぼう！防災バスツアー【避難所編】
H31	第7次総合計画(後期)				● 南区防災バスツアー【避難所編】
R2					● 新型コロナウイルス感染症の影響により未開催
R3					● 南区防災フォーラム
R4	第8次総合計画			避難所運営に係る研修等の実施	● 南区防災士研修会 ● 天明4校区地区防災計画策定
R5					● 南区防災人材育成支援 ● 飽田3校区地区防災計画策定
R6					● 防災バスツアー【震災遺構編】を実施(年2回) ● 南区防災研修会
R7					● 防災バスツアー【震災遺構編】を実施(年2回) ● 南区防災研修会
R8					

2 防災・減災のまちづくりの推進

(2) 市民・地域・行政の災害対応力の向上～⑬各区の特色をいかした取組(北区)～

取組の概要

- 各地域の特色を踏まえた災害への備えの充実や地域防災力の向上を図るために、地域住民の方々と連携し、様々な取組を実施。
- 外国人と地域住民を対象とした防災交流会等を実施し、防災情報の理解促進と防災意識の向上を図った。

○ 地域の防災意識向上に向けた取組

- ✓ シンポジウムや有識者による防災に関する講演会を開催
- ✓ 校区や町内会で行われる防災訓練等への講師派遣や物資の提供
- ✓ 防災士の防災知識や対応能力の向上のため講演会やワークショップを開催



▲ 防災講演会、ワークショップの様子

○ 地区防災計画策定支援

- ✓ 校区の地域特性や独自の災害リスクへ備えるため、住民主体で地域防災計画を策定



▲ ワークショップの様子

○ 復興支援防災フェスタの開催

- ✓ こどもたちが防災に対する備えや知識を楽しく学べるよう「北区こどもまつり」と「防災フェスタ」を同時開催



▶ 防災フェスタチラシ

○ 防災マイBOOKの作成

- ✓ 災害への備え、災害時にとるべき行動を記載した防災マイBOOKを作成し、防災訓練等で配布



○ 外国人と地域との防災交流会の開催

- ✓ 地域に居住・就労している外国人と地域住民が交流をしながら防災を学ぶことで、互いの文化を理解し合い、災害時に支え合える関係づくりを促進
- ✓ 北区の全指定避難所に外国人向けの指差しシートを設置（避難所初動運営キットに常備）



発災直後の課題(発災～H29年度)

- 災害による被害状況の把握及び情報収集が困難。
- 避難所の開設の遅れ及び運営が困難。
- 避難所での市職員の対応が不十分。
- 避難所の災害マニュアルが未作成。
- 避難所以外への避難者の情報把握が困難。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 住民の知識や防災訓練内容などに地域差がある。
- 校区防災連絡会及び避難所運営委員会が未成立の校区がある。
- 自主防災クラブ等の活動がない自治会がある。

復興のその先(R3年度～)

- 校区防災連絡会及び避難所運営委員会の訓練実施及び地区防災計画の作成。
- 自主防災クラブ未結成及び地域版ハザードマップの未作成の自治会がある。
- 防災士との連携。

対応

- 自治会や自主防災クラブとの連携。
- 校区防災連絡会の設立。
- 避難所運営委員会の設立。
- 避難所運営マニュアルの作成。
- 災害対応訓練の実施。

対応

- 校区や町内会で行われる防災訓練等への講師派遣や防災物資の提供。
- 校区自治協議会の会議に参加し、校区防災連絡会及び避難所運営委員会の設立の依頼。
- 自主防災クラブの活動促進。
- 地域版ハザードマップの作成支援。

対応

- 校区防災訓練や防災出前講座等で防災マイBOOKを活用し、地域住民の防災意識の向上を図る。
- 校区の会議等を活用し地域版ハザードマップ作成や訓練の促進を促す。
- 防災士を対象とした講演会やワークショップの開催。

取組スケジュール

(年度 北区)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の食事等についての食育講座(出前講座)を実施 ● 災害時の口腔ケアの重要性の周知(~現在)
H29			<ul style="list-style-type: none"> ● 防災講話(出前講座)を実施 ● 地域版ハザードマップ作成支援 ● 災害時の食事や備えについて食育講座(出前講座)を実施
H30	第7次総合計画(後期)	地域の防災意識向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災講話(出前講座)を実施 ● 地域版ハザードマップ作成支援 ● 「防災食育らくらくクッキング」事業開始(~R2)
H31			<ul style="list-style-type: none"> ● 復興支援防災フェスタを開催 ● 防災講話(出前講座)を実施 ● 地域版ハザードマップ作成支援
R2	第7次総合計画(後期)	地域の防災意識向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災講話(出前講座)を実施 ● 地域版ハザードマップ作成支援 ● 災害備蓄のチラシを作成、配布(~現在)
R3			<ul style="list-style-type: none"> ● 防災講話(出前講座)を実施 ● 地域版ハザードマップ作成支援
R4	第8次総合計画	地域の防災意識向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災シンポジウム、防災士ブラッシュアップ講座を開催 ● 防災講話(出前講座)を実施 ● 地域版ハザードマップ作成支援
R5			<ul style="list-style-type: none"> ● 防災士ブラッシュアップ講座を開催 ● 防災講話(出前講座)を実施 ● 地域版ハザードマップ作成支援
R6	第8次総合計画	地域の防災意識向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災講演会を開催 ● 防災講話(出前講座)を実施 ● 地域版ハザードマップ作成支援 ● 防災食育として地域イベント等でパッククッキング体験を実施(~現在)
R7			<ul style="list-style-type: none"> ● 北部地区(西里・川上・北部東)地区防災計画策定支援 ● 防災講演会を開催 ● 防災講話(出前講座)を実施 ● 地域版ハザードマップ作成支援
R8	第8次総合計画	地域の防災意識向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本地震10年関連事業の実施(防災フェア・小中学校への防災講義の実施) ● 地区防災計画策定支援等

3 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

(1) 熊本城の復旧・復興

復興重点プロジェクト3

【発災～平成29年度】

取組の概要

- 熊本城の効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を着実に進めていくため、平成30年(2018年)3月に熊本城復旧基本計画を策定し、着実な復旧に取り組んできた。

熊本地震の被害

重要文化財建造物(国指定)13棟、再建・復元建造物20棟、石垣約23,600㎡など全域的に甚大な被害を受けた



天守閣



飯田丸五階櫓



宇土櫓



不開門

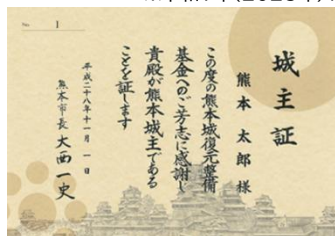


北十八間櫓

復旧の状況

	熊本城災害復旧支援金	復興城主
件数(件)	25,420	238,070
金額(千円)	2,680,254	4,250,952

※令和7年(2025年)12月31日現在



寄附金実績

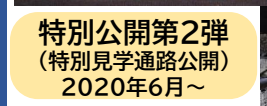
復旧の状況



特別公開



特別公開第1弾
(大天守外観公開)
2019年10月～



特別公開第2弾
(特別見学通路公開)
2020年6月～



特別公開第3弾
(天守閣完全復旧)
2021年6月～

3 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

(1) 熊本城の復旧・復興

復興重点プロジェクト3

【平成30年度～】

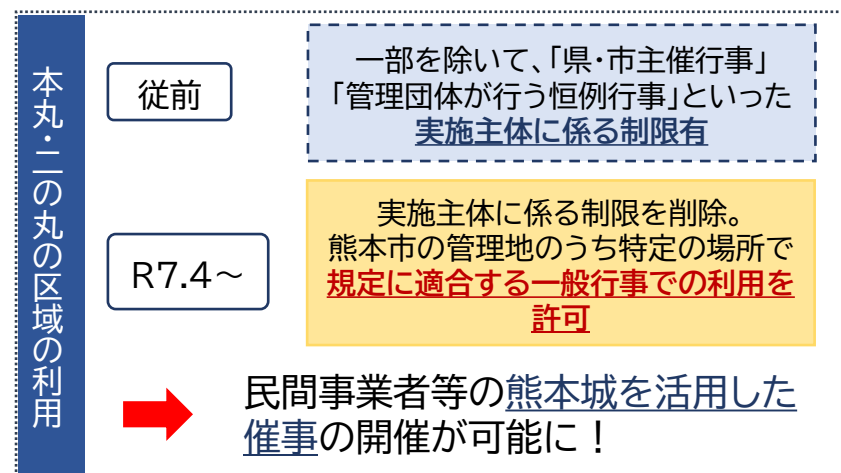
取組の概要

- 令和5年(2023年)3月に熊本城復旧基本計画を改定し、復旧完了までの計画期間を令和34年度(2052年度)に再設定。計画に基づき効率的・計画的復旧と戦略的な公開・活用を着実に進め、概ね35年を掛けて熊本城の復旧完了を目指す。
- 復旧過程においても、文化財としての熊本城の価値や歴史をより多くの方に伝え、その魅力をさらに高めていくために、令和7年(2025年)4月より、レセプションや展示会、イベント等の会場として活用できる制度を開始。

熊本城復旧基本計画の改定と更なる推進



熊本城の更なる活用



発災直後の課題(発災～H29年度)

- 「平成28年熊本地震」が発生し、熊本城は天守閣や櫓、石垣など甚大な被害を被り、通常の開園ができなくなった。
- 被害を受けた石垣や建造物等が崩落・倒壊などした状態が散在している状況の中で、文化財的価値の保全と被害の拡大防止を図る必要があった。
- 文化財・都市公園が調和した本市の重要な観光資源としての早期再生を図る観点から、効率的・計画的な復旧と戦略的な公開・活用を進めていく必要があった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 早期復旧に向け、城内で多くの工事が錯綜する中で、復旧と活用を両立していくためにも展示公開型の復旧に取り組んでいく必要があった。
- 多くの支援を受け、地震被害から徐々に復旧していく熊本城に関する情報発信をする必要があった。

復興のその先(R3年度～)

- 多くの支援を受け、地震被害から徐々に復旧していく熊本城に関する継続的な情報発信を行う必要があった。
- 復旧を進めていく中で、当初設定した標準的な工期より長い期間を要することや今後の想定事業量に見合う必要人材の確保など計画策定時の想定との乖離が生じてきた。

対応

- 地震被害により有料エリアに立ち入りできなくなったため、観光客等に対し、説明看板の設置や二の丸広場に遊歩道を整備するなど外周を回る「復興見学ルート」を設定した。
- 復旧の初動として、被災した石垣・建造物等の部材の速やかな保全と倒壊防止などの対策を講じた。
- 復旧に向けた基本的な考え方や具体的に取り組むべき施策の方向性を定めた「熊本城復旧基本方針」を平成28年(2016年)12月に策定し、復旧手順や工法及び復旧過程の公開など具体的に取り組む施策を体系的に定めた「熊本城復旧基本計画」を平成30年(2018年)3月に策定した。

対応

- 大天守の外観復旧に伴い、特別公開第1弾を開始した。
- 特別見学通路開通に伴い、特別公開第2弾を開始した。令和2年(2020年)6月に開通した特別見学通路により、復旧のスピードを緩めることなく、熊本城の被害状況や復旧過程を安全に観覧いただけるようになった。

対応

- 天守閣完全復旧に伴い、特別公開第3弾を開始した。
- 令和4年度にこれまでの達成状況や課題の整理等を踏まえた総合的な評価と検証を行い、計画期間の見直しを含めた熊本城復旧基本計画改定を行った。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	方針・計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 6月 飯田丸五階櫓倒壊防止工事着手 ● 11月 「復興城主」の寄附受付開始 ● 12月 熊本城復旧基本方針策定 ● 2月 熊本城天守閣復旧整備工事着手 ● 3月 頬当御門から天守閣前広場までの仮設スロープ設置完了
H29				<ul style="list-style-type: none"> ● 4月 二の丸駐車場に「お休み処」オープン ● 10月 城内の見学エリアを一部拡大 ● 3月 「熊本城復旧基本計画」を策定
H30	第7次総合計画(後期)		復旧基本計画に基づく復旧事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月 鯨瓦設置イベント「復活しゃちほこまつり」開催 ● 11月 大天守石垣の積み直しが終了 ● 2月 長堀の復旧工事始まる ● 3月 特別見学通路工事着手
H31				<ul style="list-style-type: none"> ● 6月 小天守石垣の積み直しが終了 ● 10月 熊本城特別公開第1弾開始(大天守外観復旧) ● 11月 小天守しゃちほこ設置セレモニー
R2	第7次総合計画(後期)			<ul style="list-style-type: none"> ● 6月 熊本城特別公開第2弾開始(特別見学通路開通) ● 1月 長堀復旧完了 ● 3月 天守閣復旧完了
R3				<ul style="list-style-type: none"> ● 6月 熊本城特別公開第3弾開始(天守閣内部公開) ● 8月 天守閣ライトアップリニューアル ● 10月 監物櫓復旧工事開始
R4	第8次総合計画			<ul style="list-style-type: none"> ● 10月 宇土櫓(五階櫓)解体保存工事開始 ● 2月 熊本城みどり保存管理計画を策定 ● 3月 「熊本城復旧基本計画」を改定
R5				<ul style="list-style-type: none"> ● 12月 監物櫓復旧完了 ● 1月 飯田丸五階櫓石垣復旧完了
R6	第8次総合計画			<ul style="list-style-type: none"> ● 4月 宇土櫓素屋根内特別開始まる ● 6月 田子櫓ほか4棟の復旧工事始まる ● 9月 旧細川刑部邸の復旧工事始まる
R7				<ul style="list-style-type: none"> ● 8月 平櫓台石垣復旧完了 ● 9月 飯田丸五階櫓の復旧工事始まる ● 9月 宇土櫓(五階櫓)解体保存工事完了
R8				

3 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

(2)文化財の復旧・復興

取組の概要

- 被災文化財に対して、文化財的価値を損なわないよう、既存部材(整備等によるものは除く)については最大限再利用し、可能な限り原状復旧に努めた。また、民間所有の被災文化財について復旧支援を行った。
- 復旧のための補助金等必要な財源の確保に努め、地震後に記念館となった夏目漱石大江旧居と復元途中に被災した熊本藩川尻米蔵を含めた10館全ての記念館の復旧を完了させて令和5年(2023年)に公開を再開した。

復旧完了



○熊本洋学校教師
ジェーンズ邸

令和5年(2023年)
9月1日公開再開

開館



○熊本藩川尻米蔵

令和5年(2023年)
10月21日開館

公開開始



○夏目漱石大江旧居

熊本地震後に記念館
として令和5年(2023年)
4月1日公開開始

復旧完了



○徳富記念園

令和4年(2022年)
12月8日公開再開

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 熊本市内に所在する指定・登録文化財256件(当時)中70件が被災した。
- 特に、全壊した県指定重要文化財洋学校教師館(ジェーンズ邸)を含む記念館は全館に被害があり、全て休館とした。
- 多くの文化財が被災し、見学できる文化財が減少した。
- 国・県指定については手厚い補助制度があるが、市が所有する市指定文化財については文化財の補助制度がなく、復旧費用の負担が問題となった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 文化財等の被災・復旧に伴い、市民の文化に触れる機会が減少した。
- 文化財の復旧工事等に伴う技術的課題が生じた。
- 指定相当の価値がある未指定文化財の復旧について課題が生じた。

復興のその先(R3年度～)

- 令和5年度(2023年度)に記念館が全館復旧したことに伴い、令和6年度(2024年度)より有料化を再開したことによって入館者が一時的に減少した。
- 文化財への理解を深めていくために地震被害及びその復旧の過程を伝えていく必要性が生じている。

対応

- 文化財を後世に残していくため、民間団体等と協力して被災した文化財の一時避難や部材保護に努めた。(文化財レスキュー事業・文化財ドクター派遣事業)
- 市民が文化財に触れる場を確保するため、安全が確認された文化財より順次、公開・一部公開を行った。
- 記念館等の復旧に関しては文部科学省の公立社会教育施設災害復旧事業補助金を活用した。また、民間所有文化財について、復旧事業に限り、熊本市文化財保存修理事業費補助金の上限額を撤廃した。

対応

- 記念館の全館復旧までの暫定的措置として、開館している記念館を無料化し、市民の文化に触れる機会を確保した。
- 建造物、古墳の復旧に関する意見聴取委員会を開催した。
- 未指定文化財については、将来の指定や登録を条件として熊本県の設けた平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金を用いた復旧を実施した。

対応

- 入館者の増加に向けて記念館各館での自主講座やイベント開催に力を入れている。
- 地震からの復旧について、各記念館で被害状況及び復旧過程を記録した冊子やパネルの展示を実施する。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	指定文化財建造物等の復旧方法等に関する意見聴取委員会	古墳の復旧方法等に関する意見聴取委員会	県指定重要文化財「洋学校教師館」保存修理に伴う検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年熊本地震発生→全記念館公開中止(H28.4.16) ● 被災文化財への養生等の実施 ● 文化財の全所有者に郵送及び電話による被災状況の確認(H28.5)→文化財課による現地確認 ● 被害が軽微な文化財(史跡池辺寺跡など)については平成28年度中に復旧事業を実施 ● 「後藤是山記念館」公開再開(H29.2.1)
H29						<ul style="list-style-type: none"> ● 「指定文化財建造物等の復旧方法等に関する意見聴取委員会」及び「古墳の復旧方法等に関する意見聴取委員会」の設置
H30	第7次総合計画(後期)					<ul style="list-style-type: none"> ● 「横井小楠記念館」(資料館)公開再開(H30.11.20)
H31						
R2	第8次総合計画					<ul style="list-style-type: none"> ● 「リデル、ライト両女史記念館」公開再開(R2.5.21)
R3						
R4						<ul style="list-style-type: none"> ● 「徳富記念園」公開再開(R4.12.8) ● 「夏目漱石内坪井旧居」公開再開(R5.2.9) ● 「横井小楠記念館」(四時軒)公開再開(R5.2.15)
R5						<ul style="list-style-type: none"> ● 「熊本洋学校教師ジェーンズ邸」公開再開(R5.9.1) ● 「熊本藩川尻米蔵」開館(R5.10.21) ● 被災文化財でもある吉田松花堂が重要文化財に指定(R6.1.19)
R6						<ul style="list-style-type: none"> ● 記念館有料化再開 ● 「明治天皇小島行在所」公開再開(R6.7.22)
R7						<ul style="list-style-type: none"> ● 被災した指定文化財のうち、美術工芸品の復旧が完了予定(R8.3.31)
R8						

3 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

(3)熊本市動植物園の復旧・復興

取組の概要

- 動植物園は広範囲にわたり大きな被害を受け、臨時休園を余儀なくされ、平成29年(2017年)2月25日からは部分開園を行いながら復旧に取り組み、平成30年(2018年)12月22日には、約2年8ヶ月ぶりに全面開園することができた。

熊本地震により、一時閉園

➔ 平成30年(2018年)12月 全面開園

全面開園記念イベント来場者数:

25,000人以上(3日間累計)

大きなにぎわいに!

復旧完了

- 復興応援サポーター制度の創設

寄付総額:約**3,775**万円(全面開園の前日まで)

多大なる支援に感謝します



園路の被災状況



猛兽舎の復旧工事の様子



熊本地震後の全面開園の様子

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 給水管断裂、漏水、上水道・井水の停止など インフラ機能の喪失した。
- 園路の液状化、地盤沈下、亀裂や隆起陥没が多発した。
- 猛獣舎の破損により、安全確保が困難となった。
- SNSでのライオンが逃げたというデマへの対応が必要になった。
- 余震が連続する中での動物の食欲不振、ストレス、異常行動などが見られた。
- 一部開園以降の工事を進めながら段階的に開園部分を拡大する必要があった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 復興補助金の活用、工事業者不足による復旧工事が遅れた。

復興のその先(R3年度～)

- 令和11年(2029年)の開園100周年に向け、第1次マスタープランを策定し、100周年に向けた整備等を進める必要がある。

対応

- 公益社団法人日本動物園水族館協会(JAZA)により、取水用タンク、作業物品、スタッフ用食料・飲料水等の支援があった。動物用飲料水、洗浄水等は江津湖の湧水により確保した。
- JAZAの支援により、ネコ科動物(ライオン、トラ、ユキヒョウ、ウンピョウ)の他園への避難預かりを行った。(平成28年(2016年)4月～平成30年(2018年)10月)
- SNS、HPでの正確な情報発信を行った。(4月15日には発信)
- 飼育担当及び獣医師により動物への対応を継続し、発災後2週間程度で通常に戻った。
- 来園者への情報発信を継続し、部分開園を進めた。

対応

- 平成30年(2018年)4月全面開園予定が12月まで延長した。

対応

- マスタープラン推進会議(外部委員会)による着実な事業推進。
- 100周年記念事業であるサバンナエリアの整備を進めていく。

取組スケジュール

(年度)

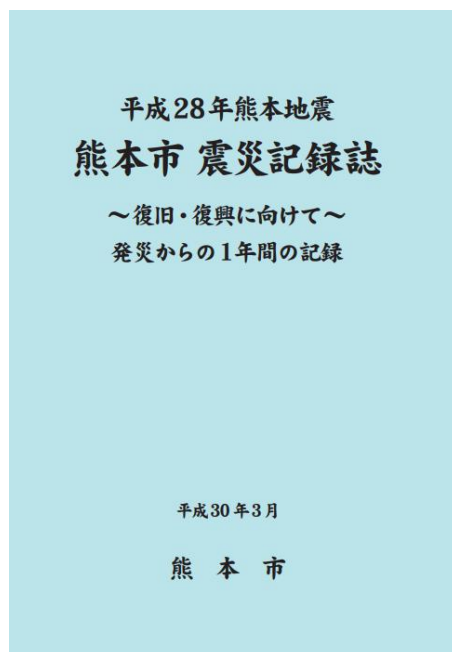
H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	復旧工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 4/14の前震発生以降、臨時休園(～H29(2017).2.24まで終日休園) ● JAZAの協力により、猛獣舎の動物を他の園に緊急移動
H29				<ul style="list-style-type: none"> ● 2/25 被害が比較的小さかった部分のみ部分開園し、復旧した箇所が拡大するごとに開園エリアを拡大 ● 6月 熊本地震復興支援「沖縄美ら海出張水族館」開催
H30				<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧完了した箇所から開園エリアを順次拡大 ● 12/22 2年8か月ぶりに全面開園 ● 3/7 熊本地震災害復旧工事完了
H31				<ul style="list-style-type: none"> ● 7/20 現在地移転50周年 ● 3/31 施設の老朽化対策などを盛り込んだ「熊本市動植物園マスタープラン」策定
R2	第7次総合計画(後期)		マスタープラン計画期間	
R3				
R4				<ul style="list-style-type: none"> ● サバンナエリア基本計画策定
R5				<ul style="list-style-type: none"> ● サバンナエリア基本設計
R6				<ul style="list-style-type: none"> ● サバンナエリア実施設計
R7				<ul style="list-style-type: none"> ● サバンナエリア整備着工(～R11)
R8				<ul style="list-style-type: none"> ● 被災した動物資料館(現:いきもの学習センター)が大規模改修を経てリニューアルオープン予定 ● 熊本地震10年シンポジウム開催予定

3 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

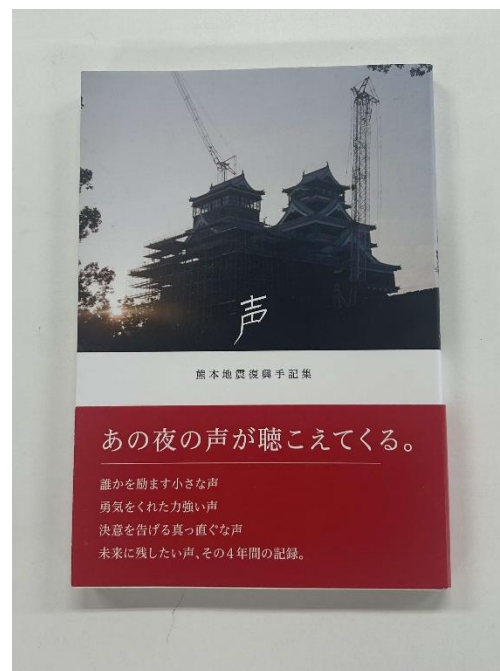
(4) 記憶と記録の伝承に向けた取組～①記録の整理・公開～

取組の概要

- 熊本地震発災後の約1年間を対象として、本市の被害状況や初期対応、復旧・復興の取組を時系列に整理し、記録した「平成28年熊本地震 熊本市震災記録誌」を発行した。
- 復旧・復興に尽力した関係者の生の「声」を集めた手記集を令和元年度に制作した。
- 明治熊本地震に係る貴重な史料である「水島日記」を「平成28年熊本地震」の記録とともに後世に受け継いでいくため、都市政策研究所にて現代語訳を実施し、平成28年(2016年)12月20日に初版を発行した。



▲震災記録誌



▲熊本地震復興手記集「声」



▲【現代語訳】熊本明治震災日記

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 被災者支援が優先になるため、記憶の記録が後回しになりがちである。
- 発災直後は、被災者の心理的負担も大きく、証言収集が難しい。
- 平成28年熊本地震との共通点も多い明治熊本地震について、災害の記憶が継承されているとは言い難い状況だった。
- 明治22年に発行された水島貫之著「熊本明治震災日記全」の現物は保存状態が芳しくなく、国立国会図書館公開のデジタル版も旧漢字と変体仮名混じりで句読点もなく、いずれも市民が気楽に接することができるとは言い難い状況だった。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 復興の進展により、災害の痕跡が見えなくなるため、社会全体の関心が薄れがちになるとともに、記録・証言の収集が停滞した。

復興のその先(R3年度～)

- 記憶の風化が進むため、経験のない若い世代に伝承していく取組が必要がある。
- 記憶を単なる「過去の出来事」ではなく、防災・減災に活かす取組が必要がある。

対応

- 本市の被害状況や初期対応、復旧・復興の取組を時系列に整理し、記録。熊本地震発災後の約1年間の動きをまとめた「平成28年熊本地震 熊本市震災記録誌」を平成30年(2018年)3月に発行。
- 都市政策研究所において明治熊本地震に係る史料「水島日記」の現代語訳を実施し、平成28年(2016年)12月20日に初版を発行。
- 市内の小中高校(全校)に750部を配付したほか、熊本市立図書館をはじめ連携中枢都市圏の図書館等に寄贈するなど、多くの方々が本書を気軽に手に取り、後世に受け継がれるよう取り組んだ。

対応

- 震災の記録と記憶の伝承を目的に、平成30年(2018年)10月よりパネル展を開始、11月より庁外への貸し出しも行い、県外における展示も行った。
- 復旧・復興に尽力した関係者の生の「声」を集めた手記集を令和元年度に制作。情報公開窓口や書店、Amazon(書店、Amazonは令和4年度(2022年度)まで)で販売するとともに、市内小・中学校図書館へ寄贈(令和5年度(2023年度))するなど、記憶の伝承に繋げた。

対応

- 震災復興パネル展の開催や、発災当時の映像や記録をまとめた「熊本地震記録映像集」を制作し、地震の記録や記憶、教訓を次世代に伝承していく。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	震災記録誌等の発行	<ul style="list-style-type: none"> ● 大西市長が蓑茂都市政策研究所長に「熊本明治震災日記」の現代語訳を依頼(H28.5.29) ● 【現代語訳】熊本明治震災日記の初版を発行(H28.12.20)
H29				<ul style="list-style-type: none"> ● 「平成28年熊本地震 熊本市震災記録誌」発行(H30.3)
H30			パネル展の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● パネルの作成、パネル展の開催(途中、令和元・2年度を除き、毎年開催)
H31				<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本地震復興手記集「声」発行
R2	第7次総合計画(後期)	パネル展の開催		
R3				
R4				
R5				
R6				
R7	第8次総合計画		記録映像制作	<ul style="list-style-type: none"> ● 記録映像の制作にあたっての素材収集
R8				<ul style="list-style-type: none"> ● 記録映像制作(予定)

3 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

(4) 記憶と記録の伝承に向けた取組～②防災啓発イベント等の実施～

取組の概要

- 令和4年(2022年)10月施行の熊本市防災基本条例で定めた4月16日の「熊本地震の日」を契機として、熊本地震の記憶の風化を防ぎ、記録と教訓を次の世代へ伝えるとともに、市民の防災意識向上を目的とした体験型の防災啓発イベントとして、「防災パーク」や「震災復興パネル展」を開催。
- 「熊本地震の日」の周知啓発として、新聞、SNSなど各種媒体を通じた周知広報も合わせて実施。



▲ 防災パークの様子

▲ 震災復興パネル展の様子

発災直後の課題(発災～H29年度)

対応

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

対応

復興のその先(R3年度～)

対応

- 市民アンケートにおいて、6割以上の市民が「熊本地震の記憶や教訓を忘れがちになっていると感じている」と回答しており、熊本地震の記憶が風化している実態が明らかとなった。

- 令和4年(2022年)10月に制定した熊本市防災基本条例において4月16日を「熊本地震の日」と制定し、熊本地震の記憶や記録、教訓等を次の世代に伝承することを目的に防災啓発イベント等を開催している。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	
H29			
H30			
H31			
R2	第7次総合計画(後期)		
R3		条例の制定	
R4			● 令和4年(2022年)10月施行の熊本市防災基本条例にて4月16日を「熊本地震の日」と制定
R5		「熊本地震の日」周知啓発事業の実施	● 花畑広場で防災啓発イベント「防災パーク」を開催(来場者数:約3,000人)(R5.4.16)
			● 同会場で「震災復興パネル展」を開催
R6			● 花畑広場で防災啓発イベント「防災パーク」を開催(来場者数:約3,500人)(R6.4.14)
			● 下通アーケードで「震災復興パネル展」を開催
R7			● 花畑広場で防災啓発イベント「防災パーク」を開催(来場者数:約3,800人)(R7.4.13)
		● 下通アーケードで「震災復興パネル展」を開催	
		● ショッピングモールや商店街等にて「くまもと防災備蓄マーケット」を開催	
R8	第8次総合計画		● 市街地等で防災啓発イベントを開催(予定)

3 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

(4) 記憶と記録の伝承に向けた取組～③防災教育の推進～

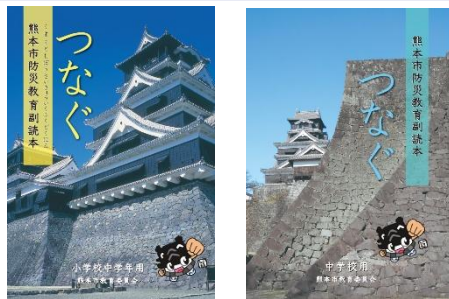
復興重点プロジェクト5

取組の概要

- 震災の記憶を次の世代につないでいくため、小中学校における防災教育副読本の活用などによる発達段階に応じた防災教育を継続している。

○「副読本」による防災教育の取組

熊本地震等の自然災害に関連する、熊本市の出来事やデータなどを教科横断的に取り上げ、児童・生徒が自ら考え「生きる力」をはぐくむ教材として制作



防災教育副読本

VRを活用した消火器体験の様子



○VR等を活用した体験型防災学習

体験型防災学習 実績
(2026.1.31時点)

214回開催
17,403名 参加

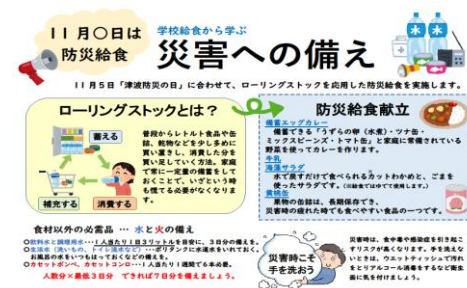
※小学校、自治会、まちづくりセンター、PTAなどと連携により開催

○防災給食

家庭でも備蓄しやすい食材を使用した「防災給食」を実施することで、保存食を実際に味わったり、ローリングストックの重要性に気づいたりなど、より実践的な経験をすることができている。



防災給食



給食だより(防災)

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 学校施設の被害状況の確認
(施設・設備、通学路の点検)
- 安否確認・引き渡しの方法(学校)
- 避難所の開設・運営:行政・地域・学校の連携不足
- 臨時休校期間、学校再開後の学校運営
- 児童生徒の心のケア

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 学校の施設・設備の仮設校舎
(災害後も学びを続ける工夫)
- 危機管理マニュアルの作成と修正
- 避難所運営と学校運営の両立
(学校は地域の避難拠点である)
- 防災教育年間計画の作成と実施
- 心のケアの取組の継続

復興のその先(R3年度～)

- 防災意識の継続と風化防止
- さまざまな災害(豪雨、土砂災害、火山)への対応
- 防災教育の継続

対応

- 安否確認や引き渡し方法の確認 (学校、行政、家庭)
- 災害発生時の避難所開設や運営
- 児童生徒の心のケアの充実
- 学校における防災教育の推進

対応

- 学校施設の復旧、安全確認
(学校の安全、防災行動)
- 学校、地域が連携した避難所の運営
- 防災教育の推進
(共助・地域の力を育てる学習)
- 心のケア体制の充実と取組の充実

対応

- 防災意識の風化防止と教訓継承
- 学校、家庭、地域が連携した防災教育の継続推進

取組スケジュール

(年度)

H28			<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年熊本地震発生(H28.4)
H29	<p>第7次総合計画(前期)</p> <p>震災復興計画</p>	<p>熊本市防災教育副読本作成計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本市防災教育副読本作成委員会を設置(H29.6) ● 第1回全体会(H29.7) 趣旨説明、作業スケジュール確認 ● 作成委員会(H29.7~9) 資料作成、検討 ● 第2回全体会(H29.9) 作成状況の確認、各分冊ごとの分科会 ● 作成委員会(H29.9~11) 第2回全体会後の修正 ● 第3回全体会(H29.11) 作成状況の確認、各分冊ごとの分科会 ● 作成委員会(H29.11~12) 内容の最終確認 ● 作成作業完了・提出 ● 入札(H29.12) ● 研修委員、原稿校正作業開始(H30.1) ● 原稿校正作業終了(H30.2) ● 各小中学校に配布(H30.3)
H30			
H31			
R2	<p>第7次総合計画(後期)</p>		
R3			
R4			
R5			
R6	<p>第8次総合計画</p>		
R7			
R8			

3 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

(5)防災基本条例の制定

取組の概要

- 市、市民、事業者及び地域の防災組織の役割を明らかにし防災意識を醸成することで、地域防災力の最大化を図り、市民が安心して暮らすことができる真に災害に強いまちを実現するため、「熊本市防災基本条例」を令和4年10月に施行。
- 条例において定めた「熊本地震の日」を契機として、熊本地震の記憶や記録、教訓を次世代へ継承するとともに、市民の防災への関心と理解を深める取組を推進。

熊本市防災基本条例(令和4年10月1日施行)

災害時に市民等の生命、身体、財産及び暮らし並びに個人の尊厳を守るため、

- ☑ 自助・共助・公助の役割の明確化
- ☑ 避難行動要支援者への支援
- ☑ 正確な情報の発信等
- ☑ 多様性の尊重
- ☑ 防災教育・熊本地震の日 など



現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる

真に災害に強いまちの実現を目指す

条例に基づく主な取組

○「熊本地震の日」周知啓発イベント

- ▶ 熊本地震の記憶、記録及び教訓を次の世代に伝承する体験型の防災啓発イベント等の開催



○ 避難所運営強化

- ▶ 「くまもとアプリ」を利用した避難所受付の導入や、避難所運営委員会の取組に対する助成の実施 等



○ 避難所施設機能強化

- ▶ 避難所となる小中学校のマンホールトイレや貯水機能付給水管の整備 等



発災直後・復旧・復興期の課題(発災～R2年度)

- 避難所について、発災後に運営方法等を決定するなど、事前の避難所運営体制が整備されていなかった。
- 避難所において、高齢者や障がいのある方など、特に配慮が必要な方に対し、必要な配慮が行き届かなかった。また、ペットを連れた方の避難などの課題が明らかとなった。
- SNSで、悪質なデマが拡散するなど、市民への正確な情報発信や、避難所や関係機関との情報共有が不足した。

復興のその先(R3年度～)

- 全国で激甚化、頻発化する災害や、近い将来必ず発生するとされる南海トラフ巨大地震への備えが必要である。
- 令和3年度の市民アンケートで、6割を超える市民が熊本地震の記憶を忘れがちになっていると回答されるなど、災害の記憶や教訓等が伝承されず、風化していくことが懸念される。

対応

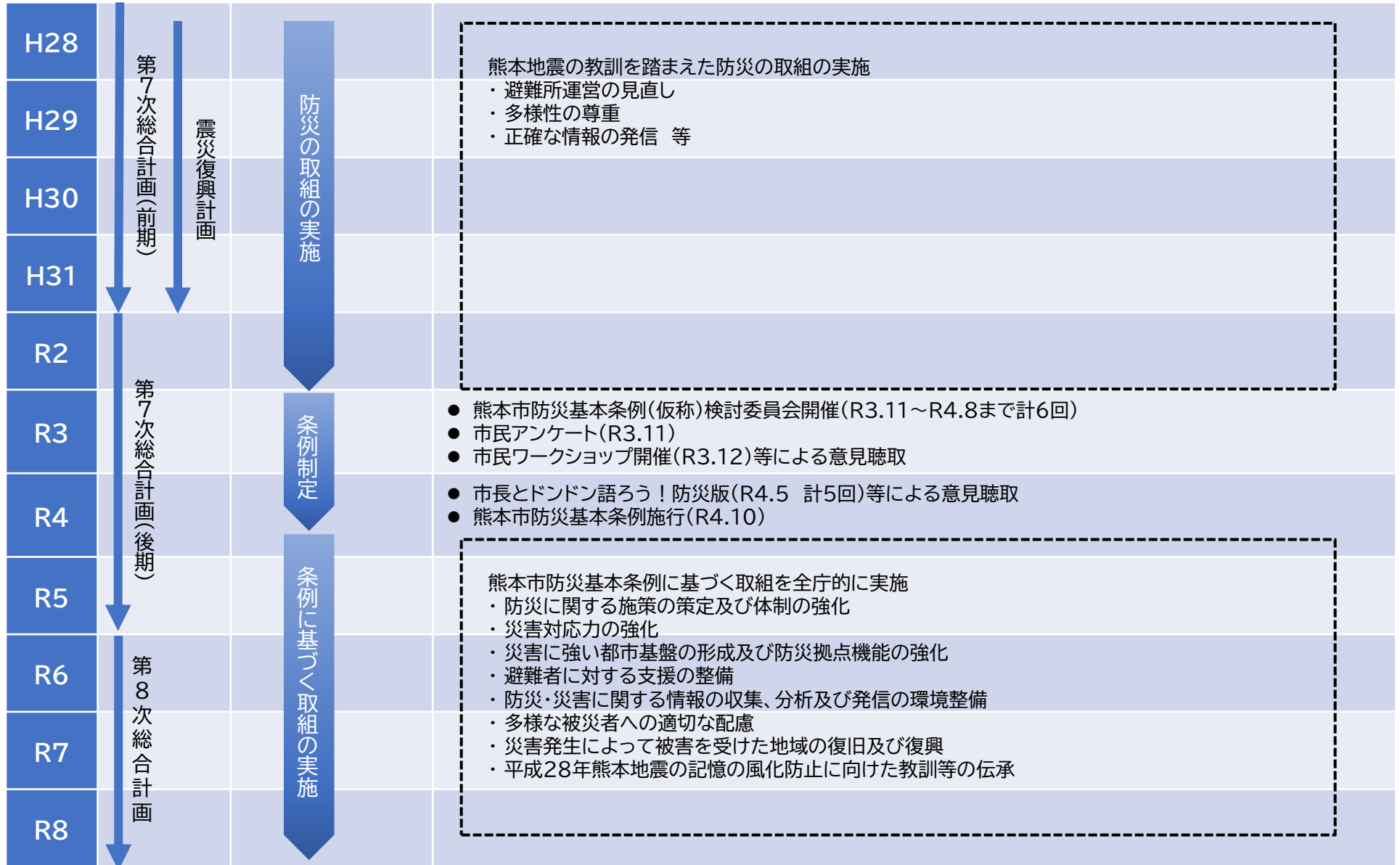
- 「校区防災連絡会」や「避難所運営委員会」の設置を進め、「地域」と「行政」、「関係者」が平時から校区の防災について協議し、いざという際に「避難所」を速やかに開設・運営していく仕組みを整備した。
- 「福祉避難所」や「ペット同伴避難所」といった様々な避難先の確保を進めるなど、避難者の多様性に対応できる体制を整備した。
- ハザードマップのデジタル版や防災ポータルサイト、LINEを活用した緊急情報の発信など、様々な防災情報に関して、デジタルツールを使って速やかな情報収集・発信に努めた。

対応

- 令和4年(2022年)10月に「熊本市防災基本条例」を施行し、市、市民、事業者及び地域の防災組織の防災意識及び災害対応力を高め、これまでの災害の記録、記憶及び教訓を日常生活に生かし、災害の発生に備えるとともに、これを次の世代に伝承していく。

取組スケジュール

(年度)



3 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

(6)他都市との支援・協力体制の構築～①被災地自治体への支援～

取組の概要

- 熊本地震の発災から復旧・復興の過程において多くの自治体から応援職員派遣をいただいたことから、熊本地震を経験して得た教訓や知見を国内外の自治体へ伝えることも重要な責務として被災地自治体へ積極的な応援職員派遣を行っている。
- 熊本地震を経験して得た教訓や知見を被災自治体へ伝えるもちろん、本市において地震後に入庁した職員が全職員の約3割を占めており、被災地派遣を経験させることで震災対応のスキルの職員間の継承、職員の防災スキル向上も図っている。

令和6年能登半島地震

活動人数延べ：4,774名

※熊本市応援本部からの派遣

派遣先

支援内容

石川県珠洲市 (対口支援)	【対口支援】 避難所マネジメント・運営、1.5次・2次避難所移動、避難所における健康管理、住家被害認定調査
	【その他】 総括的な災害マネジメント、災害廃棄物処理、公費解体

※上記の他、石川県庁、石川県金沢市・七尾市・輪島市・能登町・穴水町、富山県庁、富山県富山市・氷見市・高岡市・射水市で、公費解体業務、応急給水活動、下水道管路調査、災害廃棄物処理等の支援を実施



▲ 避難所運営支援ミーティングの様子



▲ 住家被害認定調査の様子

令和2年7月豪雨

活動人数延べ：5,298名

※熊本市応援本部からの派遣

派遣先

支援内容

人吉市 (対口支援)	【対口支援】 住家被害認定調査、避難所運営、り災証明発行、被災者相談窓口、支援物資管理、給水補給基地対応
	【その他】 総括的な災害マネジメント、被災者の健康管理、DHEAT応援、看護業務、災害廃棄物の収集運搬等、応急仮設住宅建設、下水道被災状況調査、堆積土砂撤去

※上記の他、岐阜県下呂市で、総括的な災害マネジメント、人命救助、応急給水活動、健康管理業務、水道被害状況調査、災害廃棄物の収集運搬を実施

平成30年7月豪雨

活動人数延べ：2,216名

※熊本市応援本部からの派遣

派遣先

支援内容

愛媛県西予市 (対口支援)	【対口支援】 連絡調整兼災害マネジメント支援、避難所運営、保健師派遣、家屋被害調査、相談窓口及びり災証明発行
------------------	---

※上記の他、岡山県庁、岡山県岡山市・倉敷市、広島県庁、広島県内各市、愛媛県内各市で、賃貸型応急住宅対応支援活動、住宅災害廃棄物処理等の支援を実施

3 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

(6) 他都市との支援・協力体制の構築～①被災地自治体への支援～

【被災地自治体への支援実績(中長期派遣)】

中長期派遣(※)のべ人数	派遣先
<h1 style="font-size: 48px; margin: 0;">67名</h1> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">(H30～R7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月豪雨災害(岡山県矢掛町、愛媛県西予市) ・令和元年8月佐賀豪雨(佐賀県多久市) ・令和元年東日本台風(福島県相馬市、神奈川県相模原市) ・令和2年7月豪雨災害(熊本県八代市、人吉市、芦北町) ・令和4年3月福島県沖地震(宮城県角田市) ・令和5年7月豪雨(福岡県朝倉市) ・令和6年能登半島地震(石川県珠洲市、七尾市)

※ おおむね3か月以上の期間にわたって職員を被災地に派遣すること

【主な派遣先と支援内容】

令和6年能登半島地震		令和2年7月豪雨	
延べ派遣人数：14名 ※R6.4.1～R8.3.31		活動人数延べ：39名 ※R2.10.1～R8.3.31	
派遣先	支援内容	派遣先	支援内容
石川県珠洲市	災害廃棄物処理、公費解体、災害公営住宅建設、道路災害復旧工事	八代市	農地・農業用施設災害復旧工事、河川・道路・橋梁災害復旧工事
石川県七尾市	水道・下水道施設の災害復旧工事	人吉市	河川・道路・橋梁災害復旧工事、公共施設災害復旧工事、施設営繕、堆積土砂排除
		芦北町	道路・河川災害復旧工事、家屋被害認定調査

※平成30年以降、「令和6年能登半島地震」及び「令和2年7月豪雨」以外の災害にも、延べ14名の職員を派遣

発災直後の課題(発災～H29年度)

- 発災から3か月ほどが経過し、国から、今後の復旧・復興事業を効果的に進めるためには、中長期派遣による人的支援が適当と示される。

復旧・復興期の課題(H30年度～R2年度)

- 熊本地震において全国の自治体から多数の中長期応援職員派遣をいただいた。
- 今後、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震を始めとする大規模災害の際には、熊本地震の被災自治体として、災害対応の経験を生かし、他自治体への人的・物的支援を行っていく必要がある。

復興のその先(R3年度～)

- 熊本地震を経験していない職員が多く入庁してきているなど、熊本地震で培った震災対応のスキルを職員間で継承していくことが重要である。

対応

- 熊本県を通じて要望を行い、平成28年(2016年)9月1日より、全国の自治体から中長期の応援職員派遣受入を開始した。

対応

- 受けた支援への恩返しとして、全国の被災自治体に対し中長期応援職員を積極的に派遣し、熊本地震で得た教訓や知見の伝達を図っている。
- 平成30年(2018年)5月作成の熊本市災害時受援計画において、本市が迅速かつ効率的な応援をおこなうため、応援業務に係る必要事項を定める。

対応

- 引き続き被災自治体に対し中長期応援職員を派遣することで熊本地震を経験していない職員の防災スキルの向上も図っている。
- 他都市で発生した災害対応に職員を派遣する際は、経験者と未経験者を組み合わせることで、現地での災害対応で必要となる活動を未経験の職員へ伝える。

取組スケジュール

(年度)

H28			<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震による中長期応援職員の受入を開始(H28.9.1)
H29	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	
H30			<ul style="list-style-type: none"> 熊本市災害時受援計画の策定(平成30年5月) 平成30年7月豪雨 被災地支援(平成30年7月～9月まで愛媛県西予市等に活動人数延べ2,216名派遣) 平成30年7月豪雨災害に係る中長期応援職員派遣を開始(H30.10.1) 平成30年7月豪雨災害に係る中長期応援職員派遣を終了(H31.3.31)
H31			<ul style="list-style-type: none"> 令和元年8月豪雨災害に係る中長期応援職員を派遣(R1.11.1～R1.12.31) 令和元年東日本台風に係る中長期応援職員派遣を開始(R1.11.25)
R2	第7次総合計画(後期)	災害発生時における被災地支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月豪雨 被災地支援(令和2年7月～9月まで人吉市等に活動人数延べ5,298名派遣) 令和2年7月豪雨災害に係る中長期応援職員派遣を開始(R2.10.1)
R3			<ul style="list-style-type: none"> 令和元年東日本台風に係る中長期応援職員派遣を終了(R4.3.31)
R4			<ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月福島県沖地震に係る中長期応援職員を派遣(R4.9.1～R4.12.31)
R5			<ul style="list-style-type: none"> 令和6年能登半島地震 被災地支援(令和6年1月～11月まで石川県珠洲市等に活動人数延べ4,774名派遣) 令和5年7月豪雨災害に係る中長期応援職員を派遣(R5.10.1～R6.3.31)
R6			<ul style="list-style-type: none"> 令和6年能登半島地震に係る中長期応援職員派遣を開始(R6.4.1)
R7	第8次総合計画		<ul style="list-style-type: none"> 熊本地震による中長期応援職員受入を終了(R7.3.31) 令和2年7月豪雨災害に係る中長期応援職員派遣を終了(R8.3.31)
R8			

3 熊本地震の記録、記憶及び教訓の伝承

(6) 他都市との支援・協力体制の構築～②九州全体での防災・減災対策～

取組の概要

- 災害時の相互支援を強化するため、熊本地震後の平成28年(2016年)10月に九州市長会内に防災部会を設置。平成29年(2017年)5月に「九州市長会における災害時相互支援プラン」を策定した。
- 南海トラフ地震等、今後起こり得る大規模災害においては、九州内でも甚大な被害が想定されることから、令和7年(2025年)1月に九州市長会内に立ち上げたONE KYUSHUプロジェクトチームに、南海トラフ・大規模災害対策部会を設置。九州全体での防災・減災対策や相互支援体制の強化等に取り組んでいる。

防災部会の取組

- 「九州市長会における災害時相互支援プラン」に基づく、リエゾン隊の派遣や即応支援等
- 防災訓練の実施
- 備蓄物資のリスト化

▼防災訓練の様子



南海トラフ・大規模災害対策部会の取組

初動対応のために

- 九州市長会における 受援・支援自治体の事前指定(=マッチング)
- 各自治体での受援・支援対応の標準化、アップデート
- 備蓄品・資機材等の相互支援の仕組みづくり
- 事前指定に基づく初動体制の準備・防災訓練等の実施

初動のイメージ



発災直後(発災～H29年度)

- 「九州市長会における災害時の相互支援体制について(平成25年(2013年)5月16日申合せ)」に基づき物資の支援を実施した。
- 平成28年(2016年)10月の第119回九州市長会総会において、防災部会を設置した。
- 平成29年(2017年)5月、震度6弱以上の地震やそれに相当する災害が発生した場合に、九州内の自治体同士で相互支援を行う枠組みとして「九州市長会における災害時相互支援プラン」を策定した。
- 平成29年(2017年)5月、九州地方知事会と九州市長会において、「大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書」を締結した。
- 平成29年(2017年)6月～、九州市長会防災部会において訓練を実施している。

復旧・復興期(H30年度～R7年度)

- 令和4年(2022年)11月、陸上自衛隊西部方面隊と九州市長会において、「陸上自衛隊西部方面隊と九州市長会との災害等対応における相互協力に関する協定」を締結した。

復興のその先(R7年～)

- 九州の持続的な発展を目指し、各自治体が抱える課題に対し、九州各市が連携をしながら課題解決のための調査研究及び施策の立案・推進を図ることを目的に令和7年1月に立ち上げた「ONE KYUSHUプロジェクトチーム」に、「南海トラフ・大規模災害対策部会」を設置した。
- 南海トラフ地震発災直後、国や県による支援が開始するまでの間、九州市長会の各自治体が即時に受援・支援行動を発動できるよう、即応的な支援体制の構築を進めている。

対応

- 南海トラフ地震の想定震度6強以上、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域等の自治体を受援自治体に指定した。
- 1受援市に対し、3市程度の支援自治体の事前指定(=マッチング)を行うこととし、速やかに駆けつけることが可能な自治体を先遣隊、支援体制の準備が可能な規模の自治体等を支援市とするなどし、支援自治体を指定した。
- 受援・支援行動の即応性と実行性の向上を図るため、受援・支援の対象業務や連絡窓口、役割などルールを設ける。

取組スケジュール

(年度)

H28	第7次総合計画(前期)	震災復興計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年熊本地震発生 ● 九州市長会防災部会設置(H28.10)
H29			<ul style="list-style-type: none"> ● 「九州市長会における災害時相互支援プラン」策定(H29.5) ● 九州地方知事会と九州市長会において「大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書」締結(H29.5) ● 九州市長会防災部会における情報伝達訓練実施(H29.6)
H30	九州全体での防災・減災対策		
H31		<ul style="list-style-type: none"> ● 九州市長会防災部会における情報伝達訓練実施(R1.12) 	
R2		<ul style="list-style-type: none"> ● 九州市長会防災部会における情報伝達訓練実施(R2.12) 	
R3		<ul style="list-style-type: none"> ● 九州市長会防災部会における情報伝達訓練実施(R4.3) 	
R4		<ul style="list-style-type: none"> ● 九州市長会防災部会における情報伝達訓練実施(R4.5) ● 「陸上自衛隊西部方面隊と九州市長会との災害等対応における相互協力に関する協定」を締結(R4.11) 	
R5		<ul style="list-style-type: none"> ● 九州市長会防災部会における情報伝達訓練実施(R5.5) ● 九州市長会防災部会における物資等輸送訓練実施(R5.8) 	
R6		<ul style="list-style-type: none"> ● 九州市長会防災部会における情報伝達訓練実施(R6.5) ● 九州市長会防災部会における即応支援訓練実施(R6.11) ● ONE KYUSHUプロジェクトチームに「南海トラフ・大規模災害対策部会」設置(R7.1) 	
R7		<ul style="list-style-type: none"> ● 九州市長会防災部会における情報伝達訓練実施(R7.4) ● 九州市長会防災部会における即応支援訓練実施(R7.5) ● 第137回総会で南海トラフ地震発生時の受援・支援市のマッチングを承認(R7.10) 	
R8	第8次総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 受援・支援の標準化 ● 熊本地震から10年を迎えることを機に、九州市長会をはじめ関係機関と連携した防災訓練を実施(R8.5(予定)) 	

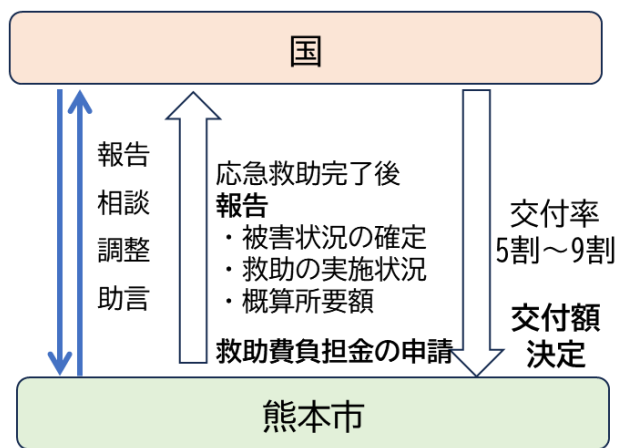
IV 熊本地震を契機に改善された制度

1 災害救助法の直接適用

取組の概要

- 熊本地震後、法が改正され、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度が創設。本市は平成31年(2019年)に救助実施市に指定された。
- 令和7年8月豪雨災害では、救助実施市指定後初めて災害救助法(施行令第1条第1項第4号)の適用を決定し、救助実施市として直接国と協議しながら、自らの判断のもと、より一層迅速な救助を実施した。

救助法適用後の流れ



○災害救助法に基づく支援状況

	申込件数	実施完了件数
応急仮設住宅の供与 (賃貸型応急住宅)	83件	47件(入居完了世帯数) 93人(入居完了人数)
住宅の応急修理	115件	26件(修理完了件数)
被服、寝具その他生活必需品の給与	544件	275件(配送済件数)
学用品の給与 (教科書及び正規の教材)	教科書:13校 教材: 8校	教科書756冊(給与完了冊数) 教材18件(給与完了件数)
学用品の給与 (文房具、通学用品)	49件	49件(給与完了件数)

救助実施市となり、災害時に直接国と協議しながら、自らの判断のもと、より一層迅速な救助が可能となった。

2 災害援護資金の貸付制度の見直し

取組の概要

- 災害援護資金の償還方法は、年賦償還又は半年賦償還のどちらかを選択することが原則となっており、1回あたりの償還額が大きいため、被災者にとって負担が大きく、月賦での支払い希望が多くあった。
- このような要望を踏まえ、償還方法の見直しについて熊本市から内閣府へ提案を行ったことで、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」が改正され、各市町村が償還方法を年賦償還・半年賦償還・月賦償還から選択できることとなった。

改正前

選択可能な償還方法

年賦・半年賦



改正後

選択可能な償還方法

年賦・半年賦・月賦

月賦償還の利用件数の推移、全体に占める割合

	R2.12	R3.3	R3.7	R3.10
償還件数	408	408	403	396
月賦償還件数	228	231	234	235
月賦償還割合	55.9%	56.6%	58.1%	59.3%

3 熊本市指定文化財の修理等に係る補助金の拡充

取組の概要

- 熊本市文化財保存事業費補助金交付要綱は、市指定文化財の修理、管理に関する事業については、対象経費のうち、予算の範囲内で2分の1以内の補助で、熊本地震前の平成28年(2016年)時点では上限は20万円であった。
- 熊本地震発災後は、民間所有の被災文化財の復旧等を支援するため、上記要綱を改正し、平成29年4月1日より上限額を建造物(石塔・石碑等は除く)について1,000万円、それ以外を100万円とした。また、熊本地震からの復旧に関しては、上限額を特例として撤廃した。

別表¹

	補助対象事業 ²	補助対象経費 ³	補助額 ⁴
国指定	国指定文化財の修理、管理、公開その他保存及び活用等に関する事業で、国庫補助金(県補助金)の交付を受けて実施するもの。 ¹	国が補助対象と認めた経費 ³	予算の範囲内で国補助金の10分の1以内。 ⁴ ただし、県補助金があれば県補助金の2分の1以内。 ⁴
県指定	県指定文化財の修理、管理等に関する事業で、県補助金の交付を受けて実施するもの。 ¹	県が補助対象と認めた経費 ³	予算の範囲内で県補助金の2分の1以内。 ⁴
市指定	市指定文化財の修理、管理等に関する事業。 ¹	左の事業に要する経費 ³	予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内。 ⁴ (ただし、その補助が20万円を超えるときは、20万円とする。) ⁴

ただし、上記の規定にかかわらず、市長が特に認める場合はこの限りではない。¹

要綱改正前

別表(第3条、第4条及び第5条関係)

	補助対象事業	補助対象経費	補助額
国指定等	国指定等文化財の修理、管理、公開その他保存及び活用等に関する事業で、国庫補助金(県補助金)の交付を受けて実施するもの。	国が補助対象と認めた経費	予算の範囲内で国補助金の10分の1以内。 ただし、県補助金があれば県補助金の2分の1以内。
県指定	県指定文化財の修理、管理等に関する事業で、県補助金の交付を受けて実施するもの。	県が補助対象と認めた経費	予算の範囲内で県補助金の2分の1以内。
市指定	市指定文化財の修理、管理等に関する事業。	左の事業に要する経費	予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内(ただし、下記を限度とする。) (限度額) ・建造物(石塔・石碑等は除く) 10,000千円 ・上記以外 1,000千円

ただし、上記の規定にかかわらず、市長が特に認める場合はこの限りではない。

要綱改正後

4 災害廃棄物関係法令等の改定

取組の概要

環境省は、熊本地震等の教訓を踏まえた熊本市からの提案に基づき、現場実情に即した規制緩和(省令改正等)を行い、災害廃棄物の円滑処理を促進する制度改善を図った。

支障事例(熊本地震で生じた事例)

- 平時では産業廃棄物として取り扱われる廃石膏ボードが、非常災害時には一般廃棄物として扱われる。
廃棄物処理法の特例で、産業廃棄物処理施設では同一の種類的一般廃棄物を処理することができるが、熊本地震で発生した廃石膏ボードをリサイクルしようとした施設は同法の許可対象施設ではなく、特例を適用できないため受入ができず、埋立処分せざるを得なかった
- 災害廃棄物を迅速に処理するため、産業廃棄物許可対象以外の施設も特例対象となれば、処理の選択肢が広がり災害廃棄物のリサイクル率向上が期待できる。

熊本市等からの提案(内閣府に対する規制緩和提案)

- 災害廃棄物を、既存の産業廃棄物処理施設で柔軟に受け入れられるよう、特例適用の要件緩和や制度見直しを求めた。

国の対応(措置)

- ◎省令の改正等により、非常災害時に産業廃棄物処理施設で処理可能な一般廃棄物の要件を、従来の「許可品目と同一の種類」から、「処理する産業廃棄物と同様の性状を有するもの」へと拡大した。
- ➡これにより災害廃棄物のさらなる再資源化(リサイクル)が促進されるとともに、処理先の選択肢が増えることで処理スピードの向上につながることが期待される。

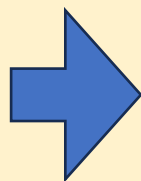
5 熊本県内応援隊及び緊急消防援助隊受援体制の見直し

取組の概要

- 本市が被災した場合、熊本県内応援隊及び全国から派遣される緊急消防援助隊を受け入れるための計画(受援計画)を策定している。
- 熊本地震以前に策定していた受援計画は、実際の受援時に上手く機能しなかった。
- 熊本地震時の反省を踏まえて見直しや調整を行い、より実践的な受援計画へと改正した。

熊本地震時の受援状況

- ・ 災害情報の共有及び応援隊への情報提供等、受援側と応援側が連携できていなかった。
- ・ 事前計画を定めていなかったため、進出拠点及び宿営場所確保に苦慮した。
- ・ 応援隊を要請するための基準が抽象的であったため、応援等の要請判断に苦慮した。



受援計画の改正

- ・ 受援に対する組織体制の任務分担や役割について、具体的な活動内容を定めた。
- ・ 進出拠点及び宿営場所候補地は、所有者と覚書を交わすなど、事前に選定しておくことを定めた。
- ・ 早期に応援等の要請判断をできるように災害種別ごとに要請の目安となる基準を定めた。

